

# e-Japan 重点計画 - 2002

平成 14 年 6 月 18 日

I T 戦 略 本 部

# e-Japan 重点計画 - 2002

## 目次

はじめに

<b>I 基本的な方針</b> .....	<b>1</b>
<b>1. IT 革命の意義</b> .....	<b>1</b>
<b>2. 目指すべき高度情報通信ネットワーク社会の姿</b> .....	<b>2</b>
<b>3. 基本方針</b> .....	<b>4</b>
(1) 官民の役割分担 .....	4
(2) 重点政策 5 分野 .....	4
(3) 横断的な課題 .....	8
(4) ベンチマーク(指標) .....	9
(5) 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の役割 .....	10
<b>II 重点政策 5 分野</b> .....	<b>11</b>
<b>1. 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成</b> .....	<b>11</b>
(1) 現状と課題 .....	11
(2) 施策の意義 .....	14
(3) これまでの主な成果 .....	14
(4) 具体的施策 .....	16
① 新たなネットワークインフラ等の形成推進 .....	16
ア) 線路敷設の円滑化 .....	16
イ) 集合住宅における高速・超高速インターネットアクセスの円滑化 .....	18
ウ) 光ファイバ網等の整備支援 .....	18
エ) 電波の有効利用促進のための再配分ルール具体化 .....	19
オ) 第 4 世代移動通信等の新たな需要に対応した周波数の割当 .....	19
カ) 通信端末機器等の基準認証に関する自己適合宣言制度の導入 .....	19
キ) IPv6 普及促進 .....	19
② 既存設備を活用したネットワークインフラ等の形成推進 .....	19
ア) ダークファイバの開放 .....	20
イ) 電力線搬送通信設備に使用する周波数帯域の拡大 .....	20

③	いつでもどこでも安心して利用出来るネットワークの構築	20
	ア) 地理的情報格差の是正	20
	イ) 信頼性向上施設の導入支援	21
④	自由かつ公正な競争環境の整備の促進	21
	ア) 自由かつ公正な競争の促進	21
	イ) 利用者利益の増進	23
⑤	放送のデジタル化	23
⑥	多様なビジネスモデルへの支援	24
	ア) 通信・放送融合への対応	24
	イ) 各階層の市場をまたがる事業活動についての自由かつ公正な競争の促進	24
⑦	ブロードバンド時代に向けた研究開発の推進	25
	ア) 伝送速度の高速化	25
	イ) インターネット基盤技術の高度化	26
	ウ) 移動通信技術の高度化	27
	エ) 全国の主要拠点を結んだ超高速ネットワーク技術の開発・実験の実施等	28
⑧	国際インターネット網の整備など世界的に均衡のとれた IT 社会の実現	28
	ア) アジア・ブロードバンド計画	28
	イ) アジアにおける高度な IT 利用の促進のための研究	28
	ウ) 国際標準に向けた研究活動等の推進	28
	エ) 沖縄の国際情報通信ハブ化	29
	オ) IPv6 普及促進とそれに向けた国際戦略のあり方	29
	カ) 政策・制度支援ネットワークの構築	29

## **2. 教育及び学習の振興並びに人材の育成** **30**

(1)	現状と課題	30
(2)	施策の意義	31
(3)	これまでの主な成果	31
(4)	具体的施策	33
①	学校教育の情報化等	33
	ア) 学校の IT 環境の整備	33
	イ) IT 活用型教育の本格的実施の推進	34
	ウ) IT 指導力の向上	36
	エ) 教育用コンテンツの充実・普及	37
	オ) 教育情報提供体制の整備等	38
	カ) 障害のある子どもたちへの対応	39
②	国民の IT 活用能力の向上	39
	ア) IT 利用機会の継続性の確保及び利用環境の整備	39
	イ) 障害者・高齢者の IT 利用の促進	40

③ IT分野の専門家の育成・活用及び職業能力開発	40
ア) 大学・大学院等におけるIT教育の推進	40
イ) 外国人人材の受入れ確保	41
ウ) IT技術者研修市場の活性化	42
エ) コンテンツ・クリエイターの育成	43
オ) 経営者をサポートする人材の育成	43
カ) IT職業能力開発の推進及びIT技能の向上	43
<b>3. 電子商取引等の促進</b>	<b>45</b>
(1) 現状と課題	45
(2) 施策の意義	45
(3) これまでの主な成果	46
(4) 具体的施策	47
① 電子商取引等の浸透のための制度整備の充実	47
ア) 電子商取引等に関する基盤的制度の整備	47
イ) 電子商取引準則の普及及び見直し	48
② 商取引の電子化の加速的推進	48
ア) 適正な競争条件の確保	49
イ) 新しいビジネスの創出と産業競争力の向上	49
③ 消費者保護対策の充実	52
ア) 個人情報保護	53
イ) 消費者に対する情報提供等	53
④ 国際的な環境整備	54
<b>4. 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進</b>	<b>56</b>
(1) 現状と課題	56
(2) 施策の意義	57
(3) これまでの主な成果	59
(4) 具体的施策	61
① 行政の情報化	61
ア) 国、地方を通じた行政情報化の総合的・一体的推進	61
イ) 地方公共団体の取組支援	67
② 公共分野	69
ア) 科学技術・学術研究分野の情報化	69
イ) 芸術・文化分野の情報化	70
ウ) 保健、医療、福祉分野等の情報化	70
エ) 高度道路交通システム(ITS)及び公共交通分野の情報化の推進	71
オ) 環境分野の情報化	73

カ) 地理情報システム(GIS)の推進	74
キ) 防災分野の情報化	76

## **5. 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保** 78

(1) 現状と課題	78
(2) 施策の意義	79
(3) これまでの主な成果	79
(4) 具体的施策	81
① 政府の情報セキュリティ確保	81
ア) 情報セキュリティポリシーの実効性の確保	81
イ) 電子政府の情報セキュリティ確保のための体制の整備	82
ウ) 地方公共団体の情報セキュリティ確保の支援	82
② 重要インフラのサイバーテロ対策	82
ア) 特別行動計画における取組の強化	82
イ) 内閣官房における緊急対処体制の整備	82
ウ) 警察における緊急対処体制の整備	82
エ) 防衛庁における緊急対処体制等の整備	83
③ 民間部門における情報セキュリティ対策及び普及啓発	83
ア) 情報セキュリティ意識の向上	83
イ) 産業界との連携の強化	84
ウ) 信頼性向上施設等の導入支援	84
エ) 情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ評価手法の確立	84
オ) 電気通信事業における情報セキュリティ対策の認定	84
カ) 不正アクセス対策・ウイルス対策等に関する情報提供体制の強化	84
キ) 情報セキュリティマネジメント規格の普及啓発	85
④ 情報セキュリティに係る制度・基盤の整備	85
ア) 刑事基本法制等の整備	85
イ) 電気通信事業における安全・信頼性対策	85
ウ) 暗号技術の標準化の推進	85
エ) 情報セキュリティ評価・認証事業の国際相互承認	85
⑤ 個人情報の保護	86
ア) 個人情報の適正な取扱いに関する基本法制の整備	86
イ) 行政機関及び独立行政法人等の保有する個人情報の適正な取扱いに関する法制の整備	86
⑥ 情報セキュリティに係る研究開発	86
ア) 国防・治安に係る情報セキュリティ技術の研究開発の推進	86
イ) 情報セキュリティに関する基盤技術の研究開発の推進	87
⑦ 情報セキュリティに係る人材育成	87

ア) ハイテク犯罪対策に係る人的基盤の整備	87
イ) 防衛庁における情報セキュリティ等に係る人材教育	87
ウ) IT セキュリティ技能標準の策定・普及	88
エ) 情報セキュリティ評価技術者の育成	88
⑧ 情報セキュリティに係る国際連携	88
ア) ハイテク犯罪対策に係る国際連携の強化	88
イ) 各国警察関係機関との連携強化	88
ウ) 米国国防総省等との連携強化	88
エ) 情報セキュリティに関するグローバル情報交換ネットワークの構築	89

### **Ⅲ 横断的な課題** 90

#### **1. 研究開発の推進** 90

(1) 基本的考え方	90
(2) 研究開発の推進方策	91
(3) 重点領域	92
① 高速・高信頼情報通信システム技術	92
② 次世代情報通信技術等	92
③ 広範な研究開発分野のための基盤技術(研究開発の情報化)等	92

#### **2. 国際的な協調及び貢献の推進** 93

(1) 基本的考え方	93
(2) 国際的取組の強化のための方策	93
① 国際的情報流通基盤の整備	94
② アジア発の次世代技術の確立	94
③ アジアの IT 人材の育成・流動化	94

#### **3. デジタル・ディバイドの是正** 94

(1) 地理的情報格差の是正	94
① 地域情報通信ネットワーク基盤の公的整備推進	95
② 民間事業者による情報通信基盤の整備に対する支援	95
③ 情報通信技術を活用した公共サービスの充実	95
(2) 年齢・身体的な条件の克服	95
① 情報提供のバリアフリー化	95
② 公共空間のバリアフリー化	96
③ 学校のバリアフリー化	96
④ 障害者、高齢者、子どものための情報通信関連機器・システム、サービスの開発等	96

<b>4. 社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応</b> .....	<b>96</b>
(1) 雇用問題への対応.....	96
① ITに関する職業能力の開発.....	97
ア) IT 職業能力習得機会の確保・提供.....	97
イ) 高度な IT 社会構築をリードする人材育成のための職業訓練の展開.....	97
ウ) IT 分野の能力開発に係る情報提供・相談等.....	97
② 雇用機会の創出と円滑な労働移動の促進.....	97
(2) その他の課題への対応.....	98
① 青少年の健全育成.....	98
② 違法行為、違法・有害情報の流通への対応.....	98
<b>5. 国民の理解を深めるための措置</b> .....	<b>98</b>
(1) 広報活動の充実.....	98
(2) 学校における IT 教育の充実.....	98
(3) 「e!プロジェクト」の推進.....	99

## はじめに

「我が国が5年以内に世界最先端のIT国家となる」

この野心的な目標が2001年1月の「e-Japan戦略」で掲げられて以来、我が国においては、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）を中心とした官民の総力を挙げた取組を図ってきた。具体的には、

「e-Japan重点計画」（2001年3月）

「e-Japan2002プログラム」（2001年6月）

「e-Japan重点計画、e-Japan2002プログラムの加速・前倒し」（2001年11月）

といった政府の行うべき施策を定めた各種計画を次々と策定するとともに、「e-Japan重点計画」の220の具体的施策について、初年度予定された103施策を全て措置する等、これらの計画を着実に実施してきたところである。その結果、輸出入・港湾諸手続のシングルウィンドウ化実現のための方針策定、医療情報化のための戦略的グランドデザインの策定、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案」の国会提出等、具体的な成果が上がりつつある。インターネット人口普及率も1999年12月末の21.4%から2001年12月末の44.0%へと大幅に上昇するに至っている。

ただ、経済・社会のあり様を根底から変革する要因たるIT化のうねりは、世界的潮流であり、各国がこぞって最優先課題の一つとして取り組んでいるため、我が国のインターネット人口普及率の世界的な国別順位は13位から16位となる（「e-Japan重点計画」と「e-Japan重点計画 - 2002」にそれぞれ添付されたベンチマーク集における比較）など、IT革命の推進につき、一瞬たりとも気を緩めることなく取り組まなければならないのも事実である。「世界最先端のIT国家となる」上で、これから2005年という目標年次の間段階に差し掛かることもあり、これまでの政府の動きを更に一層加速していかなければならない。

このため、昨年3月に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（IT基本法）第35条に基づき策定された「e-Japan重点計画」を見直し、新たに、諸外国と比較した現在の我が国の位置付けやこれまでの成果の的確な評価を踏まえ、目標達成を更に確実なものとするべく、ここに、高度情報通信ネットワーク社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策の全容を明らかにする「e-Japan重点計画 - 2002」を策定することとする。

今後、IT戦略本部を中心とした内閣のリーダーシップの下に、この「e-Japan重点計画 - 2002」を確実に実施し、その達成状況を継続的に調査するとともに、この計画に記載された施策を必要に応じ更に加速・前倒しすることにより、「世界最先端のIT国家となる」という目標を着実に達成するものとする。



## 基本的な方針

### 1. IT 革命の意義

IT 革命は産業革命に匹敵する歴史的な大転換を社会にもたらすものである。産業革命が世界を農業社会から工業社会に移行させたように、情報通信技術の活用は、情報流通の費用と時間を劇的に低下させ、密度の高い情報のやり取りを容易にし、世界規模での急激かつ大幅な社会経済構造の変化を生じさせることとなる。この結果、世界は工業社会から高度情報通信ネットワーク社会、即ち情報と知識が付加価値の源泉となる社会に急速に移行しつつある。

他方、「e-Japan 重点計画」が策定された 2001 年 3 月当時の情報通信分野における我が国の現状を見ると、ハードウェアの製造に関しては世界最高水準の競争力を誇り、また、音声電話や放送については世界でも最高水準の普及率を達成している一方で、諸外国が情報通信政策の軸に位置付けているインターネットの普及率は、未だ主要国の中でも低いレベルにあり、また IT のビジネスや行政への浸透という点でも我が国の取組は遅れていると言わざるを得なかった。

こうした状況を打破するため、この一年、法律改正等による公正競争条件の一層の整備、東・西 NTT 回線等のアンバンドル<sup>1</sup>に関するルール整備、線路敷設の円滑化に関する各種措置等を集中的に講じたことにより、DSL<sup>2</sup>技術を活用したインターネットサービスの展開や光ファイバ網の整備が顕著に行われるとともに、複数事業者間の競争が発生し、通信料金が一層引き下げられ、加入者数が著しく増加するという効果を生じた。

さらに、そのほかにも、「e-Japan 重点計画」等に定められた諸施策を累次にわたり実施してきたことにより、

法的措置による公正競争条件の整備、未利用光ファイバの利用促進、集合住宅における高速・超高速インターネット接続の円滑化等、高度情報通信ネットワークの加速的形成

すべての公立小中高等学校、盲・ろう・養護学校等へのインターネット接続

電子商取引に関する様々な法的問題点について、現行法規の解釈を示す「電子商取引等に関する準則」の策定

国・地方の行政手続をオンライン化することを可能にする法案の国会提出

電子政府の情報セキュリティ確保のためのアクションプラン、重要インフラのサイバ

<sup>1</sup> アンバンドル：他事業者からの回線接続に際し、機能に応じて電気通信設備を細分化し、必要な機能に限定して電気通信設備へ接続させること。

<sup>2</sup> DSL：Digital Subscriber Line（デジタル加入者線）の略。電話用のメタリックケーブルに専用モデムを設置することにより、高速のデジタルデータ伝送を可能とする方式の総称。

ーテロ対策に係る官民の連絡・連携体制の策定等の成果が挙げられているところである。

諸施策の実施による効果は、

インターネット普及率が37.1%(2000年12月末)から44.0%(2001年12月末)に増加。ADSLの通信料金(加入基本料を除く)が、6,000円程度(2001年2月)から2,500円程度(2002年3月)に低廉化。

公立学校におけるインターネット接続率が、81.1%(2001年3月末)からほぼ100%(2002年3月末)に増加する見込み。

IT関連の修士・博士号取得者数が、1999年度の12,650人(修士)、1,568人(博士)から、2000年度の13,509人(修士)、1,637人(博士)に増加。

電子商取引の市場規模が、BtoBの市場規模は22兆円(2000年)から34兆円(2001年)に、BtoCの市場規模は0.8兆円(2000年)から1.5兆円(2001年)に増加。

国の行政機関の申請・届出手段のオンライン化実施数については、124手続(2001年3月時点)から590手続(2002年3月時点)に増加。

といったベンチマーク(指標)においても明確に見ることができる。

ただ、一方において、「世界最先端のIT国家を目指す」との我が国の目標は極めて高く、かつIT革命を支える技術や市場環境は、時々刻々と、しかも急速に変化するものであるため、IT革命の推進に向けての歩みを一刻たりとも止めることは許されるものではない。

もとより、IT革命の推進は、経済社会のあり方をその根底から変革する全世界的な営みであり、それだけに、今世紀の国際社会における我が国の位置付けを決定づけるものである。したがって、変化を恐れず、英断をもって邁進していかなければならない。

今後は、IT革命がもたらし得るメリットである経済構造改革の実現、産業活動の効率化や、更には生活の利便性の向上や多様なライフスタイルの実現といった国民生活全般の変化を現実のものとするため、「e-Japan戦略」に係るITに関する基本戦略を更に強力に推し進め、また、「e-Japan戦略」に記述された「必要とされる制度改革や施策を2001年からの5年間に緊急かつ集中的に実行していく」という方針の下、この「e-Japan重点計画-2002」に基づき、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を中心に政府一丸となって必要な施策を戦略的、重点的かつ迅速に推進していくこととする。

## 2. 目指すべき高度情報通信ネットワーク社会の姿

「e-Japan戦略」では、「我が国が5年以内に世界最先端のIT国家となる」ことが目標と

されている。この目指すべき「世界最先端の IT 国家」、即ち高度情報通信ネットワーク社会とは、IT を経済・社会のあらゆる局面に効果的に利活用し、国際社会の中で、豊かな国民生活や事業活動が実現できる、以下のような社会であると考えられる。

第一に、「すべての国民が IT のメリットを享受できる社会」である。5 年以内に少なくとも 3,000 万世帯が高速インターネットアクセス網<sup>3</sup>に、また 1,000 万世帯が超高速インターネットアクセス網<sup>4</sup>に常時接続可能な環境が整備され、必要とするすべての国民が低廉な料金で常時接続できるようになり、更には、2005 年のインターネット人口普及率が現時点での予測値である 60%を大幅に上回ることとなり、すべての国民の情報活用能力が向上する結果、すべての国民が多様な情報・知識を世界的規模で入手・共有・発信できるようになる。

第二に、「経済構造改革の推進と産業の国際競争力の強化が実現された社会」である。IT の活用を通じた絶え間ない新規産業の創出と既存産業の効率化により、経済構造の高度化と国際競争力の強化、更にはそれらを通じた持続的な経済成長と自己実現の場としての雇用の拡大が達成されることとなる。

第三に、「ゆとりと豊かさを実感できる国民生活と、個性豊かで活力に満ちた地域社会が実現された社会」である。2003 年度には電子情報を紙情報と同等に扱う電子政府が実現され、また電子商取引の市場規模が 70 兆円を大幅に上回るまでに成長し、更には遠隔教育や遠隔医療等も普及することにより、地理的な制約や年齢・身体的条件に関係なく、すべての国民がインターネット等を通じて、いつでも必要とするサービスを受発信することができると同時に、様々なコミュニティへの社会参加等を行えるようになる。

第四に、「地球規模での高度情報通信ネットワーク社会の実現に向けた国際貢献が行われる社会」である。IT 関連修士、博士号取得者が増加し、また 3 万人程度の優秀な外国人人材を受け入れることなどにより、日本において世界最先端の情報通信技術が開発され、また我が国で作られた世界最高水準のコンテンツ<sup>5</sup>が世界に発信されるようになるなど、グローバルなインターネット社会の発展にこれまで以上に大きく貢献するようになる。

---

<sup>3</sup> 高速インターネットアクセス網：音楽データ等をスムーズにダウンロードできるインターネット網のことをいい、現時点では DSL、CATV インターネット、加入者系無線アクセスシステムを利用したインターネット網が代表的な例。

<sup>4</sup> 超高速インターネットアクセス網：映画等の大容量映像データでもスムーズにダウンロードできるインターネット網のことをいい、現時点では加入者系光ファイバ網を利用したインターネット網が代表的な例。

<sup>5</sup> コンテンツ：「情報の内容、中身。」。「マルチメディアコンテンツ」や「Web コンテンツ」という使い方をする。「Web コンテンツ」と言った場合には、インターネット上の Web サーバーに掲載されているテキストやグラフィックの内容を指す。

### 3. 基本方針

#### (1) 官民の役割分担

この「e-Japan 重点計画 - 2002」に盛り込まれているすべての施策の推進に当たっては、その前提として、官民の役割分担が明確となっていなければならない。

官民の役割分担についての原則は、情報通信分野においては民間が主導的な役割を担うということである。したがって、まずは民間が意欲を持って IT 革命を推進していくことが重要である。その上で、政府は、自由かつ公正な競争の促進、規制の見直し等の市場が円滑に機能するような環境整備や、縦割り行政の弊害を排除しつつ、国と地方の連携の強化等を通じて、民間の活力が十分に発揮されるための環境整備を行わなければならない。

一方、政府は、電子政府の実現、政府部門における情報セキュリティの確保、デジタル・ディバイド<sup>6</sup>の是正や基盤的技術の研究開発といった民間主導では実現し得ない部分について、予算の効率的配分に留意しつつ積極的に対応していくことが必要である。

高度情報通信ネットワーク社会の実現のためには、民間が自由で公正な競争を通じて様々な創意工夫を行い、IT 革命の強力な原動力とならなくてはならない。これまでの競争政策により、例えば、インターネットの常時接続において、NTT 東西以外の事業者がシェアの過半を超えるとともに、料金は劇的に低下し、加入可能地域も拡大しつつある。今後とも、安全性・信頼性を確保しつつ、引き続き、競争政策のあり方について不断の見直しを行い、適切な市場環境を形成していくことが必要である。

政府としては、「e-Japan 重点計画 - 2002」に盛り込まれた施策を早急を実施することにより、IT 革命の推進に向けた民間の積極的・創造的な取組を支援していく。

#### (2) 重点政策 5 分野

この「e-Japan 重点計画 - 2002」では、IT 基本法第 35 条に基づき、高度情報通信ネットワーク社会の実現のために特に重点的に施策を講ずべき 5 分野、即ち

- ( ) 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成
- ( ) 教育及び学習の振興並びに人材の育成
- ( ) 電子商取引等の促進

---

<sup>6</sup> デジタル・ディバイド：デジタル技術(いわゆる IT)の普及に伴い、所得、年齢、教育レベル、地理的要因、身体的制約要因等により、その利用及び習得する機会に格差が生じた状態。社会問題として認識されつつあり、この問題を端的に「デジタル・ディバイド」と呼ぶ。

- ( ) 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進
  - ( ) 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保
- に集中的に取り組むこととしている。

高度情報通信ネットワーク整備と人材育成は、高度情報通信ネットワーク社会の実現に不可欠なインフラを形成することとなる。また、ネットワーク・インフラを活用した取引や活動を活性化するためには、電子政府の実現と電子商取引の促進が必要である。更に、高度情報通信ネットワークの安全性と信頼性の確保は、すべての国民がネットワーク・インフラを安心して活用するためには不可欠な基盤となるものである。

また、「e-Japan重点計画 - 2002」においては、個別分野のそれぞれにおいて、「既に講じられた施策」であって特に実効を得たものをこれまでの主な成果として記述するとともに、新たに

- ( ) 「世界最先端のIT 国家となることを目指す」という目標の実現に資する施策
  - ( ) 政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
  - ( ) 原則として当該施策の具体的目標及びその達成の期限が定められている施策
- との条件を満たす諸施策を盛り込むこととする。また、継続的施策についても、「世界最先端を目指すとの野心的な国家目標を実現するには、『e-Japan 重点計画 - 2002』に盛り込まれた施策を着実に推進することが必要かつ十分である」との意義を十分踏まえつつ、目標達成との関連性において精査の上、「e-Japan 重点計画 - 2002」に取り込むものとする。

なお、これらの取組に当たっては、内外の意見を十分考慮するとともに、特に IT 利用者の立場に配慮することが必要である。

具体的には、重点政策 5 分野のそれぞれにおいて、その課題と方向性、主要施策について、概要以下のような取組を行うこととしている。

- ( ) 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成  
課題と方向性

1 つの端末にとらわれず、いつでもどこでも接続できる、十分な伝送容量を備えたネットワーク環境を目指し、設備ベースの競争と多様なネットワークの構築を促進する。その際、安価なサービスが提供されるとともに、当該ネットワークインフラについて、高い品質と信頼性を備えたものとする必要がある。

主要施策

- ア) ネットワーク整備の促進・円滑化

線路敷設の円滑化、ダークファイバの開放、地理的情報格差の是正、電波

の有効利用の促進、IPv6<sup>7</sup>の普及促進、集合住宅における高速・超高速インターネットアクセスの円滑化、新たな無線アクセスシステムの導入などにより、多様なネットワークの整備を図る。

イ) 自由かつ公正な競争環境整備の促進

新たな競争の枠組みの検討、非対称規制の着実な実施、多様なビジネスモデルの展開への支援、消費者への情報提供の推進などにより、利用者利便の向上に資する自由かつ公正な競争環境整備の促進を図る。

ウ) 超高速ネットワークのための研究開発の推進

光情報通信技術、インターネット基盤技術、移動通信技術等の開発を行い、ネットワークの高速化・大容量化を推進する。

( ) 教育及び学習の振興並びに人材の育成

課題と方向性

IT を主体的・積極的に活用する環境を醸成するとともに、我が国の国際競争力を強化し、また、ブロードバンド化等の時代の変化への的確に対応するため、「IT 人づくり」を推進する。

主要施策

ア) 学校教育の情報化の加速

インターネット利用環境の向上、IT 活用型教育の本格的実施の推進、教員の指導力の向上、教育用コンテンツの充実・普及、障害のある子どもたちへの対応により、学校教育の情報化を加速する。

イ) 国民の IT 活用能力の一層の向上

IT 講習事業の成果分析を踏まえた、インターネットの継続的な利用機会の確保、インターネット利用環境の整備、障害者・高齢者の利用促進、電子政府等のサービス利用の促進により、国民の IT 活用能力の一層の向上を図る。

ウ) IT 分野における高度な専門家の育成・活用及び職業能力開発

大学・大学院における専門教育のあり方、戦略的人材育成、高度な外国人 IT 人材の受入、IT 能力開発機会の提供、IT 技能向上のための環境整備、IT 技術者研修市場の活性化により、IT 分野における専門家の育成・活用、職業能力開発を図る。

( ) 電子商取引等の促進

課題と方向性

電子商取引市場の着実な拡大に向けて、引き続き必要な環境整備を行うとともに、ネットワーク上を流通するコンテンツの飛躍的な増大を目指して、知的財産権の適正な保護・利用のための環境整備を行う。また、事業者における経営の効

<sup>7</sup> IPv6: IP(インターネットプロトコル)の次期規格の名称で、アドレス長が現行の32ビットから128ビットへ拡張されるなどの特徴がある。

率化や経営革新等を促すため、事業活動における積極的な IT 活用を促進する。

#### 主要施策

##### ア) 電子商取引等の浸透のための制度整備の充実

電子商取引等の円滑な促進のため、刑事法制の見直し、ADR<sup>8</sup>に関する共通的な制度基盤整備等の情報化社会の基本ルールの整備を行う。

##### イ) デジタルコンテンツの流通促進

著作権等の権利処理の円滑化のためのシステム・ルールの整備、不正コピー・不正利用防止のための技術・システムの確立支援、海賊版の取締りの強化などにより、デジタルコンテンツの流通促進を図る。

##### ウ) 事業者の IT 活用の促進

中小企業等の IT 化に対する支援、会社等法人の内部業務・手続の電子化のための制度整備、電子商取引の基盤となるソフトウェアの競争力強化などにより、事業者における IT 活用の促進を図る。

##### エ) 消費者保護対策の着実な実施

個人情報保護法などの制度整備や消費者に対する情報提供により、消費者の IT 活用の促進と保護を図る。

#### ( ) 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進

##### 課題と方向性

行政の情報化に関しては、国・地方を通じた行政情報化の総合的・一体的推進を図るため、申請・届出等に限らず行政手続全般にわたるオンライン化、手続の簡素化・合理化等を実施する。特に、電子自治体に関しては、国と歩調を合わせた行政の情報化を進めるよう、地方公共団体の取組を支援する。

一方、公共分野に関しては、ITS、保健医療分野の IT 化等の国民生活に密接に関係する施策の充実を図るとともに、民間における利用促進を図るための環境整備を行う。

##### 主要施策

##### ア) 電子政府の実現

申請・届出等手続に関するオンライン化実施時期の前倒し、手続の簡素化・合理化、ワンストップサービスの更なる推進、人事、給与等の内部管理業務の電子化等新たに必要な取組への対応、情報化推進のための統括責任者、スタッフの機能強化等各府省推進体制の確立等を図る。

##### イ) 電子自治体の構築の推進

電子自治体構築のための共通基盤の整備支援、地方公共団体が個別手続についてオンライン化するために必要な実施方策の提示、都道府県・市区町村が一体となったシステムの構築等により、電子自治体の構築に関する地方自

<sup>8</sup> ADR: 裁判外紛争解決 (Alternative Dispute Resolution) 又はその制度全般を指す。判決などの裁判によらない紛争解決方法を指し、民事調停・家事調停及び行政機関や民間機関による仲裁、和解、あっせん等を意味。

治体の取組を支援する。

ウ) 公共分野における IT 化の推進

ITS、GIS の本格的な普及を図るとともに、芸術・文化、医療、食料の信頼確保、防災、公共交通分野等における IT 化を推進するため、関連システムの整備、デジタルアーカイブ化の推進、技術の標準化等、所要の施策を推進する。

( ) 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保

課題と方向性

昨年9月の米国における同時多発テロ等を踏まえたサイバーテロ対策、サイバー犯罪条約署名等の国際的な取組のほか、電子政府の前倒し実現・電子自治体の推進への対応、国民が安心してネットワークを利用できるような環境整備について重点的に進める。

主要施策

ア) サイバーテロ等からの電子政府及び重要インフラの防護対策の充実強化

サイバーテロ等の脅威から電子政府や重要インフラを防護するため、各省庁におけるポリシー運用の徹底や防御・監視対策の強化、官民における重要インフラ防護のための作業、緊急対処能力の向上を推進する。

イ) 国際調和のとれた情報セキュリティ対策推進体制の整備

国際的な動向を踏まえた刑事基本法制や捜査体制の整備、情報セキュリティ技術評価・認証事業の国際相互承認、情報セキュリティに関する国際的な連携・協力を推進する。

ウ) 情報セキュリティに係る国内全体の人的・技術的基盤等の整備

情報セキュリティに係る技能標準、暗号技術の評価や事業者のセキュリティに関する評価基準の整備、情報提供・相談体制の充実や普及啓発、研究開発の推進により、情報セキュリティに係る重層的な基盤を整備する。

エ) 個人情報の保護

個人情報保護法、行政機関個人情報保護法等に基づいて、官民を通じる個人情報の適正な取扱いの確保を図る。

(3) 横断的な課題

上述の重点政策 5 分野の施策を推進して高度情報通信ネットワーク社会を実現するに当たっては、重点的な対応が必要となる横断的な課題が存在することから、政府として、これらの課題についても積極的な対応を行っていくこととする。

第一に、情報通信分野では技術が発展の原動力であり、技術革新こそが今後の高度

<sup>9</sup> デジタル・アーカイブ: 「アーカイブ (archive)」は文書や記録の集積を意味し、デジタル技術により、様々な資源を、文字、映像、音声等により記録集積し、インターネット等で配信したり検索し再利用したりすることを可能としたもの。



情報通信ネットワーク社会の発展の基盤となる。科学技術基本計画（平成 13 年 3 月 30 日閣議決定）においても、情報通信分野は特に重点を置く 4 分野の一つとされている。したがって、IT 戦略本部と総合科学技術会議との連携を図りつつ、産学官連携の強化、研究開発システムの改革等により、世界最先端の IT 国家の実現に必要な基盤技術等についての研究開発を戦略的に推進することが必要である。

第二に、インターネットは世界的規模で急速に普及していることから、高度情報通信ネットワーク社会を実現するためには、国際的な協調及び貢献として、世界の情報拠点（ハブ<sup>10</sup>）を目指して、アジア地域内の次世代高速インターネット網の整備、アジア発の次世代技術の確立、アジアの IT 人材の育成・流動化を、アジア諸国と連携して戦略的に推進していくことが必要である。

第三に、高度情報通信ネットワーク社会においては、すべての国民がインターネット等を容易にかつ主体的に利用し、個々の能力を創造的かつ最大限に発揮できる環境が実現されることが重要である。このため、地理的な制約、年齢・身体的な条件等により情報通信技術の利用機会及び活用能力の格差が生じないように、各種施策を推進していくことが必要である。

第四に、IT 分野における雇用機会の創出及び人材の円滑な移動の促進等により雇用問題に的確に対応するとともに、青少年の健全育成並びに違法行為及び違法・有害情報の流通の対応等、新たな問題についても的確かつ積極的に対応していくことが必要である。

第五に、現在行われているサッカー・ワールドカップ、2005 年に予定される日本国際博覧会等、世界がインターネットと携帯電話を使うようになって以来初めて、世界から膨大な数の人々が日本を訪れることとなる。そこで、国民の IT に関する理解の増進、最先端技術の実用化等を図るため、広報活動を充実させるとともに、世界最先端の IT 国家の姿を広く提示するための「e!プロジェクト」を推進することが必要である。

#### （４）ベンチマーク（指標）

我が国の IT 化の現状を示すとともに、重点政策 5 分野毎の目標の達成状況を定量的に評価する際のベンチマーク（指標）については、「世界最先端の IT 国家となる」という目標の達成度をよりの確に計測できるようにする。また、国で行っている各種統計について、IT に関する調査を加える等の改善を行い、将来的には、IT 関係統計を更に充実させることとする。

---

<sup>10</sup> ハブ：活動等の中心・中枢。

#### (5) 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の役割

この「e-Japan重点計画 - 2002」に掲げられた施策の着実な実行を確保するため、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部は、遅くとも1年以内に本重点計画の見直しを行うとともに、毎年春と秋に施策の推進状況の調査を行い、その結果を随時公表することとする。さらに、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部は、引き続き、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策で重要なものの企画に関して審議し、その施策の実施を推進することとする。その際、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部は、民間部門及び「e-Japan 重点計画 - 2002」で直接の対象となっている政府以外の公的部門に対しても、我が国が全体として「世界最先端のIT国家となる」よう、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、必要な協力依頼等を行うものとする。

このように、官民の総力を結集し、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が中心となって、世界最先端のIT国家を目指すこととする。

## 重点政策 5 分野

### 1. 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成

#### < 目標 >

競争及び市場原理の下、2005 年までに超高速アクセス（目安として 30～100Mbps<sup>1</sup>）が可能な世界最高水準のインターネット網の整備を促進することにより、必要とするすべての国民がこれを低廉な料金で利用できるようにする。（少なくとも 3000 万世帯が高速インターネットアクセス網に、また 1000 万世帯が超高速インターネットアクセス網に常時接続可能な環境を整備することを目指す。）

インターネット端末やインターネット家電が普及し、それらがインターネットに常時接続されることを想定し、十分なアドレス空間を備え、プライバシーとセキュリティの保護がしやすい IPv6 を備えたインターネット網への移行を推進する。

無線アクセス網からのデータがインターネット網（IPv6）に効率よく接続された最先端の高速無線インターネット環境を実現し、シームレスな移動体通信サービスを実現する。高度道路交通システム（ITS）や地理情報システム（GIS）などと連携した高度な移動体通信サービスを普及・促進する。

国内インターネット網の超高速化に併せて、国際的なインターネットアクセスの超高速化を目指す。

家庭における IT 革命を支える基盤となる放送のデジタル化を推進し、通信と放送の融合や双方向サービスを本格展開する。

#### （1）現状と課題

IT 革命を推進し、我が国を世界最先端の IT 国家とするため、世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成を目指すこととするが、この世界最高水準とは通信の速度・容量のみで判断されるものではなく、低廉・高速・大容量のインターネットを中心とする多様なネットワーク全体を多様性・安全性・信頼性など総合的に評価した上で、世界の最先端の水準と認められるものでなければならない。

我が国の高速通信ネットワークは、地域網の開放等の公正競争政策により、例えば、DSL の加入者が 211 件（2000 年 3 月）から 237 万件（2002 年 3 月）に増加し、料金月 2,500 円程度という世界で最も低い水準となるなど、急速にその形成が進みつつある。超高速ネットワークの中核と考えられる光ファイバ網については、世界に先駆けて都市部を中心にいわゆるファイバ・トゥ・ザ・ホーム（FTTH<sup>3</sup>）サービスの提供が開始され、料金も一部

<sup>1</sup> Mbps: Mega bits per second の略。bps はデータ通信における情報の通信速度の単位であり、1 秒間に通信することのできるビット（bit）数を表す。Mbps は 10 の 6 乗の bps

<sup>2</sup> アクセス（網）：通信事業者の基幹回線ネットワークとユーザを結ぶ回線網。

<sup>3</sup> FTTH: fiber to the home の略。電話局等の加入者収容局から各加入者宅までの回線を光ファイバケーブルにし、超高速のデジタルデータ伝送を可能とする方式。

で月 5,000 円程度と個人にも利用しやすい状況になりつつある。また、CATV インターネット<sup>4</sup>についても、2002 年 2 月に最大 42Mbps の接続を可能とする国際標準が採択され、超高速ネットワークとしての利用が可能となっている。しかし、加入者網 - いわゆるラストワンマイルについては、相互接続の円滑化や設備ベースの競争の促進などにより、その高速化を進めていく必要がある。また、第 3 世代移動通信が開始されるとともに、無線通信によるホットスポットが今後急激に広がる兆しを見せており、多様な端末で、いつでも、どこでもという新たなネットワークの形態が生まれつつある。さらに、周囲のすべての機器が端末化していく遍在的なネットワークへと進化すると思われる。

我が国のインターネットの普及については、平成 13 年 12 月末で、利用者数が 5,593 万人、世帯普及率が 60.5%と着実に増加の傾向にあり、特にモバイル端末からの利用者が急速に伸びている。インターネット接続サービス事業者（ISP）の数も平成 13 年度末で 6,741 事業者（前年比 120%）と増加しており、高度情報通信ネットワーク社会の前提となるインターネットの普及は着実に進んでいる。今後は、安定的で十分な伝送容量を備えたネットワークが求められている。

高速・超高速通信ネットワークの整備に向けては、DSL、CATV インターネットの普及を踏まえ、光ファイバ網の整備の促進や多様な無線通信システムの普及が重要であり、既存のファイバの有効利用を更に進めるとともに、通信事業者による整備の円滑化を図るための施策や整備支援策を講じることにより、加入者網を含めた設備ベースの競争を実現していかなければならない。

また、さらに安価で利用し易く、多様な需要に応えるサービスの実現のためには、様々な事業者が、関連する各市場で自由かつ公正に競争できる条件整備を図ることが必要である。

競争政策が進展する一方で、インターネット関連サービスの契約・解除に係る問題等、消費者利益を損なうケースも散見されている。したがって、今後の競争政策を展開する上では、利用者の利便に資するような施策の展開も必要である。

さらに、インターネットは、技術の多様性を許すという特徴があり、通信インフラに関して次々と新しい技術が登場し、様々な条件下で絶えず最適な技術が選択され、ネットワークが急速に展開してきた。米国と同様、我が国においても情報通信分野における積極的な研究開発投資を行い、革新的な技術開発を進めていくことが必要である。

安価に大量のデジタル情報を伝送することができ、インターネット通信との親和性が高いデジタル放送については、米国や英国では全世帯の約 7 割程度がデジタル地上放送を視聴可能な環境が整備されており、我が国においても早急に放送のデジタル化を図るとともに、放送と通信の融合を進める必要がある。

---

<sup>4</sup> CATV インターネット：ケーブルテレビ網を用いたインターネットサービス。

< 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成に関する主要指標 >

	FTTH	DSL	CATVインターネット	ISDN(定額)
加入数	<u>3.5 万件</u> <sup>1</sup> (2002年4月末)	<u>269.9 万件</u> (2002年4月末)	<u>153.3 万件</u> (2002年4月末)	<u>130.4 万件</u> (2002年3月末)
加入可能数 <sup>2</sup>	<u>1,400 万世帯</u>	<u>3,500 万回線</u> <sup>3</sup>	(参考) <u>2,300 万世帯</u> <sup>4</sup>	<u>4,000 万世帯</u>
料金例 (月額) <sup>5</sup>	<u>10,080 円</u> <sup>6</sup> (東西NTTB フレッツ ファミリータイプ)  <u>5,200 円</u> <sup>7</sup> (有線ブロードネットワ ークスHOME100) (2002年4月1日)	<u>5,050 円</u> <sup>8</sup> (東西NTT フレッツ ADSL)  <u>2,453 円</u> <sup>9</sup> (Yahoo!BB) (2002年4月1日)	<u>2,500 円</u> <sup>10</sup> (イツコムコミュニケーショ ンズ) (2002年4月1日)	<u>4,750 円</u> <sup>11</sup> (東・西 NTT フレッツ ISDN) (2002年4月1日)

1 光ファイバを用いた一般利用者向けインターネット接続サービスの加入数

2 技術的要因等によりサービスの提供が不可能な場合がある。

3 DSL サービスが提供されている東・西 NTT の収容局における住宅向け回線数（光化されているものを除く。）の合計

4 CATVインターネットを行っている事業者のケーブルテレビ視聴可能エリアの世帯数（2001年12月末現在）

5 サービスを利用するために必要な料金の合計（通信料金+プロバイダー料金+その他付随する料金）（電話基本料金除く）

6 プロバイダー料金（OCN「Bフレッツ・プラン」）、屋内配線料200円及び回線終端装置利用料900円含む、最大10Mbps

7 最大100Mbps なお、専用モデムをレンタルする必要あり。（900円/月）

8 電話機あり・モデム売切り、プロバイダー料金含む（OCN「ADSL アクセス・フレッツプラン」）、下り最大8Mbps/上り最大1Mbps

9 電話機あり・モデム売切り、NTT回線利用料173円含む、下り最大8Mbps/上り最大900kbps

10 下り最大8Mbps/上り最大256kbps なお、専用モデムをレンタルする必要あり。（700円/月）

11 プロバイダー料金含む（OCNフラットプランGold）64kbps

- ・加入者系光ファイバ整備率（集線点<sup>5</sup>整備率）約59% 整備済（2002年3月）
- ・IPv6の割り振り件数 36組織（2002年5月）

<sup>5</sup> 集線点：電話局から敷設した大束のケーブルを加入者宅の近辺で加入者宅への配線に分岐するポイント。

国際回線伝送容量（国際海底ケーブル網の伝送容量）

宛地	回線容量(Gbps)	備考
北米向け	552	米国・カナダ
アジア向け	794	韓国・香港・台湾・シンガポール・中国等
大洋州向け	501	グアム・ハワイ・豪州
中近東向け	50	UAE等
アフリカ向け	50	エジプト等
欧州向け	51	ロシア・イタリア・英国等

海外で他のケーブルと接続して疎通するものは含まない。（2002年4月現在）

（2）施策の意義

世界最高水準の情報通信ネットワークの形成促進にあたっては、民間によるネットワーク整備を原則とし、政府は自由かつ公正な競争の促進、基礎的・基盤的な研究開発等民間の活力が十分に発揮される環境の整備に取り組んでいく。インターネットの定額接続サービスの低廉化・普及など、急速にネットワーク形成が進みつつあるところであるが、その一層の推進を図るため、線路敷設の円滑化、自由かつ公正な競争環境の整備、研究開発の推進等により、高速及び超高速のネットワーク整備を推進する。同時に地方公共団体においても適切な措置が講じられるよう、国は、地方公共団体に対する助言、協力要請等を行うものとする。

また、これらの高速・超高速ネットワークの形成は、ネットワークの高速・超高速化とアプリケーション（ネットワークの利用）の高度化が相互に刺激して好循環を発生し、これらの動きすべてが加速されていくという観点が重要である。すなわち、ネットワークの利用の増大・多様化が新たなネットワークへの投資意欲を生みだし、新たなネットワークの下で先進的な利用と新たな需要が生まれていくのである。したがって、人材育成の強化や電子商取引等の促進、行政の情報化等の施策と総合的かつ一体的に推進されることが重要である。こうした取組により、高速・超高速インターネット加入率・加入者数の一層の増加とその利用の高度化が期待される。

（3）これまでの主な成果

2001年度までに、以下に示すように施策の着実な実施が図られ、世界的にも低料金の高速インターネット常時接続環境が実現し、急速にその普及が進んでいる。

新たなネットワークインフラ等の形成促進

- ・ 高速・超高速インターネットの全国的な普及に関する 2005 年度までのスケジュールや官民の役割分担、実際の利用見込み、ブロードバンドの普及により期待される社

会生活の変化を整理（総務省）（2001年10月16日「全国ブロードバンド構想」公表）

ア) 線路敷設の円滑化

- ・ 電柱・管路等を提供する際のルール整備（総務省）（2001年4月1日「公益事業者の電柱・管路等の使用に関するガイドライン」運用開始、2002年4月1日 同ガイドラインを改正、運用開始）
- ・ 公共施設の光ファイバ収容空間整備（国土交通省）（2002年3月末現在、収容空間等約31,000km 整備）
- ・ 工事規制の見直し（国土交通省）（2002年3月4日「掘削抑制区間における第一種電気通信事業者による光ファイバケーブル敷設工事に係る措置について」により周知）

イ) 集合住宅における高速・超高速インターネットアクセスの円滑化

- ・ IT 化工事の実態を踏まえ、区分所有法の解釈を提示（法務省、総務省、国土交通省）（2001年12月27日「既存の分譲マンションのIT化工事に関する区分所有法の考え方」公表）
- ・ 新築集合住宅 IT 化標準の策定（国土交通省、総務省、経済産業省）（2002年3月15日「インターネットアクセスの円滑化に向けた新築共同住宅情報化標準」公表）

ウ) 光ファイバ網等の整備支援

- ・ 加入者系光ファイバ網等の民間事業者による整備に対する支援（総務省）（2001年6月1日「電気通信基盤充実臨時措置法改正法」成立、8月13日法施行）

エ) 電波資源の迅速かつ透明な割当

- ・ 高速無線インターネットアクセス用周波数の拡張（総務省）（2001年5月「26GHz帯における周波数の追加割当て」措置）
- ・ 電波の利用状況の調査、公表等に係る制度の整備（総務省）（2002年4月26日「電波法の一部を改正する法律」成立）

既存設備を活用したネットワークインフラ等の形成推進

- ・ 既存光ファイバの活用（総務省）（2001年6月15日「電気通信事業法等の一部を改正する法律」成立、11月30日法施行）

ア) ダークファイバの開放

- ・ 公益事業者が保有する光ファイバの利用促進（経済産業省、国土交通省）（2001年9月電力会社、鉄道事業者が保有する光ファイバ路線情報公開）
- ・ 道路、河川管理用光ファイバの民間利用の検討（国土交通省）（2001年12月道路、河川管理用光ファイバの民間の利用に当たっての技術上、制度上の諸課題の整理）
- ・ 公益事業者等による未利用光ファイバの波長・帯域ベースでのサービス提供を一層円滑化する観点から、専ら他の電気通信事業者にサービス提供するものである「卸電気通信役務」に係る簡便な申請手続を措置（総務省）（2002年4月30日「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令」施行等）

いつでもどこでも安心して利用できるネットワークの構築

ア) 地理的情報格差の是正

- ・ 高速インターネットの地理的格差の是正（総務省）（2001年6月1日「電気通信基盤充実臨時措置法改正法」成立、8月13日法施行）

自由かつ公正な競争環境の整備の促進

ア) 自由かつ公正な競争の促進

- ・ 非対称規制の導入（総務省）（2001年6月15日「電気通信事業法等の一部を改正する法律」成立、11月30日法施行）
- ・ 電気通信事業紛争処理委員会の創設（総務省）（2001年6月15日「電気通信事業法等の一部を改正する法律」成立、11月30日法施行）
- ・ 接続ルールの整備（総務省）（2001年4月6日「接続料規則の一部を改正する省令」施行）
- ・ FTTH サービスの提供に用いられる光ファイバ網のアンバンドル（総務省）（2002年3月27日「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更」認可）

多様なビジネスモデルへの支援

ア) 通信・放送融合への対応

- ・ CS デジタル放送、CATV 等について電気通信事業者回線の利用を可能とする制度の整備（総務省）（2001年6月22日「電気通信役務利用放送法」成立、2002年1月28日施行）
- ・ 通信、放送融合サービス開発促進のための研究開発の支援（総務省）（2001年6月1日「通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律」成立、11月8日法施行）

(4) 具体的施策

新たなネットワークインフラ等の形成推進

ア) 線路敷設の円滑化

設備ベースの競争を促すため、線路敷設の円滑化を図る。

イ) 電柱・管路等の開放

- ・ 公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインの見直し（総務省）  
電気通信事業を取り巻く環境の変化に対応して、公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインの見直しを2002年度中に行う。



- ・ 高速道路の高架橋空間の活用（国土交通省）  
 高速道路の高架橋脚空間への光ファイバの敷設の方策について、2002 年度中に検討する。
  
- ) 収容空間等の整備、開放による敷設支援
  - ・ 道路、河川、港湾等の公共施設管理用光ファイバ収容空間等の整備及び開放（国土交通省）  
 2002 年度中に、道路、河川、港湾等において公共施設管理用光ファイバの整備や電線共同溝の整備等による電線類地中化等にあわせて約 32,000km の収容空間等を整備し、全国ネット化を推進するとともに、これらの開放を順次進める。
  - ・ 次世代型電線共同溝（仮称）モデル施工（国土交通省）  
 構造の更なるコンパクト化・浅層化に伴い、よりスピーディな整備でコスト縮減が期待される次世代型電線共同溝（仮称）の開発に取り組み、モデル施工を 2002 年度中に実施する。
  
- ) 工事規制の見直し
  - ・ 路上工事規制の緩和（国土交通省）  
 電気通信事業者が行う光ファイバ敷設工事のうち、年度当初に想定しえず、かつ、緊急性を有すると認められるものについては、概ね四半期ごとに必要な調整を行い、冬季・年度末においても道路交通に著しい影響を与えない範囲で抑制を緩和する。当該措置は 2005 年度まで試行する。
  - ・ 路上工事に伴う道路使用許可手続きの改善（警察庁）  
 工事区間及び工事期間について、個別具体的な事例に即しつつ、従来に比べて柔軟な運用を行う方向で、都道府県警察に指導を行うとともに、2002 年度中に当該指導について、電気通信事業者等の要望を踏まえ、見直しを検討する。
  
- ) 手続の迅速化等
  - ・ 道路占用許可申請の電子化（国土交通省）  
 直轄国道については、2001 年度までに全国で電子申請を可能とした（実施済み）。その他の国道及び都道府県道については、概ね 2003 年度までに可能となるよう、地方公共団体に要請した（実施済み）。2002 年度においては、地方公共団体の標準システム基本仕様を策定し、地方公共団体に公開する。
  - ・ 道路占用許可申請手続のワンストップ化（国土交通省）  
 道路の二次占用許可申請手続について、電子申請によるワンストップ化の導入を図るため、管轄の異なる直轄国道をまたがる手続については、2002 年度中に電子申請システムの改良を行う。また、地方公共団体が管理する道路をまたがる手続については、2003 年度までに必要なシステムの検討を行い、2003 年度以降地方公共団体に対し、導入について協力を要請する。

- ・ 道路二次占用許可の見直し（国土交通省）
  - 一次占有者の保有する既存光ファイバの芯線、管路を他の事業者に貸与する場合において、当該芯線の借受け、管路へのケーブルの敷設については二次占有者が新規の占有許可を要しないこととするよう 2002 年度早期に地方公共団体に要請する。
- ・ 道路使用許可申請の電子化（警察庁）
  - 道路使用許可については、概ね 2003 年度までに電子申請が可能となるよう、地方公共団体に要請する。
- ・ 河川占有許可申請の電子化（国土交通省）
  - 河川占有許可については、大臣管理区間は 2003 年度までに電子申請を可能とする。都道府県知事管理区間は 2003 年度までに実施方策の提示等により、オンライン化の推進を要請する。

) 情報提供の充実

- ・ 道路台帳の整備促進（国土交通省）
  - 道路台帳の電子化を推進するため、その基本仕様を 2002 年度中に策定する。
- ・ 橋梁の新設・架替情報の公開（国土交通省）
  - 民間事業者による光ファイバの橋梁への添架を容易にするため、直轄国道については 2002 年度中に、橋梁の新設・架替の情報をホームページで公開する。その他国道及び都道府県道については、情報公開が可能となるよう地方公共団体に要請した（実施済み）。

イ) 集合住宅における高速・超高速インターネットアクセスの円滑化（国土交通省、総務省、経済産業省）

2002 年度早期に既存集合住宅の IT 化標準の作成、改修のための合意形成マニュアル及び技術指針を作成する。

ウ) 光ファイバ網等の整備支援（総務省）

電気通信基盤充実臨時措置法に基づき、光ファイバ網、および CATV 等の普及に向け、民間事業者等に対し、超低利融資、税制優遇措置、無利子・低利融資、債務保証の支援策を 2002 年度も継続的に講ずる。

また、高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの全国的な普及につき、2005 年度までの実現を目指し、地方公共団体等への支援を行う。

## エ) 電波の有効利用促進のための再配分ルールの具体化 (総務省)

現在の逼迫する電波状況に適切に対応し、更なる電波の有効利用を図るための最適な周波数配分の実施に向け、今般導入された周波数の利用状況の調査・公表制度を踏まえた我が国における最適な周波数再配分方策について、既存免許人への対応などの具体化を図るため、オークション方式など外国で行われている割当の実施状況の問題点を含め調査した上で、公平性、透明性、迅速性、周波数利用の効率性等の観点から検討を行い、2003年度中に結論を得る。

## オ) 第4世代移動通信等の新たな需要に対応した周波数の割当 (総務省)

第4世代移動通信システム<sup>6</sup>及び5GHz帯無線アクセスシステム<sup>7</sup>の周波数を確保するため、2002年度中に周波数割当計画を改正する。

## カ) 通信端末機器等の基準認証に関する自己適合宣言制度の導入 (総務省)

電話機やモデム等の通信端末機器の技術基準適合認定制度及びPHS等の特定無線設備の技術基準適合証明制度については、諸外国との整合性を図る観点から、回収命令、罰則強化などの事後措置の拡充強化を前提とした自己適合宣言制度の導入について、対象分野の特性を踏まえて検討を行い、2002年度中に結論を得る。

## キ) IPv6普及促進 (総務省)

十分なアドレス空間や、セキュリティの確保されたIPv6を普及促進させるため、2002年中に、IPv6への速やかな移行に向けたロードマップを作成する。

また、電気通信基盤充実臨時措置法に基づき、税制優遇措置、無利子・低利融資の支援策を2002年度から実施するなど、IPv6ネットワークへの速やかな移行のため必要な措置を講ずる。

### 既存設備を活用したネットワークインフラ等の形成推進

ネットワークの早期構築のため、既存設備の活用を推進する。

<sup>6</sup> 第4世代移動通信システム：IMT-2000(第3世代携帯電話)の次の世代の移動通信システム。下りの伝送速度が数十Mbpsまで高速化される。

<sup>7</sup> 5GHz帯無線アクセスシステム：5GHz帯の周波数を使用し、電気通信事業者による高速インターネットサービスを提供するための無線システムで、ホットスポットや家庭において数Mbps以上のインターネットアクセスが可能。

## ア) ダークファイバの開放

### ）国が保有するダークファイバの開放（国土交通省、農林水産省）

民間事業者が国有の光ファイバを活用することによる、ネットワーク整備のさらなる円滑化を図るため、2002年度から、道路・河川の公共施設管理用光ファイバの民間への開放を実施する。また、国営排水施設に敷設されている光ファイバの情報を2002年度中に公開する。

### ）地方公共団体が保有するダークファイバの開放（総務省）

国が保有するダークファイバの開放を踏まえ、地方公共団体を対象とした、ダークファイバを民間事業者へ提供する際の標準的な手続を2002年度中に策定し、貸与手続や情報提供の共通化を促進する。

## イ) 電力線搬送通信<sup>8</sup>設備に使用する周波数帯域の拡大（総務省）

電力線搬送通信設備に使用する周波数帯域の拡大（2MHz～30MHzを追加）について、放送その他の無線業務への影響について調査を行い、その帯域の利用の可能性について検討し、2002年度中に結論を得る。

### いつでもどこでも安心して利用出来るネットワークの構築

情報格差を是正するとともに、安全性、信頼性の高いネットワークの構築を推進する。

## ア) 地理的情報格差の是正

### ）ユニバーサルサービス制度の整備（総務省）

地域通信市場におけるユニバーサルサービス（加入電話、公衆電話及び緊急通報）の提供を確保するため、その提供を行う事業者を指定する制度を設け、当該事業者によるサービス提供に係る経費を電気通信事業者が負担する制度を設ける。このため、2001年6月に成立した改正電気通信事業法のユニバーサルサービスに係る部分を施行するための制度整備を2002年度早期に行う。

### ）移動通信用鉄塔施設の整備（総務省）

過疎地域等において市町村が移動通信用鉄塔施設を整備する場合に国がその

<sup>8</sup> 電力線搬送通信：電力線を利用して行う通信。現行制度で使用できる周波数帯は10kHz～450kHzである。現在、近距離用・家庭内用に数Mbps程度的高速データ通信の技術開発が行われているが、10Mbps以上的高速データ通信を実現するために周波数帯域の拡大が要望されている。

設置を支援すること等を通じ、2003 年度までに市町村役場及びその支所等が移動通信サービスエリアとしてカバーされている市町村割合を 95%以上とする。

）高速・超高速インターネットの地理的格差の是正（総務省、農林水産省）

過疎地域等の条件不利地域は、都市地域よりも情報通信基盤の整備が遅れており、次世代ユニバーサルサービスと言われている高速・超高速インターネットの普及を推進する上での課題となっている。民間によるネットワーク整備とその支援を原則としつつ、地方公共団体等の公共ネットワーク、公衆用インターネット端末等の整備を支援し、地域住民のインターネットアクセス環境を向上する。

加入者系アクセス網について民間事業者の光ファイバ網、DSL 等の整備に対して、電気通信基盤充実臨時措置法に基づき都市地域等よりも手厚い金融措置を 2002 年度も継続的に講ずる。また、地方公共団体等が行う過疎地域等における加入者系光ファイバ網等のネットワーク整備に対して、2002 年度も継続的に支援を行う。

イ) 信頼性向上施設の導入支援（総務省）

後掲（5．高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保）

自由かつ公正な競争環境の整備の促進

広く国民が低廉な料金で情報通信を利用することができるようにするため、自由かつ公正な競争環境の整備を図る。

ア) 自由かつ公正な競争の促進

）インターネット時代に対応した新たな競争の枠組みの検討（総務省）

電話の時代からインターネットの時代へとネットワーク構造や市場構造が大きく変化を遂げつつある中、こうした変化に柔軟に対応するとともに電気通信事業者の多様な事業展開を促すため、電気通信事業法における一種・二種の事業区分を廃止する等競争の枠組みについて見直し、2002 年度中に結論を得る。

）競争政策の促進

・公衆網再販制度の検討（総務省）

ワンストップ・ビルディングやインターネット関連サービスと電話を一体とした様々なサービスの提供が可能となる環境を整備するため、公衆網の再販、すなわち、加入者回線の基本料部分の開放を行う意義は大きいと考えられるが、どの程度のシステム開発費を要するのか等具体的な費用対効果を明らかにするための検討

を 2002 年度中に行う。

- ・ MVNO<sup>9</sup>の参入を促進するためのガイドライン策定（総務省）

移動通信分野において、仮想移動通信事業者（MVNO）の参入を促進するために、制度の透明性・予見可能性を高めるガイドラインを 2002 年中に策定する。

- ・ インターネットに係る業務支援システム（OSS<sup>10</sup>）の開放（総務省）

電気通信事業者によるインターネット関連サービスの充実化を図るため、NTT 東西の業務支援システム（OSS）の開放について検討し、2002 年中に結論を得る。

- ・ 公正競争の促進に関する指針の見直し（公正取引委員会、総務省）

電気通信事業分野における環境変化に対応するため、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の見直しを 2002 年中に行う。

- ・ NTT の在り方（総務省）

公正な競争を促進するための施策によっても十分な競争の進展が見られない場合には、通信主権の確保や国際競争の動向も視野に入れ、速やかに電気通信に係る制度、NTT の在り方等の抜本的な見直しを行う。

- ） 稀少設備等に係る競争事業者間の公平性の確保（総務省）

円滑な電気通信設備の接続のため、利用申込みの先後のみが優先度として考慮されている通信用建物の利用（いわゆるコロケーション）ルールについて、その見直しを 2002 年度早期に行う。

- ） 公正取引委員会の機能強化（公正取引委員会）

IT 分野及び IT を利用した事業活動に係る競争を阻害するような独占禁止法違反事件に迅速・的確に対処すべく、2002 年度に公正取引委員会の体制強化、機能の充実について、所要の措置を講ずる。

- ） 電気通信事業紛争処理委員会の機能強化（総務省）

電気通信事業者間の紛争解決に資するためのマニュアルを 2002 年度早期に公表（実施済み）。また、電気通信事業紛争処理委員会の活動状況について毎年度公表する。2002 年度においては、同委員会の紛争処理機能をより高めるため事務局の強化に取り組む。

---

<sup>9</sup> MVNO: Mobile Virtual Network Operator の略。仮想移動通信事業者。移動体通信市場において、周波数の割当を受けずに既存の移動通信事業者の無線ネットワークを活用して多様なサービスを提供する事業者。

<sup>10</sup> OSS: Operation Support System の略。電気通信業務を円滑に行うために顧客情報や設備情報等をデータベース化したシステムのこと。OSS の開放とは、これを他事業者も利用できるようにすることであり、例えば、DSL 事業者が、そのサービス提供の際に、必要な顧客情報を入手するため、NTT 東西の顧客データベースにアクセスすることなどが挙げられる。

) IP 電話<sup>11</sup>普及のための番号制度の見直し(総務省)

IP 電話の普及と発展を促すため、IP 電話に関して緊急通信等を確保するための研究開発を推進するとともに、2002 年度中に一般加入電話から IP 電話端末に着信する際に必要となる電話番号について具体的な番号体系を検討し、所要の制度整備を行う。

## イ) 利用者利益の増進

) 消費者に対する情報提供等(総務省)

### 後掲(3. 電子商取引等の促進)

) サービスの品質に関する評価方法の検討(総務省)

インターネットサービスに関する利用者の選択の目安としうるため、通信サービスの品質に関する標準化の促進を図るとともに、IP 電話の品質については、電気通信事業者が多様な品質でサービスできるよう 2002 年中に所要の制度整備を行う。

) UIM カード<sup>12</sup>の普及促進及び端末ポータビリティの実現(総務省)

多様な端末における個人認証のプラットフォームとなる UIM カードの普及を促進するとともに、2002 年度中に、アプリケーションの標準化、番号ポータビリティ、UIM ロック等の端末ポータビリティを実現するために必要な課題について検討を行う。

) 国際機関への働きかけによる利用者利益の確保(総務省)

インターネットを利用する上で必要不可欠であるドメイン名や IP アドレス等を取りまく諸課題の解決に向けて、我が国のインターネット利用者の要望をインターネットの制度整備へ反映させるため、2002 年度も引き続き、ICANN 等への働きかけを必要の都度実施する。

## 放送のデジタル化(総務省)

高度情報通信ネットワーク社会においては、多様な情報がネットワークを区別することなく自由に流通することが重要である。デジタル放送はインターネットと極めて親和性が高く、IPv6 を備えたインターネットと組み合わせることにより、デジタルコンテンツを放送以外の多様なメディアに流通させることが一層容易になるとともに、豊富なアド

---

<sup>11</sup> IP 電話: ネットワークの一部又は全部において IP(インターネットプロトコル) 技術を利用して提供する音声電話サービス。

<sup>12</sup> UIM カード、UIM ロック: UIM カードは、次世代携帯電話(3G) に利用されるユーザ情報等を IC チップに登録したカード。また、UIM ロックは、端末に書き込まれたユーザ情報等をこのカードを用いて書き換えることを不可能とすること。

レス空間その他の IPv6 の高度な機能を活用するなど、放送と通信を融合させた利便性の高いサービスが実現し、すべての国民が容易かつ安全に、多様な情報を入手し、利用することができることとなる。このように家庭における IT 革命を支える基盤となる放送のデジタル化を推進し、関東、近畿、中京の三大広域圏では 2003 年までに、その他の地域では 2006 年までに地上デジタル放送を開始するため、地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策を講ずるとともに、デジタル放送施設の整備に対して税制・金融上の支援を行う。また、ケーブルテレビについては、2010 年までにすべてデジタル化されるよう、税制・金融上の支援を行う。

### 多様なビジネスモデルへの支援

情報通信に係る各市場階層において、不公正な行為の排除に留意しつつ、垂直・水平の多様で自由なビジネスモデルを構築することができるよう支援する。

#### ア) 通信・放送融合への対応（総務省）

デジタル放送とインターネットを合わせて利用することを可能とするデジタル放送受信端末等を通じて、国民が特別な教育を受けることなく、容易かつ安全に、公共情報を始めとする多様な情報を入手、利用できるようにするサービスなど、先導的な通信・放送融合サービスを世界に先駆けて実現する。

このため、CS デジタル放送、ケーブルテレビ等について、電気通信事業者回線の利用を可能とする電気通信役務利用放送法を円滑に施行するとともに、通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律に基づき、2002 年度中に、通信・放送融合技術を開発する者の共同利用に供するテストベッドを整備する。このテストベッドを活用することにより、通信・放送融合技術の実証実験を推進する。

また、通信・放送の融合の進展に応じた制度のあり方について、社会的な役割、技術革新の状況、諸外国の動向等幅広い視点から引き続き検討する。

#### イ) 各階層の市場をまたがる事業活動についての自由かつ公正な競争の促進

）プラットフォームやコンテンツなどの上位階層における今後の新たなビジネスモデルの出現や競争の実態等を踏まえ、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の見直しを 2002 年中に行う。（公正取引委員会、総務省）

）通信と放送の融合分野における競争政策の観点から、公正かつ自由な競争を阻害する恐れのある行為、伝送路、コンテンツ配信及びコンテンツ制作の各階層をまたがった垂直的な結合、連係等に係る問題等について、独占禁止法上の考え方を明らかにし、競争環境の整備を図るための指針を 2002 年中に策定・公表する。（公



正取引委員会)

) デジタルコンテンツの制作者、権利者、流通事業者のそれぞれが正当な報酬を得ることのできる環境の整備のため、2002 年度中に、コンテンツ市場における競争政策のあり方の整理、コンテンツに関するモデル契約書の策定等を行う。(経済産業省)

後掲(3. 電子商取引等の促進)

) 2004 年度までに、著作権に関する情報等のコンテンツに関する情報を相互に交換し、不正利用を防ぎつつ流通するための権利処理システムを開発することにより、放送コンテンツを権利者と利用者との間で安全・確実に取引する市場形成を図る。また、当該システムを利用し、コンテンツの流通等に関する多様なビジネスモデルの試行を行い、民間における権利処理ルール確立の支援を図る。(総務省)

後掲(3. 電子商取引等の促進)

## ブロードバンド時代に向けた研究開発の推進

すべての機器が端末化する遍在的なネットワークへの進化を目指す。現在のインターネットの1万倍の処理速度と3万倍の接続規模を有し、利用者を目的の情報に安全かつ的確に導くスーパーインターネットの実現に向けて、情報通信分野について、世界最高水準の技術力を保持し、また、これを維持するため、伝送速度の高速化、インターネット基盤技術の高度化、移動通信技術の高度化、ネットワーク技術の開発・学術研究用ネットワークの整備という観点から戦略的に研究開発を推進していく。研究開発に当たっては、技術の実用的な有効性を検証するためのテストベッド等の整備を推進する。

### ア) 伝送速度の高速化

) フォトニックネットワーク技術<sup>13</sup>の開発推進

- ・ 光多重化技術について、2005 年までに光ファイバ1 芯あたり 1000 波の多重化が可能となるよう WDM 技術<sup>14</sup>の高度化に取り組む。(総務省)
- ・ 光ノード技術<sup>15</sup>について、2005年度までに10Tbps<sup>16</sup>の光ルーター<sup>17</sup>を実用化すると

<sup>13</sup> フォトニックネットワーク技術：基幹網やアクセス網だけでなく、ネットワークの端から端まですべてのデータ伝送等を光化して超高速化する技術。

<sup>14</sup> WDM 技術：wavelength division multiplexing(波長分割多重)技術。1本の光ファイバで波長が異なる複数の光信号を伝送することにより、光ファイバ上の情報伝送量を飛躍的に増大させることが可能となる。

<sup>15</sup> 光ノード技術：ネットワークの接続点(ノード)における様々な伝送処理において、光信号を電気信号に変換することなく光のままで行う技術。

<sup>16</sup> Tbps: Tera bits per second の略。10 の 12 乗の bps

<sup>17</sup> 光ルーター：ネットワークの接続点(ノード)において伝送経路を選択する際に、光信号を電気信号に変換することなく

ともに、2006年度までに100Tbpsの電子制御型<sup>18</sup>ノード装置を実現するために必要となるデバイスの実用化の目的を立てる。(総務省、経済産業省)

- ・ 光ネットワーク技術について、2005年までに電気信号変換することなく光ネットワークを制御・管理する技術を実用化する。(総務省)
- ・ 2005年までにペタビット<sup>19</sup>級ネットワーク通信の基礎技術を確立し、2010年頃を目途に実用化を図る。(総務省)
- ・ 1兆～1000兆分の1秒単位での光のON/OFFを実現する技術について、2005年を目途に実現を図り、2010年頃を目途に実用化を図る。(経済産業省)

) 無線による広範囲超高速アクセス技術、超高速インターネット衛星(総務省、文部科学省)

無線による広範囲の超高速アクセスを可能とする技術を実用化する。無線超高速の固定用国際ネットワークを構築するため、2005年までに超高速インターネット衛星を打ち上げて実証実験を行い、2010年を目途に実用化する。

) CATVインターネットの超高速化技術の実用化(総務省)

現在30Mbps以上の超高速インターネット接続が行われているCATVインターネットの更なる高速化技術、FTTH化技術等について、2003年度までに要素技術を確認する。

## イ) インターネット基盤技術の高度化

) IPv6の普及促進及びブロードバンド時代に向けた技術開発等

- ・ 2003年までにセキュリティ確保、端末即時認識等のIPv6の機能を拡充・活用する技術や、インターネットの対象を情報家電<sup>20</sup>などパソコン以外の多様な機器に拡大するための技術を開発する等の取組により、2005年までにすべての国民が、場所を問わず、自分の望む情報の入手・処理・発信を安全・迅速・簡単に行えるIPv6が実装されたインターネット環境を実現する。また、ブロードバンド時代に向けて必要となる端末機器等の通信・放送に係る研究開発、実証実験などを促進する。(総務省)
- ・ 2005年までに、PC等の特別な機器に限らずブロードバンドにアクセスできるようにするため、IPv6やセキュリティ技術を含め情報家電に必要なデバイス、ソフトウェア、システム等の技術開発や標準化を、産業化の促進を前提に支援する。(経済産業省)

---

経路を決める装置。

<sup>18</sup> 電子制御型：光信号を電気信号に変換するもの。

<sup>19</sup> ペタビット：Peta bits per second, 10の15乗のbps

<sup>20</sup> 情報家電：簡単なインターフェイスを利用して、インターネットに直接接続することが可能となる家庭用電気製品のこと。

）プラットフォーム技術<sup>21</sup>の研究開発（総務省）

ブロードバンド時代に向けたネットワークの高度化、高品質化などに資する次世代プラットフォーム技術を 2005 年度までに実現する。

ウ) 移動通信技術の高度化

）インターネット ITS（総務省、経済産業省）

ITS 関連情報を有機的に統合するとともに、最先端の高速無線ネットワーク環境と連携し、ITS における高速インターネットを実現する。このため、2005 年度までに高速移動する自動車において様々な大容量の情報を無線ネットワークを通じて円滑に提供、享受できるための技術を実用化する。

）モバイル 3 次元 GIS の実現（総務省）

携帯電話等の移動機器を使って 3 次元 GIS を利用できるようにするため、2005 年度までに、モバイル GIS に関する基盤技術の研究開発を行う。

）第 4 世代移動通信システムの実現（総務省）

最先端の高速無線インターネット環境やシームレスな通信サービスが可能な第 4 世代移動通信システムを実現することにより、世界最先端のモバイル IT 環境の実現を図る。世界でトップレベルにある我が国の情報通信分野の技術と産業集積を活かして、世界をリードする技術開発を推進するとともに、国際標準化においても我が国が大きく貢献しつつ、2005 年までに必要な要素技術を確立し、2010 年までに実現を図る。

）多種多様な無線通信サービスの実用化（総務省）

ネットワーク利用の利便性・容易性の向上を図るために、多種多様な無線通信サービスを利用者が意識することなく柔軟に選択して利用でき、そのネットワークに接続された多種多様で、極めて多数の端末を安全で、リアルタイムかつ自律的に制御・協調できるネットワーク技術を 2005 年までに実用化する。

）次世代ネットワークシステムの実現（総務省）

1 つの端末にとらわれず、いつでもどこでも接続できる、十分な伝送容量を備えたネットワーク環境を目指し、メディアハンドオーバー技術<sup>22</sup>、フォトニックネットワーク

<sup>21</sup> プラットフォーム技術：各種流通コンテンツにおける品質保証、ネットワーク制御等のネットワークの高度化に資する技術。

<sup>22</sup> メディアハンドオーバー技術：様々な通信ネットワークを移り変わっても、同一端末でサービスを利用し続けることを可能とする技術

基礎技術、無線セキュリティプラットフォーム技術等を 2005 年度までに実現する。

エ) 全国の主要拠点を結んだ超高速ネットワーク技術の開発・実験の実施等

) 研究開発用ネットワークの整備推進(総務省)

IPv6 に関連した技術に加えて、超高速ネットワーク技術等の実証実験のため、全国の主要な研究拠点を結んだ研究開発環境の整備を 2002 年度中に行うとともに、更なる超高速ネットワークの研究開発環境の実現を 2005 年度までに図る。

) スーパーSINET の構築(文部科学省)

後掲(4. 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進)

国際インターネット網の整備など世界的に均衡のとれたIT社会の実現

アジア全体として世界の情報拠点(ハブ)を目指すという長期目標に向けて、我が国がリーダーシップを発揮し、アジアのブロードバンドネットワークの構築を進めるとともに、世界に先駆けた IPv6 の普及促進、国際標準に向けた研究活動の強化等を行うことを通して、世界的に均衡のとれた IT 社会の実現を図る。

ア) アジア・ブロードバンド計画(総務省及び関係府省)

アジア地域におけるブロードバンド環境の整備のため、2002 年度中に有識者を交えた議論を通じ、当計画の長期目標・短期目標を明確化した上で、関係府省の協力体制等国内の取組体制を整備するとともに、アジア諸国との協働体制を立ち上げ、各国政府間の連携のあり方、官民の役割分担等について検討を行い、アジア地域における次世代インターネット網構築に向けたアクションプランを策定する。

イ) アジアにおける高度な IT 利用の促進のための研究(総務省)

多言語環境などのアジアの地域特性に配慮し、大容量の映像コンテンツ等をネットワーク上で安全、容易に取引可能とする技術を開発する国際ネットワーク接続実験を実施し、2004 年度までに実用化する。

ウ) 国際標準に向けた研究活動等の推進(総務省、文部科学省、経済産業省)

情報通信分野において、IETF<sup>23</sup>、ICANN<sup>24</sup>などの民間標準化及び運用団体、国際

<sup>23</sup> IETF: The Internet Engineering Task Force の略。インターネットに関する様々な技術の標準化を行う民間フォーラム。発行する文書は RFCs(Request for Comments)として知られる。

電気通信連合（ITU）<sup>25</sup>、ISO<sup>26</sup>、IEC<sup>27</sup>等における我が国及びアジア・太平洋地域による標準提案を推進し、2003年度までに10件程度の標準提案を行う。

#### エ) 沖縄の国際情報通信ハブ化（内閣府、総務省、経済産業省）

アジア・太平洋地域の情報通信拠点形成に向けたグローバルなIX<sup>28</sup>の形成、国内外のコンテンツ・アプリケーションの集積、情報通信関連産業の集積等の施策を多面的かつ重層的に展開し、2005年度までに高度な地域情報通信ネットワークを整備するなど沖縄国際情報特区構想を推進し、2010年度までに沖縄における情報通信ハブ等を実現する。

#### オ) IPv6 普及促進とそれに向けた国際戦略のあり方（総務省、経済産業省、外務省、文部科学省）

国際的にIPv6に対応したネットワーク運用、アプリケーションサービス、情報通信機器の普及を促すために、2005年度までにアジアを中心とした各国との共同研究・実証実験等を行うとともに、IPv6の普及を念頭に置いた関係国との協力・提携関係の構築を推進する。

#### カ) 政策・制度支援ネットワークの構築（総務省、外務省）

アジアの発展途上国におけるインターネット網整備に対するノウハウ面での支援の観点から、適切なIT政策の策定・展開に必要な知見を移転するため、ウェブサイトを活用して関連情報の提供及び我が国IT専門家との意見交換を通じた助言等を行う、「政策・制度支援ネットワーク」の運用を2002年度から開始する。

---

<sup>24</sup> ICANN: The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers の略。IPアドレスやドメイン名の割り当てや、DNS (Domain Name System) の管理など、インターネットに関する基本的な部分を管理するために1998年に設立された国際的な非営利民間組織。所在地は、米国 California 州 Los Angeles。「~.com」「~.net」ドメインなどを管理する米国のVGRSや、「~.jp」ドメインを管理する日本のJPNICなどはこのICANNのルールに基づき活動している。

<sup>25</sup> 国際電気通信連合（ITU）: International Telecommunication Union。電気通信に関する国連の専門機関であり、国際的な周波数の分配、電気通信の標準化、開発途上国に対する技術援助等を主要な目的としている。本部はジュネーブにあり、我が国は1879年に加盟している。

<sup>26</sup> ISO: International Organization for Standardization の略。国際標準化機構。各国の代表的標準化機関から成る国際標準化機関であり、商品とサービスの国際的な交換を容易にし、知識・科学・技術・経済に関する活動において、国際的な交流を助長するため、国際的な規模の標準化とこれに関するさまざまな活動を発展・促進する機関。

<sup>27</sup> IEC: International Electrotechnical Commission の略。国際電気標準会議。各国の代表的標準化機関から成る国際標準化機関であり、電気及び電子技術分野の国際規格の策定を行っている。

<sup>28</sup> IX: Internet eXchange の略。インターネットサービスプロバイダー間の相互接続点。

## 2. 教育及び学習の振興並びに人材の育成

### < 目標 >

2005 年のインターネット個人普及率予測値の 60%を大幅に上回ることを目指し、すべての国民の情報リテラシー<sup>1</sup>の向上を図る。

小中高等学校及び大学等の IT 教育体制を強化するとともに、社会人全般に対する情報生涯教育の充実を図る。

IT 関連の修士、博士号取得者を増加させ、国・大学・民間における高度な IT 技術者・研究者を確保する。併せて、2005 年までに 3 万人程度の優秀な外国人人材を受入れ、米国水準を上回る高度な IT 技術者・研究者を確保する。

### (1) 現状と課題

我が国が世界最先端の IT 国家となり、国民すべてが IT の恩恵を享受できる社会を実現するためには、IT を実際に活用する「人」に着目し、「IT 人づくり」を推進していくことが重要である。

上記目標の達成に向け、これまで関連施策を積極的に実施してきたところであるが、これらの取組を通じて、インターネットの利用人口の増加や学校教育の情報化の進展など、一定の成果を収めている。

具体的には、インターネットの利用率については、1999年に21.4%であったが、現在では、ほぼ半数が何らかの形で利用していると考えられる状況にある。また、公立学校のインターネット接続率は、2000年3月の57.4%から、現在では、100%になっていると見込まれる。

しかしながら、世界の IT 化は我が国以上に急速に進展し続けている。

例えば、学校教育の面では、米国と比較した場合、教育用コンピュータの一台当たり生徒数が米国は2000年の時点で5人であるのに対して、我が国は2001年3月の時点で13人である。また、IT の専門的な人材についてみれば、民間企業の調査において、米国と比較した場合、最上級レベルの人材が不足しているという結果も出ているところであり、なお、努力すべき点が見受けられる。

また、この一年で、IT をめぐる環境も大きく変化している。例えば、インターネットの回線速度の高速化が進み、低料金での常時接続が実現されたことなどから、ハードの整備だけではなく、その利用の内容と程度が問われる状況になってきていること等が挙げられる。今後の IT 政策の立案にあたっては、このような動向を考慮しつつ、新たな取組を指向していくことも不可欠である。

以上のような観点から、今後とも、国民全体の IT に関する教育及び学習の振興を図り、国民が IT を一層主体的・積極的に活用する環境を醸成しなければならない。また、

<sup>1</sup> リテラシー：読み書きの能力。識字。転じて、ある分野に関する知識・能力。

我が国の国際競争力を維持・強化していくため高度で専門的な知識や技術を持った創造的な人材を早急に確保する必要がある。

< 教育及び学習の振興並びに人材の育成に関する主要指標 >

- ・ インターネットに接続された公立学校 全 38,995 校中 81.1% (2001 年 3 月現在)  
[全 39,096 校中 57.4% (2000 年 3 月現在)]
- ・ インターネット接続が可能な公共施設 公民館等 1,793 ヶ所 (1999 年 10 月現在)
- ・ IT 関連の修士課程修了者 13,509 人、博士課程 1,637 人 (2000 年度)  
[修士課程修了者 12,650 人、博士課程 1,568 人 (1999 年度)]
- ・ 在留資格「技術」に係る外国人登録者数 16,531 人 (2000 年 12 月現在)  
[15,668 人 (1999 年 12 月現在)]

(2) 施策の意義

すべての国民が IT 活用能力の向上を図り、IT のフロンティアを開発する技術者、研究者などの専門家を育成することは、活力ある IT 社会を実現するための基盤として不可欠である。

「IT 人づくり」の推進にあたっては、育成すべき IT 人材について、  
将来を担う子どもたちが IT を活用できる能力を身につけるための「学校教育の情報化等」、  
すべての国民が日常の生活の中で IT を活用するための「国民の IT 活用能力の向上」、  
世界最先端レベルの IT 知識水準を達成するとともに、IT 活用能力不足に起因する雇用のミスマッチを解消し、労働生産性を高めるための「IT 分野の専門家の育成・活用及び職業能力開発」、

の 3 分野にわけ、児童・生徒、一般の国民、職業人、学生、専門家等にわたる総合的な施策を重点的かつ戦略的に実施していくこととする。

(3) これまでの主な成果

2001 年度までに、以下に示すように施策の着実な実施が図られ、学校のインターネット接続等による学校教育の情報化や、各種の IT 講習の充実などによる国民の IT 活用能力の向上、教育研究機関の制度改正や環境整備による専門家の育成等が進んでいる。

学校教育の情報化等

ア) 学校の IT 環境の整備

- ・ すべての公立小中高等学校等にインターネット接続見込み (文部科学省) (2002 年 3

月)

- ・ 高速回線を用いた教育方法や教育用ネットワークの在り方等についての研究開発を行うため、小中高等学校等のインターネット高速接続（文部科学省、総務省）（2002年3月現在 3,175校に接続）
- ・ 盲学校点字ネットワークシステムのインターネット対応化（文部科学省）（2001年5月インターネット対応化）
- ・ 大学等における教育研究の情報化の推進（国立大学等の学内 LAN の高度化、大学における教育研究の深化に対応できる高度情報基盤の整備）

#### イ) IT 活用型教育の本格的実施の推進

- ・ 国内外の学校及び地域社会・企業等との連携による共同プロジェクトの実施（文部科学省、経済産業省）（E スクエア・プロジェクト<sup>2</sup>として 68 プロジェクト、地域産業教育情報化推進事業として 12 プロジェクトを実施）

#### ウ) IT 指導力の向上

- ・ 全公立学校教員の IT 指導力向上（文部科学省）（2001年3月現在 79.7%の公立学校教員がコンピュータ操作可能）
- ・ 各都道府県において、IT 専門家 1 万人を含め、社会人を小中高等学校等へ派遣できるよう体制を整備。（文部科学省）

#### エ) 教育用コンテンツの充実・普及

- ・ 学校向けに有害情報に対応するレーティング・フィルタリングソフトウェア<sup>3</sup>及びシステム等を開発・運用（経済産業省）（レーティング・フィルタリングツールダウンロード数 1,450 件、有害サイト情報参照数 1,137,425 件）

### 国民の IT 活用能力の向上

#### ア) IT 利用機会の継続性の確保及び利用環境の整備

- ・ IT 基礎技能講習の実施（総務省）（2001年12月現在 約 386 万人に対して実施）
- ・ 中小企業経営者向け IT 講習の実施（経済産業省）（2002年3月現在 約 23 万人に対して実施）
- ・ 消費者向け IT 講習の実施（内閣府）（2001年度末現在 18.5 万人）（2002年3月現在、約 18.5 万人に対して実施）
- ・ 経営者向けの情報化投資企画立案支援講習の実施（経済産業省）（2002年3月現在 約 1.5 万人に対して実施）
- ・ 農林漁業者向けの IT 講習の実施（農林水産省）（2002年3月現在 約 1.5 万人に対して実施）

<sup>2</sup> E スクエア・プロジェクト：平成 11 年度から文部科学省及び経済産業省両省の所管法人が事務局を担当して実施した、全国の学校がインターネットを利用した教育を実践するための支援プロジェクト。

<sup>3</sup> レーティング・フィルタリングソフトウェア：インターネットのウェブページを一定の基準で評価判別し、受信者が、設定するレベルに合ったウェブページを選択的に受信することを可能とするもの。未成年者が、不適切なウェブページにアクセスできないようにする場合等に使用。



- ・ IT 基礎技能講習の実施にあわせ、全国の公民館、図書館等にパソコン等の整備（文部科学省）（2002 年 3 月現在 全国の公民館、図書館等約 7,000 箇所約 11 万台のインターネット接続可能なパソコンを整備）
- ・ 地域住民の IT 学習の支援（文部科学省）（公民館中央館本館（2,199 館）及び図書館（352 館）に IT サポーターを配置）

#### IT 分野の専門家の育成・活用及び職業能力開発

##### ア) 大学・大学院等における IT 教育の推進

- ・ 大学の組織編成の柔軟化のための制度の改正（文部科学省）（国立学校設置法改正（2001 年 6 月 22 日成立、2002 年 4 月 1 日法施行）、大学設置基準改正（2001 年 3 月 30 日施行））
- ・ IT 関連専攻修士、博士課程の入学定員増（文部科学省）（2001 年 4 月 国立大学の IT 関連専攻の入学定員を修士 130 人、博士 30 人増加）

##### イ) 外国人人材の受入れ確保

- ・ 外国人 IT 技術者上陸許可基準の見直しについて所要の措置（法務省）（平成 13 年法務省令第 79 号（2001 年 12 月 28 日施行）、平成 13 年法務省告示（2001 年 12 月 28 日施行））

##### ウ) コンテンツ・クリエイターの育成

- ・ デジタルコンテンツの遠隔共同制作システム開発（総務省）（通信・放送機構の公募委託研究「デジタルコンテンツ遠隔地コラボレーションシステムの研究開発」において実施）

##### カ) IT 職業能力開発の一層の拡大及び IT 技能の向上

- ・ 労働者の IT 職業能力習得機会の確保、提供（厚生労働省）（2002 年 1 月現在 約 178 万人に対して実施）

#### (4) 具体的施策

##### 学校教育の情報化等

必要なハード、ソフト、コンテンツの充実を図るとともに、関連する諸施策を実施することにより、子どもたちが IT の活用方法に慣れ親しみ、習熟することなどを通じて、子どもたちが情報を主体的に活用できるようにするとともに、すべての子どもたちにとって理解しやすい授業を実現する。

##### ア) 学校の IT 環境の整備

必要なコンピュータを整備し、インターネット接続の高速化を推進するなど、すべての子どもたちの IT 活用能力を向上させるために必要なブロードバンド等の時代の変

化に的確に対応した IT 環境を整備する。

) 2005 年度までに、概ねすべての公立小中高等学校等が高速インターネットに常時接続できるようにするとともに、各学級の授業においてコンピュータを活用するため、必要な校内 LAN の整備や IT 授業などに対応した「新世代型学習空間」の整備等を推進することにより、すべての教室がインターネットに接続できるようにする。あわせて、地域センター（教育センター等）を中心に各学校を結ぶ、教育用イントラネットの構築を推進する。

また、2005 年度までにコンピュータ教室における 1 人に 1 台使える環境の整備のほか、普通教室等への整備を推進し、教育用 PC1 台あたり児童・生徒 5.4 人の割合を達成する。（文部科学省、総務省）

) 2004 年度までに、私立小中高等学校等が、公立学校と同程度の水準の整備を目指して、コンピュータの整備及びインターネットへの接続等を行えるようにする。（文部科学省）

) 2006 年度までに、在外教育施設の教育コンピュータの整備を行う。（文部科学省）

## イ) IT 活用型教育の本格的実施の推進

### a) IT 教育の充実（文部科学省）

IT 教育の充実を通じ、コンピュータやインターネットを使うための技能を習得させることはもちろん、子どもたちに論理的な思考力をはぐくみ、自己を表現する能力や創造力を涵養するとともに、筋道を立てて考える能力や適切に表現する能力、問題の解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む態度を育成する。あわせて、社会生活の中で IT が果たしている役割や及ぼしている影響を理解させ、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成を図る。

) 各教科の指導を充実させるための IT の効果的な活用方法を検討するとともに、教員研修の工夫など優れた実践に関する情報等の共有化を促す仕組みなどを検討し、2002 年夏までに一定の結論を得、ガイドブックの作成等、IT 教育の充実に推進する施策を講ずる。

) 小学校において、2002 年度から、各教科や新たに創設される「総合的な学習

の時間<sup>4</sup>」で情報通信ネットワークを活用することにより、コンピュータ等に慣れ親しみ、自由に使いこなせるようにする。

）中学校において、2002 年度から、各教科や新たに創設される「総合的な学習の時間」で情報通信ネットワークを活用するとともに、技術・家庭科「情報とコンピュータ」を必修とし、ソフトウェアを用いた基本的な情報の処理やコンピュータを利用した表現やコミュニケーションができるようにする。

）高等学校において、2003 年度の入学者から、各教科や新たに創設される「総合的な学習の時間」で情報通信ネットワークを活用するとともに、普通教科「情報」を新設し必修化することにより、コンピュータ等を活用して自分の考えを表現することなどができるようにする。

）IT 化に伴い一層重要となってくる外国語について、中学校においては 2002 年度から、高等学校においては 2003 年度の入学者から、授業の中で、実践的なコミュニケーション能力の育成を図るとともに、コンピュータやインターネットを活用し、学習活動の一層の充実を図る。また、小学校においても 2002 年度から、「総合的な学習の時間」の中で、国際理解教育の一環として、外国語に触れることができるようにする。

）ネットワーク整備の進展やネットワークコンテンツの普及にともない重要となる著作権に対する知識や意識を涵養するため、2002 年度中に、教員向けの指導書を作成し、また、2004 年度までに、子どもたちが楽しみながら著作権が学べるソフトを開発し、それぞれネットワークにより全国に提供するなど著作権に関する総合的な普及啓発事業を実施する。

）IT 教育を推進していくに当たっては、ネットワーク上の倫理やモラルについても配慮するようにし、個人の孤立化や人間関係の希薄化、自然体験・社会体験の不足、いわゆる有害情報の氾濫などにも適切に対応できるよう、2002 年度においても引き続き、情報教育、道徳教育、運動部活動の充実や学校内外における自然体験や生活体験等体験活動の充実を図る。

#### b) 先進的な実践事例の積極的な紹介・普及

IT を活用して教育効果を上げている学校等の取組等の先進的な実践事例を全国

---

<sup>4</sup> 総合的な学習の時間：小・中学校では 2002 年から、高等学校では 2003 年の入学者から実施される新しい学習指導要領において新設される教育課程の一つ。「総合的な学習の時間」の中では、各学校が創意工夫を活かした特色ある教育活動を展開し、国際理解、情報、環境、福祉・健康など横断的・総合的な課題についての学習が実施される。

に紹介・普及し、各学校の情報化に資することを通じ、効果的に全国的なレベルアップを図る。

）2003年度までに、インターネットに高速接続された約3,000校のネットワークを活かして、教育方法や教育ネットワークの在り方、大規模ネットワークの運用維持手法の研究などを行い、先進的な実践事例等をホームページを通じて提供し、学校におけるインターネット活用を促進する。（文部科学省、総務省）

）2002年度中に、インターネットフェスティバルを開催し、子どもたちがPCやインターネットに慣れ親しみながら学ぶ様子や海外の学校との交流の様子等、2005年度の姿を先進的に実現している学校の様子をインターネット等を通じて広く一般に紹介する。（文部科学省）

）2006年度までに、学校におけるITの有効な活用方法やIT活用能力の的確な向上を図ることを目的とした先進的な授業実践を支援するとともに、蓄積された実践事例等を広く紹介するプロジェクトを約50件実施する。（経済産業省）

#### c) ITを活用した外国人の日本語学習への支援（文部科学省）

日本語の普及や日本文化の発信を図るため、国内外における日本語の学習環境の整備等を促進することが重要である。

このため、2005年度までに、インターネットを活用して教材用素材など日本語教育に関する情報等を国内外に提供することを通じて日本語学習の支援を図る総合的なネットワークシステムを構築し、広く日本語教育に関する情報を国内外に提供するとともに、日本語教員のIT指導力向上のための研修を実施して、日本語教育の推進を図る。

#### ウ) IT指導力の向上（文部科学省）

概ねすべての公立学校教員がITを活用して指導ができる能力を身につけられるようにするとともに、高等学校において教科「情報」が必修化されることに伴い必要な免許を持った教員（約9,000人）を養成することを通じて、子どもを指導する立場にある教員のITに関する指導力の向上を図る。

また、ITに関する企業や地域の人材の専門的知識、技術等を活用し、子どもたちの情報活用能力の向上を図るとともに、インターネット等を利用した授業の一層の充実を目指す。あわせてアジア太平洋地域の教員等の養成にも協力する。

）2005年度までに、約90万人の公立の小中高等学校、盲・ろう・養護学校等の概

ねすべての教員がコンピュータ等の IT を用いて子どもたちを指導することができるようにする。

） 2004 年度までに、合計 1 万人程度の IT 関連分野の優れた知識や技術を有する人材を子どもたちの IT 教育の充実のため、学校教育において積極的に活用する。

） 2002 年度中に、2003 年度から高等学校等で実施される教科「情報」を実施するために必要な教員に対し、「情報」の免許状を授与するための現職教員等講習会を実施する。

） 2002 年度から 2005 年度まで、ユネスコ<sup>5</sup>IT 教育信託基金に基づき、アジア太平洋の約 35 ヶ国の国や地域において、開発途上国の初等中等教育教員等を対象とする IT 研修を実施する。

## エ) 教育用コンテンツの充実・普及

各種教育用コンテンツの充実・普及を図ることを通じ、子どもたちがこれまでの学校の授業では接することが難しかった情報を提供することにより、子どもたちの学習意欲の向上を図るとともに学習内容の一層の理解を促す。

） 2004 年度までに、様々な教育用コンテンツを授業の中で適切かつ効果的に活用するため、毎年 1,000 件程度の教育用コンテンツの実践事例を教育情報ナショナルセンターに登録することにより、活用事例の全国への普及を図る。（文部科学省）

） 2003 年度までに、産業界の協力により、産業界の知見を反映し児童・生徒の興味・関心を高める教育用コンテンツ等を 3,500 件以上作成するほか、学校現場においてこれらを活用した産業界の人材が参画した授業実践 70 時間程度行う。（経済産業省）

） 2005 年度までに、研究機関等が有する最先端の研究成果を素材にした教育用コンテンツの研究開発を行い、これらの成果を 2005 年度までに全国に普及する。また、2005 年度までに学校体育・スポーツ・健康教育用コンテンツ、伝統芸能や現代舞台芸術の公演等を記録した文化デジタルライブラリー、国立科学博物館の学習資源をデジタルアーカイブ化するとともに、そのデジタル素材を用いてコンテンツを作成し、インターネット等で提供するなど、その成果を全国に普及する。（文部科学省、経済産業省）

---

<sup>5</sup> ユネスコ：国際連合教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization）のこと。諸国民の教育、科学、文化の協力と交流を通じた国際平和と人類の福祉の促進を目的とする国連の専門機関。

) 2005 年度までに、教育用コンテンツのインターネットを介した利用を促進するため、学校における情報セキュリティ技術や簡易型インターネットアクセス網構築のための技術、ネットワーク上の教材コンテンツを自動判別して高速・容易に検索を可能とする技術、トラブルや問い合わせへの対応を迅速化・効率化して対応の質的向上を図る次世代ヘルプデスク支援システムに関する技術、学校に配備する平均的な端末から、インターネット上で 3D コンテンツ等大容量のコンテンツの閲覧を可能とする技術等を開発し、学校教育に導入する。(総務省、文部科学省)

) 2004 年度までに、ネットワークを利用した遠隔学習等先進的な学習基盤に必要な教育情報システム等を開発するとともに、教育用に限り著作権フリーに使用可能な画像データを蓄積、管理する教育用画像素材の管理・配信システムの素材登録等機能の高度化、未登録素材の追加登録、利用を促進するための普及広報等を行う。(経済産業省、文部科学省)

) 2003 年度までに、学校へのブロードバンドネットワークの普及に対応し、セキュリティの確保、認証・課金、ネットワーク配信、デジタルアーカイブからのコンテンツ利活用等の機能を提供するシステムの開発・実証等を行うことにより、教育用コンテンツの流通促進を図る。(総務省)

#### オ) 教育情報提供体制の整備等

学校教育や生涯学習に関する情報について、全国各地から有益な情報を検索・受信できるような情報提供体制を整備拡充すること等により、IT を活用した教育及び学習の振興を図る。

) 2005 年度までに、各種の教育用コンテンツや教育支援情報を検索したり、ダウンロードできる教育情報ポータルサイト<sup>6</sup>等の教育情報ナショナルセンター機能を整備し、国立教育政策研究所において運用する。なお、利用可能な情報数については、毎年約 2 万件を目標に整備を図る。(文部科学省、総務省、経済産業省)

) 2005 年度までに、衛星通信を活用して提供される学校教育・社会教育に関する情報・研修番組や学習番組等が全国で受信できるなど生涯学習の振興に資するために必要な受信設備の配置を行えるようにする。(文部科学省)

---

<sup>6</sup> ポータルサイト：「ポータルサイト(portal)」は入口、玄関の意。転じて、インターネットに接続した際に最初にアクセスするウェブページのこと。分野別に情報を整理しリンク先を表示。

## カ) 障害のある子どもたちへの対応 (文部科学省)

学校教育の情報化等を進めるにあたっては、身体的な条件により、IT の利用機会及び活用能力の格差が生じることがないように、障害のある子どもたちに対して十分に配慮する。

- ) 2002 年度中に、盲・聾・養護学校の児童・生徒、一人一人の障害に対応した最新の IT 機器の整備を推進する。
- ) 2002 年度中に、インターネット対応となった盲学校点字情報ネットワークシステムを活用し、点字情報の一層の共有化を進める。
- ) 盲・聾・養護学校における IT 教育及び外国語教育の充実については、公立小中高等学校に準じて実施する。

## 国民の IT 活用能力の向上

民間の IT 活用能力向上のための活動等との適切な役割分担のもと、すべての国民の IT 活用能力の向上を図るための必要な施策を実施することにより、例えば国民が電子政府により実現されるサービスを簡単に利用できるなど日常生活において IT を積極的に活用できるような活力のある IT 社会の実現を目指す。

## ア) IT 利用機会の継続性の確保及び利用環境の整備

国民に対して、それぞれの立場に応じた IT 学習機会を提供するとともに、自発的な学習のための環境を整備することにより、国民の IT 活用能力の向上を図る。

- ) 2002 年度中に、国民の IT 活用能力の一層の向上を図るため、以下の事業を実施する。
  - ・ 約550万人を対象としたIT基礎技能講習の成果を分析の上、地方公共団体が実施するIT講習等を支援(総務省)
  - ・ 約30万人を対象とした中小企業経営者向けにITが経営に与える影響等の理解の促進するためのIT講習等(経済産業省)
  - ・ 約1万人を対象とした農林漁業者、普及職員等に対するIT講習等(農林水産省)
- ) 2004年度までに、地域住民がIT基礎技能等を習得できるよう、約25万人のIT利用をサポートする指導者を養成するなど、住民サポート事業を推進する。(総務省)

) 2002 年度から 2006 年度まで、IT 関連 NPO<sup>7</sup>等との連携による地域における IT 学習等のための支援を行う。(文部科学省)

) 2002 年度中に、図書館を地域における「IT 学習プラザ」として位置づけるべく、一般利用に供している PC が未整備な約 1,300 の図書館について、必要な IT 環境を整備する。(文部科学省)

#### イ) 障害者・高齢者の IT 利用の促進

IT は障害者や高齢者の社会参加を促進するツールであることから、年齢・身体的な条件等に起因する IT の利用機会や活用能力に格差が生じることがないように、障害者や高齢者の IT 利用の促進に、十分に配慮する。

このため、2002 年度から、毎年 6 件程度以上のバリアフリー型の IT が利用できる施設の整備について補助を行う。また、2002 年度中に、障害者の IT 利用を促進するため、パソコンボランティアの養成・派遣を行う。(総務省、厚生労働省)

#### IT 分野の専門家の育成・活用及び職業能力開発

我が国の IT 国際競争力を強化するため、教育研究機関の制度改革や専門的な IT 人材がその力を発揮するための環境整備を行い、国際的に最先端の研究開発や経営、コンテンツ開発を實踐できる創造的な人材を養成し確保するとともに、外国人人材の受入れを促進する。また、積極的な IT 職業能力開発や IT 関連業務に携わる労働者の更なる能力向上を図る。

#### ア) 大学・大学院等における IT 教育の推進(文部科学省)

大学自身による一層の自律的・機動的なマネジメントを可能とし、IT 関連の教育研究活動が効果的に実施される環境をつくるため、学部・学科の設置・改廃の弾力化についての検討を行うなど、大学の組織編制の柔軟化を図る。

あわせて IT 技術者・研究者の育成に資するため、大学院の IT 関連専攻の入学定員増を図る。

) 2005 年度までに、大学・大学院等において、IT 分野の人材養成を戦略的に行うことにより、基盤的ソフトウェア等の新興分野の実務者・研究者を約 800 人養成する。

<sup>7</sup> NPO: Nonprofit Organization の略。行政、企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。



) 学部の学科の設置認可について、2003 年までに結論を得るものとされている国立大学の独立行政法人化の検討と並行して検討し、結論を得る。

) 2002 年度中に、国立大学の大学院の IT 関連専攻（修士課程及び博士課程）の入学定員を増加する。

) 2005 年度までに、専修学校において、企業の第一線で活躍する社会人を対象とした IT スペシャリストを養成するための教育プログラムと新産業創出の担い手となる起業家精神を有する人材開発のための起業家育成プログラムの開発を推進し、その成果を逐次各専修学校において実施する。また必要な環境整備を行う。

) 専門高校<sup>8</sup>に専門教科「情報」を新設し、システムの設計・管理やマルチメディアなどの情報の各分野に関する知識と技術を身につける教育を、2003 年度の入学から実施する。

## イ) 外国人人材の受入れ確保

### a) 資格制度の国際標準化（経済産業省）

「アジア IT スキル標準化イニシアティブ<sup>9</sup>」に基づき、IT 人材に関するスキル標準の国際的な共通化による IT 人材の技能に関する客観的な評価指標を作成することで、有能な外国人 IT 人材を活用するためのコストを削減するとともに、アジア域内での IT 人材市場の流動化を促し、産業界がより有能な外国人 IT 人材の活用が可能になるための基盤を整備する。

) 2003 年度までに、アジア 6 ヶ国に対して、ノウハウの移転など資格制度創設に必要な支援を実施するとともに、その国際標準化を図るため、既に類似の試験制度を持つ 4 ヶ国も含め、資格の基盤となるスキル標準について相互認証を行う。

) 我が国の情報処理技術者試験をコンピュータ化するのに合わせて、2003 年度中を目途に、アジア各国に対してもノウハウの提供、対応する研修や教材の開発など各国の資格制度のコンピュータ化に必要な支援を行う。

<sup>8</sup> 専門高校：農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報などに関する学科が置かれ、それぞれの分野の職業に関する専門的な教育を行う高等学校のこと。

<sup>9</sup> アジア IT スキル標準化イニシアティブ：アジア各国の IT 技術者のレベルアップや国境を越えた雇用機会の拡大のため、アジア各国の IT 技術者に関するスキル標準について各国制度間で共有化する構想。2000 年 10 月、ASEAN + 日・中・韓経済大臣会合（AEM + 3）において承認された。

) 我が国産業界が必要とする IT 人材を育成するため、アジア共通スキル標準に沿った必要な研修事業を我が国及びアジア諸国で実施し、2005 年度までに我が国企業の採用が可能なレベルの IT 人材約 2,000 人程度育成する。

b) アジアにおける e-Learning の促進 (経済産業省)

2005 年度までに、「アジア e-Learning イニシアティブ<sup>10</sup>」に基づき、アジア e-Learning ネットワークを形成し、e-Learning 市場形成のためのシステム構築を図るとともに、アジア全体で研修の実施やコンテンツの開発を行い、e-Learning コンテンツに関するアジア発の国際標準の策定・普及を行う。

c) 外国人受入れ関連制度の見直し (法務省)

IT 技術者などの専門的、技術的分野の業務に従事する外国人を一層積極的に受け入れていくことにより、我が国における高度な技術や知識を有する人材の確保を図る。

このため、IT 技術者に関する上陸の基準について、a) の相互認証等の状況を踏まえ、2001 年に実施した制度改正の下で、引き続き外国人 IT 技術者受入れに係る所要の措置を 2002 年度中に講ずる。

d) 専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れ・定着の促進 (厚生労働省)

IT 分野等の技術者等の専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れ・定着の促進を図るため、2002 年度中に、外国人の採用及び採用後の雇用管理のノウハウに関する事業主向けマニュアル及び外国人労働者が我が国で働く際の基礎知識や好事例を内容とするパンフレットを作成・配布する。

ウ) IT 技術者研修市場の活性化

資格取得に向けた高い意欲の醸成やより高度な IT 技能取得者の育成を図るため、IT 技能に関する標準の策定や資格制度の拡充を行うなど、IT 技術者研修市場の活性化を図る。

) 2002 年度中に高度な IT 技術者の育成・活用を図るため、国内外の調査に基づき、IT 技能に関する標準を策定し、その普及を図る。なお、その際には IT ベンダ・

---

<sup>10</sup> アジア e-Learning イニシアティブ：アジア各国において e-Learning の導入が円滑に進められるよう国境を越えて教材コンテンツ及びサービスが展開される環境づくりにむけて、アジア各国で協力を行う構想。2001 年 9 月、ASEAN + 日・中・韓経済大臣会合 (AEM + 3) において承認された。

ユーザの代表をはじめ、IT 研修事業者、人材派遣事業者等の民間の知見やノウハウを積極的に活用するものとする。(経済産業省)

) 2002 年度中に情報通信分野の技術者の育成・活用を図るため、電気通信主任技術者資格などの電気通信に関わる資格制度の見直しについて検討を行い、結論を得るとともに、資格取得のための研修事業に対する支援措置を行う。(総務省)

## エ) コンテンツ・クリエイターの育成

高度情報通信ネットワーク社会の実現のためには、インフラ、ハード、ソフトのみならず、インターネットを通じて提供されるコンテンツの充実が不可欠である。そこで、世界最高水準のコンテンツを制作できるクリエイターを育成して日本のコンテンツ発信能力を強化するため、制作ツールの開発や制作支援等、優秀かつモラルの高いコンテンツ・クリエイターの育成・活躍のための環境を整備するとともに、ベンチャー企業に対する支援を充実し、コンテンツ・クリエイターが起業しやすい環境を整備する。

) 2005 年度までにデジタルコンテンツの市場規模を 1999 年度の約 2 倍にするべく、コンテンツ制作基盤ツールの開発、コンテンツ制作に対する支援、産学協力等を通じたクリエイターの育成等の施策の総合的な推進を行う。(経済産業省)

) コンテンツ・クリエイターをはじめとする情報通信技術関連のベンチャー起業育成を支援するため、2003 年度までに 100 件程度のベンチャー助成及びインターネットによる情報提供交流機能の強化を行うとともに、2005 年度までに全国で合計 50 ヶ所のビジネスインキュベータ<sup>11</sup>の整備を行う。(総務省、経済産業省)

## オ) 経営者をサポートする人材の育成(経済産業省)

経営と IT の双方に通じ、経営者の立場にたって経営戦略の立案からそれを実現するシステムの構築・導入までを一貫してサポートできる人材(IT コーディネータ)を 2005 年度までに、約 1 万人育成し、認定を行う。

## カ) IT 職業能力開発の推進及び IT 技能の向上

多様な IT 職業能力開発を実施することにより、急速な IT 化の進展に伴う雇用ミス

---

<sup>11</sup> ビジネスインキュベータ：新事業の創出及び起業家の育成を目的として、公的機関等がベンチャー企業に対し、事業化・起業化に不足するリソースを総合的に補うために、低コストのオフィスや機器、経営ノウハウや特許取得者等の事業支援サービス、助成金等を提供することにより、ビジネスとして自立できるよう支援を行う施設のこと。

マッチの解消を図るとともに、我が国の雇用の安定・労働生産性の向上を図る。また、情報通信分野やソフトウェア等の専門的・技術的な業務に従事する者の知識及び技術の向上を図る。

）2002年度中に、急速なIT化の進展に伴う雇用ミスマッチの解消、高度なIT社会構築をリードする人材育成という観点から、約70万人の離職者及び在職者を対象に、以下のITに係る職業能力開発を推進する。（厚生労働省）

- ・民間教育訓練機関の機能を活用した、離職者を対象としたIT活用能力習得に資する公共職業訓練の実施
- ・自習用端末ソフト等を活用したIT化に対応した自発的な職業能力習得の機会の提供

）2005年度までに、ブロードバンド時代に必要とされる電気通信システムの設計、放送番組の制作等の情報通信分野の専門的な知識または技術を有する人材約1万2,000人に対して、当該専門的な知識または技術の向上を図るための研修を図る。（総務省）

）2005年度までに、アプリケーションソフトウェアの開発業務に従事する者約4,000人に対して、その技能の向上を目指したソフトウェアの開発支援を行う。また、そのうち約100人については、次世代のITを担う天才的なプログラマー（スーパークリエイター）として発掘・育成を行う。（経済産業省）

### 3. 電子商取引等の促進

#### < 目標 >

2003 年における事業者間 ( BtoB ) 及び事業者・消費者間 ( BtoC ) 取引の市場規模が、それぞれ 1998 年の約 10 倍、約 50 倍の規模となる 70 兆円程度、3 兆円程度を大幅に上回ることを目指す。

#### ( 1 ) 現状と課題

インターネット等高度情報通信ネットワークの急速な普及は、個人の生活様式、社会・経済活動、行政の在り方等広範な分野において大きな変革をもたらしつつある。特に、産業経済面においては、IT 関連分野における新しい産業の誕生・成長のほか、取引形態・小売形態などの既存の経済活動の在り方にも大きなインパクトを与えつつあるものと考えられる。

このような状況において、我が国の電子商取引の現状をみると、2001 年の BtoB 市場規模は 34 兆円、BtoC 市場規模は約 1.5 兆円とそれぞれ前年に比べて 6 割増、8 割増と拡大しており、我が国の電子商取引は着実に発展しているといえることができる。

今後、電子商取引をさらに促進することにより、ユーザの利便性の向上、生産・流通の効率化、新規産業の創出等を通じ経済が活性化することが期待されるが、このためには、企業の電子商取引の促進やユーザ・消費者の信頼感を醸成するための施策等を迅速かつ集中的に講じていく必要がある。

#### < 電子商取引市場に関する主要指標 ( 2001 年 ) >

	電子商取引市場規模	電子商取引化率
B to B 市場	34 兆円	5.04%
B to C 市場	1 兆 4, 840 億円	0.55%

#### ( 2 ) 施策の意義

インターネット上での電子商取引は、誰でも参加できる、民間主導で市場が形成される、スピードが速い、国境のない市場が形成されるなどのサイバー空間の特徴を持ち、紙ベースで行われていた取引が電子化されることによる利点にとどまらず、e マーケットプレイス<sup>1</sup>やネットオークション市場<sup>2</sup>といったこれまで想像もできなかったような市

<sup>1</sup> e マーケットプレイス：複数の売り手 ( 販売側 ) と買い手 ( 調達側 ) で、財・サービスの交換を行うインターネット上での取引の場。( インターネット取引所ともいわれている。 ) 調達側のコストの削減と販売側の機会増加という双方のメリットが享受出来るため、企業間電子商取引の中で特に重視されている。

<sup>2</sup> ネットオークション市場：オークションの場をインターネット上で実現したもの。ホームページ上で紹介された商品に希望購入価格を書き込んで入札し、締切期限までに一番高い金額をつけた人が落札する仕組みを使って行う電子商取引市場のこと。

場が形成され、新たな取引形態が生まれると考えられる。

そのためには、消費者や事業者など、電子商取引の参加者への障壁を取り除くとともに、IT化への支援やトラブルへの的確な対処など、参加者の信頼を得るための方策を着実に進めていく必要がある。

これまでも、電子商取引等の促進の基盤的制度的見直し・ルール整備を集中的に実施し、一定の成果を確保してきたところであるが、今後は、基幹的制度的整備をおおむね完了させるとともに、経済活動のあらゆる局面で電子商取引等の促進が図られるようきめ細かな制度的整備を積極的に進めていく必要がある。

さらに、ブロードバンドの急速な普及に伴い、デジタルコンテンツの流通市場の健全な発展に大きな期待がされていることから、知的財産権の適正な保護を図りつつ、その促進を行う必要がある。

加えて、電子商取引は、国境を越えたグローバルな取引をも容易に可能とすることから、国際的に整合性を持ったルール整備を行うことも重要である。

### (3) これまでの主な成果

2001年度において予定していた施策については、着実に実施された。特に、会社法制的見直しや電子契約の効力、インターネットサービスプロバイダーの責任の制限等に関する法律の制定など企業や取引のIT化のための基盤的制度的や特許法及び著作権法の改正など知的財産権の適正な保護及び利用を図るための制度的について整備が行われた。実施された主な施策は以下のとおりである。

#### 規制の見直し

- ・ CPのペーパーレス化(金融庁)(2001年6月20日「短期社債等の振替に関する法律」成立、2002年4月1日法施行)
- ・ 統一的システムでの証券取引決済の実現(金融庁)(2002年6月5日「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」成立)
- ・ 株主総会運営等におけるITの活用(法務省)(2001年11月21日「商法等の一部を改正する法律」成立、2002年4月1日法施行)
- ・ 会社法制的抜本的見直し(法務省)(2002年5月22日「商法等の一部を改正する法律」成立)
- ・ 行政機関による法令適用事前確認手続の導入(総務省及び関係府省)(2001年度中に該当する手続を有しない省庁を除き導入)

#### 新たなルールの整備

- ・ 電子契約の成立時期等に関するルール整備(経済産業省)(2001年6月22日「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」成立、同年12月25日法施行)

- ・プログラム取引における利用者保護措置に関するルール整備（経済産業省）（2002年3月29日「電子商取引等に関する準則」を経済産業省が公表）
- ・インターネットサービスプロバイダー等の責任ルールの整備（総務省）（2001年11月22日「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」成立、2002年5月27日法施行）  
知的財産権の適正な保護及び利用
- ・商標等と同一又は類似のドメイン名の不正取得の防止（経済産業省）（2001年6月22日「不正競争防止法の一部を改正する法律」成立、同年12月25日法施行）
- ・ネットワーク上で取引されるコンピュータ・プログラムの保護の明確化（経済産業省）（2002年4月11日「特許法等の一部を改正する法律」成立）
- ・放送事業者及び有線放送事業者に送信可能化権を付与等（文部科学省）（2002年6月11日「著作権法の一部を改正する法律」成立）  
消費者保護
- ・個人情報の保護に関する基本法制の整備（内閣官房）（2001年3月27日「個人情報の保護に関する法律案」を提出）
- ・インターネット通販に係る規制に関連するルール整備（経済産業省）（2001年10月23日「意に反して契約の申込みをさせようとする行為」を経済産業省が公表）
- ・迷惑メール対策（経済産業省）（2002年2月1日「特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する省令」施行、2002年4月12日「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」成立）  
このほか、2002年4月11日に「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」が成立している。
- ・ADRの整備（司法制度改革推進本部）（2002年3月「司法制度改革推進計画」閣議決定、同計画において、ADRに関する関係機関等の連携強化及びADRに関する共通的な制度基盤の整備を行うべきこと及び実施時期を記載）

#### （4）具体的施策

##### 電子商取引等の浸透のための制度整備の充実

電子商取引市場の安定性や信頼性の確保を図るために必要な基幹的制度整備をおおむね完了させるとともに、経済活動のあらゆる局面における電子商取引等の浸透のためのきめの細かな制度整備を行う。

##### ア) 電子商取引等に関する基盤的制度の整備

電子商取引の円滑な促進を図るために、情報化社会の基本ルールの整備を引き続き行うとともに、取引の安定性・信頼性の確保を図るために、電子署名・認証制度の普及・促進のための施策を行う。

) 官報公告の電子化

2003 年度中を目途として、株式会社が減資、合併、会社分割等のときに行う官報又は日刊新聞紙における公告に加え、電磁的方法による公告を行うことを可能とする内容の商法の改正を行う。(法務省)

) 刑事法制の見直し

後掲(5. 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保)

) ADR に関する共通的な制度基盤の整備

2002 年 3 月に策定された司法制度改革推進計画に基づき、所要の施策を進める。具体的には、2003 年度までに、関係府省等の連絡会議の設置及び関係諸機関の連絡協議会の体制整備等を通じ、ADR に関する情報提供面及び担い手の確保面での連携強化を図るとともに、ADR の制度基盤を整備するために必要な方策を検討し、仲裁法制の整備を含め、ADR に関する共通的な制度基盤の整備を行う。(司法制度改革推進本部及び関係府省)

) 事業活動の電子化を阻害する規制の見直し

内閣官房は、関係府省の協力を得て、2002 年中に事業活動の電子化を妨げる規制について、総点検を行う。(内閣官房及び関係府省)

) 電子署名・認証制度の円滑な実施

2004 年までに電子認証業務の認定についての国際的な相互承認、電子署名・認証制度の発展に関する外国政府機関との協力等の環境整備を行う。また、安全かつ信頼できる電子商取引基盤の整備及び健全な発展のために必要な電子署名・認証業務に関する最新の技術や動向についての調査研究を行うとともに、それらを利用する国民に対する普及啓発や情報提供を行う。(総務省、法務省、経済産業省)

イ) 電子商取引準則の普及及び見直し

インターネットを利用した取引や情報財の取引に関する民事法の解釈を明確にするために「電子商取引等に関する準則」を 2002 年 3 月に公表したところであるが、2002 年度において、その普及を図りつつ必要に応じて見直しを行い、2003 年度以降も、引き続き新たな課題について整理・分析等を行う。(経済産業省)

商取引の電子化の加速的推進

電子商取引市場への参加者の増大を図るため、適正な競争が可能となる事業環境



の整備、企業における IT 活用の促進等による新しいビジネス創出と産業競争力の向上に向けた諸般の条件整備を行う。

#### ア) 適正な競争条件の確保

電子商取引市場の拡大や IT を活用した新サービスの登場に対応して、市場参加者のすべてが適正な条件で競争できるよう、自由かつ公正な競争を確保するための所要の措置を講じる。

）デジタルコンテンツに関する公正かつ自由な競争を促進するため、デジタルコンテンツの取引等について、競争政策の観点から実態を把握し、2002 年度末を目途に競争政策上の課題と対応について取りまとめる。（公正取引委員会）

）2002 年度中に、モバイルコンテンツビジネスにおいて公正な事業環境を実現し、違法・有害情報の流通の増大等に対処するため、モバイルコンテンツの公平・安全な利用・提供環境の整備に向けた技術面、制度面等の実証を行う。（総務省）

）デジタルコンテンツの制作者、権利者、流通事業者のそれぞれが正当な報酬を得ることのできる環境の整備のため、2002 年度中に、市場実態も踏まえ、コンテンツ市場における競争政策のあり方の整理、コンテンツに関するモデル契約書の策定等を行う。（経済産業省）

#### イ) 新しいビジネスの創出と産業競争力の向上

IT を活用した新たなビジネスの創出・国際的な産業競争力の向上に資するよう、その基礎となる知的財産権の適正な保護及び利用を図るとともに、事業者が積極的に IT を活用するような事業環境の整備のための諸般の施策を実施する。

##### a) デジタルコンテンツの流通の促進のための知的財産権の適正な保護及び利用

知的財産権の適正な保護及び利用に関する知的財産戦略会議での議論を踏まえながら、コンテンツに係る契約慣行・流通慣行の見直し、著作権保護等のための技術開発の促進等を通じ、良質なデジタルコンテンツのインターネット上での提供の増大に向けた環境整備を行う。

##### ）著作権等権利処理の円滑化等

煩雑な著作権等権利処理の円滑化等を通じて、著作権の適正な保護と利用を促進するため、以下の施策を講ずる。

- ・ 2002 年度中に、コンテンツ ID<sup>3</sup>（識別番号）を活用して権利情報を検索可能とする権利処理システムを開発する。また、民間における著作権等権利処理ルール確立に向けた取組を支援するとともに、信託の仕組みの活用等直接金融による資金調達の促進等のコンテンツ制作部門の強化のための環境整備を行う。（経済産業省）
- ・ 2004 年度までに、著作権に関する情報等のコンテンツに関する情報を相互に交換し、不正利用を防ぎつつ流通するための権利処理システムを開発することにより、放送コンテンツを権利者と利用者との間で安全・確実に取引する市場形成を図る。また、当該システムを利用し、コンテンツの流通等に関する多様なビジネスモデルの試行を行い、民間における権利処理ルール確立の支援を図る。（総務省）
- ・ 2004 年度までに、コンテンツの創作者と利用者がインターネット上で直接契約等を行えるシステム（バーチャル著作物マーケット）の研究開発を行う。（文部科学省）
- ・ 2002 年度中に、テレビ放送番組などの権利関係が複雑なコンテンツを対象として、全ての権利者・権利に関する情報を制作時に整理する仕組みのあり方を検討する。（総務省、文部科学省、経済産業省）

#### ）技術開発の促進

デジタルコンテンツ流通増大のための技術開発を促進するため、以下の施策を講ずる。

- ・ 2002 年度中に、デジタルコンテンツの複製防止技術等の確立のための環境整備を行う。（経済産業省）
- ・ 2004 年度までに、大容量映像デジタルコンテンツが安定的に流通するための技術確立のための方策を講ずる。（総務省）

#### ）海賊版対策の強化

海外におけるデジタルコンテンツの海賊版の取締りの強化のために、以下の施策を講ずる。

- ・ 2002 年度中に、東アジアを中心とする関係国政府当局との連携の強化、業界による海賊版情報の収集・提供のための現地組織の構築への支援等所要の施策を講ずる。（経済産業省）
- ・ アジア地域におけるインターネット上の著作物の保護のため、2002 年度から中国及び韓国との間で著作権保護に関する政府間協議の場を設けるとともに、

<sup>3</sup> コンテンツ ID：コンテンツの流通監視、権利情報の管理等のため、すかし技術等を利用して個々のコンテンツ付与されるユニークな番号（ID）。これにより、コンテンツの利用許諾・課金等の適正な実施、不正コピー・不正利用等の抑制が可能となる。

WIPO<sup>4</sup>の協力を得てデジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度の構築等の支援を行う。(文部科学省)

## b) 企業等における IT 活用の促進

企業の経営の効率化や経営革新等を促すため事業活動における IT 活用の促進を図るとともに、特に、我が国経済の競争力の要となる中小企業において IT 活用に対する経営者の意識の向上、IT 活用に必要な経営資源の確保等のための取組を積極的に講ずる。

### ）戦略的な IT 利用のための投資促進（経済産業省及び関係府省）

企業活動の抜本的な合理化や経営革新につながる戦略的 IT 投資に係るプロジェクトの活性化を図るため、戦略的 IT 投資に積極的な事業者の連携、研鑽及び情報の収集を支援し、2005 年度までに先進事例となるようなプロジェクトがおおむね 1 万件創出されることを目標とするとともに、このようなプロジェクトに係る投資を促進するために、2003 年度までに、戦略的 IT 投資を行う企業における IT 投資負担を軽減するための支援策を講じるため、2002 年度中に税制措置を始めとした支援策を検討する。さらに、2005 年度までにこのような戦略的 IT 投資プロジェクトを構築するために必要な高信頼ソフトウェア基盤の開発を行う。

### ）中小企業を対象とした IT 共通基盤整備（経済産業省及び関係府省）

日本経済の基盤をなす中小企業が IT を積極的に活用し、事業の効率化や収益の拡大につなげていくことは、産業新生のために極めて重要であることから、2003 年度中に、中小企業のおおむね半数程度がインターネットを活用した電子商取引等を実施できることを目標とし、先進的な電子商取引等の事例の創出や IT 経営に必要な経営資源の確保等の施策を総合的かつ重点を絞って講ずることとする。また、IT 化が相対的に遅れている農林水産分野等の IT 化のための施策についても充実を図る。

このため、2003 年度末までに、中小企業等の規模や業種・業態の違いによる IT 化の進展度合い等に応じて、きめ細かく、かつ、重点を絞った支援を行う。具体的には研修・セミナーの実施やアドバイザーの育成・派遣とともに、中小企業の電子商取引の促進を一層加速するため、より波及効果が高く、経営革新に資するソフトウェアやシステムの開発・普及など共通基盤の整備を図る。併せて、多様な中小企業等の経営に適した IT 導入を円滑に進めるに際し、各種情報提供事業を

<sup>4</sup> WIPO: 世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization の略)。工業所有権や著作権等の知的所有権保護の国際的な促進を目的として、知的所有権分野における国際的規範と基準の確立、関係諸条約の管理、知的所有権に関する法的・技術的情報の提供及び開発途上国における知的所有権制度の確立のための援助を行う国連の専門機関。1970 年設立。本部はジュネーブ。

充実させるとともに、中小企業等に不足しがちな経営資源を補完するための IT 貸付等の支援を実施する。

）商取引の電子化等の基盤となるソフトウェアの開発（経済産業省）

1つの端末にとらわれず、いつでもどこでも接続できる、十分な伝送容量を備えたネットワーク環境下での円滑な電子商取引を実現するため、2005年度までに、高い信頼性・安全性を有する基盤的ソフトウェアや産業競争力の強化に資する基盤的ソフトウェア（モバイル系基盤ソフトウェア、デジタル情報流通基盤ソフトウェア等）、ネットワーク環境の更なる進化を視野に入れた先進的なソフトウェアの開発を産学官の連携を得つつ実施する。

）ソフトウェアプロセス改善（SPI）<sup>5</sup>の推進（経済産業省）

企業におけるソフトウェアの適切な利活用の促進に向けて、2002年度中に、ソフトウェアプロセスの評価手法及び評価体制の整備、評価制度の普及等ソフトウェア工学に裏打ちされたソフトウェアプロセス改善を推進するための環境整備を行う。

c) ICカード<sup>6</sup>の利用環境の整備（経済産業省）

2003年度までに、ICカードを活用した行政サービス・民間サービスの連携に配慮しながら、ICカードの機能を活かした電子商取引の実証事業等を行い、汎用的なシステムモデル及び効率的な事業運営モデルを提示する。

また、ISOにおけるICカードの国際規格の策定に参画し、2003年度までにカードの電磁的性状等に関する国際規格の成立を目指すとともに、日本企業と海外の企業との間の交流・協力を促進し、セキュアなICカードシステムの標準的なモデルの構築を2003年度を目途に国際的に進める。

### 消費者保護対策の充実

電子商取引の促進に当たっては、個人情報保護対策の推進を図るとともに、取引に係る消費者トラブルの防止及び救済を図る措置を講ずるなど、消費者が安心して電子商取引を利用することができる環境を整備することが重要である。

<sup>5</sup> ソフトウェアプロセス改善（SPI）：Software Process Improvement。ソフトウェア開発に関する作業に関わる諸問題を整理し、改善することにより、プロダクトの品質向上、コスト低減、納期短縮等を図る活動。

<sup>6</sup> ICカード：情報の記憶媒体としてIC（集積回路）を組み込んだクレジットカード大のカード。

## ア) 個人情報保護

### 後掲(5. 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保)

#### イ) 消費者に対する情報提供等

電子商取引の発展のためには、消費者の保護を図ることによって、消費者が安心して IT を活用できる環境を整備することが不可欠である。

そのため、電子商取引の分野においては、民間団体等による自主的な対応が重要であるが、政府においても、電子商取引における消費者トラブルの増加に対応するため、消費者保護に関するルールを整備するとともに、消費者が自己責任のもとで、自らトラブルを回避できるよう、消費者に対する情報提供や啓発活動を行う。

) 対消費者電子商取引において行われる不当表示の問題について有効な規制を行うため、2002 年度中に電子商取引監視調査システムの運用を開始する。(公正取引委員会)

) 2004 年度までにネット利用悪質犯罪に関する情報を全国警察で共有・利用するためのシステムの整備、電子商取引に関係した詐欺等の消費者被害に関する広報・啓発活動等、消費者保護対策に必要な体制の整備を行う。(警察庁)

) 2002 年度中に、電気通信分野における消費者対応を一層充実・強化させるため、消費者からの苦情・相談等をデータベース化し、それを基にしたホームページを通じた情報を提供することにより、消費者の IT 活用に伴うトラブル防止及び円滑な解決を図る。(総務省)

) 迷惑メール問題に早急かつ適切に対応するため、2002 年 4 月 11 日に成立した「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」及び 4 月 12 日に成立した「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」の早急な施行に努めるとともに、迷惑メールにかかる苦情処理体制の充実、指定法人による適正化業務の遂行に向けた環境整備等所要の施策を 2002 年度中に講ずる。(総務省、経済産業省)

) 2002 年度中に、消費者向けの電子商取引にかかる ADR(あっせん、調停、仲裁等)に関する実証実験を実施するとともに、個人情報の取扱いを巡る紛争等における ADR の活用も視野に入れ、利用者の利便性に配慮した ADR の運用体制について検討する。(経済産業省)

) 2002 年度中に、携帯電話等に対応したインターネット通販に係る規制について、

特定商取引法に基づくガイドラインの整備を行う。(経済産業省)

) 2002 年度中に、映像コンテンツの光刺激等による生体への影響に関する基礎的な調査を行い、その結果を踏まえ、コンテンツの生体影響指標の標準化を含めた対策のあり方について検討する。(経済産業省 総務省)

## 国際的な環境整備

国境を容易に越える電子商取引の特性に鑑み、我が国と経済社会的に密接な関係にある諸国家・地域との間で電子商取引に関する制度調和を構築し、国際整合性のある IT 社会を形成する。

) 貿易関連手続の電子化・ワンストップ化を図るため、2002 年度においては、我が国で開発された貿易金融 EDI<sup>7</sup>システムとアジアの電子商取引 EDI との連携を支援するとともに、アジア諸国又は地域における輸出入申告、輸出入申請その他の対政府手続用システムとの連携を支援する。(経済産業省)

) アジア地域における事業者間電子商取引の基盤整備のために、XML 言語を利用した EDI の国際標準化規格 ( ebXML<sup>8</sup> ) について、アジア地域内の普及促進を図る。そのために、2005 年度までに、同規格について、アジア地域における技術的互換性の確保、取引ルールに関する合意及び普及促進のための環境整備などを行う。(経済産業省)

) アジア地域の電子商取引市場の基盤整備等のため、アジア域内における公開鍵基盤 ( PKI )<sup>9</sup> に必要な技術仕様、利用基準の明確化のための実証実験を2005年度まで8カ国において実施するとともに、「アジアPKIフォーラム」と協力しつつ、アジア各国の法整備のあり方等について検討するアジア公開鍵基盤 ( PKI ) 整備事業を実施し、2005年度を目途にアジア域内で運用可能な公開鍵基盤 ( PKI ) の整備を行う。(経済産業省)

---

<sup>7</sup> 貿易金融 EDI: 荷主、運輸、金融機関その他の企業間の貿易関連手続き ( 貨物の権利の移転に伴う手続き、運送契約、保険契約等 ) の用に供する文書 ( 船荷証券、インボイス等 ) の情報を電子化し、インターネットにより伝送するためのシステム。

<sup>8</sup> eb XML: Electronic Business XML ( eXtensible Markup Language ) の略。XML ( ウェブページを記述する際に用いる言語 ) の企業間電子商取引向けの標準仕様で、アメリカの業界団体 OASIS ( 構造化情報標準化振興機構 )、国連内の部局 UN / CEFAC が標準化を推進。受発注や見積もり等のビジネス上のデータ交換の手順や表現形式に関して規定。

<sup>9</sup> 公開鍵基盤 ( PKI ) : Public Key Infrastructure。公開鍵暗号技術と電子署名を使って、インターネットで安全な通信ができるようにするための技術基盤。認証局を設けて電子署名による電子証明書とともに公開鍵を発行、管理し、通信相手の正当性を証明する仕組みを提供。

） 2002 年度中に、ドメイン名に関する我が国のインターネット利用者の要望をインターネット制度整備に反映させるために、多言語ドメイン名の安定的な導入、ドメイン名における国名の保護等、ドメイン名等を取りまく諸課題の解決に向けて、ICANN、WIPO 等への働きかけを行う。（総務省、経済産業省）

） 2002 年度中に予定されている OECD のセキュリティガイドライン見直しに参画するなど、電子商取引の国際的な円滑化や IT サービスの促進に関する議論について積極的に関与する。（外務省、経済産業省、総務省及び関係府省）

） 2002 年度中に、WIPO における「視聴覚的実演に関する条約（仮称）」及び「放送機関に関する条約（仮称）」に係る議論を推進するために、我が国の先進的な著作権制度の事例の紹介を含め積極的な役割を果たすとともに、2003 年度以降も引き続き条約策定に向けた議論に積極的に参画し、インターネットの発達などに対応した著作権に関する新たな国際ルール構築を図る。（文部科学省、総務省）

#### 4．行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進

##### < 目標 >

行政の情報化については、行政情報の電子的提供、申請・届出等手続の電子化、文書の電子化、ペーパーレス化及び情報ネットワークを通じた情報共有・活用に向けた業務改革を重点的に推進し、2003年度までに、電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現する。

ITの活用による公共分野におけるサービスの多様化及び質の向上を図ること等により、広く国民がITの恩恵を享受できる社会を実現する。

##### (1) 現状と課題

行政の情報化は、行政のあらゆる分野へのITの活用とこれに併せた既存の制度・慣行の見直しにより、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資することを目的としているものである。

従来から政府においては、必要な職員への1人1台パソコンの整備、霞が関WANへの全省庁接続、インターネット・ホームページの開設等行政の情報化を総合的・計画的に推進してきたところである。

昨年3月の重点計画策定後の取組として、申請・届出等手続のアクション・プランの見直しによるオンライン化実施時期の前倒しや手続の簡素化・合理化、汎用受付等システム、認証システム等の基盤整備が進んだほか、個別分野としても、輸出入・港湾諸手続のワンストップ化に当たって、1回の入力・送信により関係府省に対するすべての必要な手続を行えるシングルウィンドウ化への取組開始、政府調達手続の電子化について、電子入札・開札実施スケジュールの前倒しなど行政の情報化全般を通じて取組の加速・前倒しが図られた。

また、行政の情報化推進によりふさわしい体制を整え、本計画に定められた行政の情報化を積極的に推進する観点から法令の見直しが行われた結果、申請・届出等に限らず法令に基づく行政機関等の手続について、原則としてすべて書面による手続に加えオンラインによる手続も可能とする「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案」（行政手続オンライン化法案）等も今通常国会に提出された。

今後は、電子情報を原則とした行政事務・事業の情報化にも本格的に取り組むことが必要である。特に、国民、企業等との間の手続を今後オンライン化するに当たって、事務自体をそのままオンライン化するのではなく、引き続き、業務改革、省庁横断的な類似業務・事業の整理、制度・法令の見直し等を実施するとともに、ワンストップサービス化を進め、行政の効率化、国民・事業者の負担軽減を実現することが必要である。また、あわせて行政機関等内部の業務についても、総合的・効率的な情報化を図っていくべきである。その際、IT化に向けた中長期にわたる計画的投資を行うことも必要である。



一方、地方公共団体においては、公共施設予約、情報公開、水道の給水申込等いくつかの手續のオンライン化や首長と住民の電子メールによる情報交換、電子会議室の設置、区域外住民との情報交換、コンビニエンスストアにおける情報端末や携帯端末を活用した情報提供、地域保健医療システムの構築等様々な分野で先進的な取組が進められているものの、国の行政の情報化と整合性のとれた情報化推進のため、国において、制度面、システム面の条件整備を中心に本格的な支援を行う必要がある。

行政の情報化と並んで、公共分野の情報化は広く国民生活の利便性の向上とともに、経済社会全体の情報化の起爆剤になることが期待されている。

特に、インターネット等の活用により、公共サービスへの国民のアクセシビリティが向上するとともに、的確に国民ニーズが吸収されることを通じ、新たな公共サービスが創出されることが期待されている。

このため、「e-Japan 重点計画」において各分野の具体的目標及びその達成期限を定め、着実な進展が図られてきたところである。例えば ITS の推進のための道路交通法の改正が行われ、医療情報化のための戦略的グランドデザインが策定されるなど、実績をあげているものがある。

国民全体がさらに豊かな生活を享受するためには、こうした国民との接点が高い公共分野において、情報通信技術を活用し、質の高いサービスの提供を行うべく、引き続き研究開発を推進するとともに、先進的な情報通信基盤やアプリケーションの積極的導入を図り、サービスの充実に努める必要がある。

< 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に関する主要指標 >

国の申請・届出等手續のオンライン化手續数	124 <sup>1</sup>	590 <sup>4</sup>
国の行政機関のホームページ開設数	874 <sup>2</sup>	1,310 <sup>4</sup>
地方公共団体のホームページ開設率	66.4% <sup>3</sup>	83.5% <sup>5</sup>
国の行政機関のパソコン配備状況	1台 / 1.4人 <sup>3</sup>	1台 / 1.3人 <sup>5</sup>
地方公共団体のパソコン配備状況	1台 / 2.0人 <sup>3</sup>	1台 / 1.5人 <sup>5</sup>

1 2001年3月 2 2000年3月 3 2000年4月 4 2002年3月 5 2001年4月

(2) 施策の意義

行政の情報化については、国、地方公共団体の行政手續が時間的・地理的な制約なく行えることを可能とし、快適・便利な国民生活や産業活動の活性化を実現することとなる。即ち、自宅や職場からインターネットを経由し、原則として、行政手續が24時間受付可能となり、国民や企業の利便性が飛躍的に向上する。

特に、国の行政機関においては、行政の情報化により、事務・事業及び組織の改革を

推進するとともに、セキュリティの確保等に留意しつつ、「紙」による情報の管理からネットワークを駆使した電子化された情報の管理へ移行し、高度に情報化された行政、すなわち以下のような「電子政府」を実現する。

主な項目	2003 年度における姿
行政情報の 電子的提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として、紙ベースとは別に行政情報をインターネット・ホームページでも 24 時間、容易に、電子的に手に入れることが可能となる。</li> <li>(例) 行政機関の組織・任務、所管法令や施策・事業の計画や実績、官報などで公表が義務付けられている報告、統計調査結果、審議会答申等の報道発表資料</li> </ul>
申請・届出等手続の 電子化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実質的にすべての申請・届出等手続が、原則として 24 時間、自宅や事務所から行うことが可能となる。</li> <li>(例) 国税申告手続、電気通信事業関係手続、貿易管理関係手続、道路運送・海上運送・航空業関係手続</li> </ul>
歳入・歳出の電子化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請・届出等に必要な手数料納付、納税等をインターネット等により行うことが可能となる。</li> </ul>
調達手続の電子化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札・開札がインターネットにより可能となる。</li> </ul>
ペーパーレス化 (電子化)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各府省 LAN や霞が関 WAN を活用し、行政機関内部や各行政機関間において紙ベースで行われている法令等の協議、各種会議開催通知、業務関係資料の配布(回覧)など実質的にすべてペーパーレス化(電子化)する。</li> </ul>

(注) なお、地方公共団体については、国は必要な支援を行うこととする。

保健、医療、福祉、文化、交通、防災等あらゆる公共サービスの分野での情報化の推進は、多様かつ質の高い公共サービスの提供を通じて、国民生活の全般的な質の向上が期待される。

また、これらの活用により、国民が主体的にネットワークを形成し、行政への参加、地域活動、社会活動へ参加することで、真に豊かさを感じる生活が推進されることが期待できる。

さらに多くの国民が、例えば家にいながらにして図書館や美術館の情報を活用できたり、移動する車の中で映像情報も含め種々な情報を入手できたりする等、様々な分野で IT の便益を身近に体験することを通じ、我が国全体の情報化に向けて大きな波及効果が期待できる。特にこれらの公共分野は、広く国民に密接に関連する分野であることから、公共分野の情報化の進展は国民の情報活用能力を向上させ、情報格差を是正する効果も併せて有しているものと考えられる。

なお、これらの実現を図るため、国、地方公共団体が緊密な連携を図っていくとともに、

国は地方公共団体の取組に対して必要な支援を行う。

### (3) これまでの主な成果

2001 年度までに、以下に示すように施策の着実な実施が図られ、政府ポータルサイト、都道府県等を結ぶ行政ネットワーク、しごと情報ネットの運用開始、申請・届出のオンライン化、電子入札の一部実現等国民生活に身近な行政・公共分野の情報化が着実に進展している。

#### 行政の情報化

##### ア) 国、地方を通じた行政情報化の総合的・一体的推進

- ・ 国、地方を通じ申請・届出等に限らず法令に基づく行政手続について、書面による手続に加え、原則としてすべてオンラインによる手続も可能とするための法整備（総務省）（「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案」提出(2002年6月7日)）
- ・ 各府省が電子的に提供する情報に国民が一元的にアクセスできる「電子政府の総合窓口システム」を運用開始（総務省）(2001年4月)
- ・ 国、地方公共団体等の申請・届出等手続のオンライン化に関するアクション・プランを策定（総務省及び全府省）
- ・ 「申請・届出等手続のオンライン化に関わる汎用受付等システムの基本的な仕様」を策定（総務省及び全府省）(2001年8月)
- ・ 申請・届出等手続の電子化に関わる認証システム、汎用受付システムを運用開始（総務省、経済産業省、国土交通省）
- ・ 輸出入・港湾諸手続のワンストップサービスについて、シングルウィンドウ化を実現するための基本方針を策定するとともに、通関情報処理システム（NACCS）と港湾 EDI システムについて接続（財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）
- ・ 各府省がホームページで提供する調達情報を一括する政府調達情報の統合データベースを運用開始（総務省及び全府省）(2001年6月)
- ・ 一部の直轄事業でインターネットを活用した電子入札・開札を導入（国土交通省）(2001年10月)
- ・ 総合行政ネットワークシステム（LGWAN）と霞が関 WAN との相互接続が実現（総務省及び全府省）(2002年4月)
- ・ 情報システムに係る政府調達制度の見直しを行うため、情報システムに係る政府調達府省連絡会議を設置し、各府省が横断的に取り組むべき諸課題に関する一定の成果として「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」を関係府省間で了承（総務省、経済産業省、財務省及び関係府省）(2002年4月)

#### イ) 地方公共団体の取組支援

- ・「地方公共団体における申請・届出等手続に関する汎用受付システムの基本仕様」を策定（総務省及び関係府省）（2002年3月）
- ・「電子自治体推進パイロット事業」において、申請・届出等手続のオンライン申請の実証実験を実施（総務省及び関係府省）（2002年2月）
- ・都道府県、政令指定都市の組織認証基盤の整備（総務省）（2002年3月）
- ・LGWANについて、都道府県・政令指定都市間の接続が実現（総務省）（2001年10月）
- ・地方選挙における電磁的記録式投票制度の導入（総務省）（2001年11月30日「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」成立、2002年2月1日施行）

#### 公共分野

#### ア) 科学技術・学術研究分野の情報化

- ・スーパーSINETを5国立大学、6大学共同利用機関に整備（文部科学省）（2002年1月）
- ・分散型デジタルコンテンツ統合システムを運用開始（文部科学省）（2001年8月）

#### イ) 芸術・文化分野の情報化

- ・文化情報総合システムに文化財に関するデジタル情報を追加（文部科学省）（2001年10月）

#### ウ) 保健、医療、福祉分野等の情報化

- ・医療情報化のための戦略的グランドデザインの策定（厚生労働省）（2001年12月）

#### エ) 高度道路交通システム（ITS）及び公共交通分野の情報化の推進

- ・民間事業者による道路交通情報のデータの提供の可能化（警察庁）（2001年6月13日「道路交通法改正法」成立、2002年6月1日施行）

#### オ) 環境分野の情報化

- ・地球シミュレータの運用開始（文部科学省）（2002年3月）

#### カ) 地理情報システム（GIS）の推進

- ・GISアクションプログラム2002-2005を策定（国土交通省、総務省、農林水産省、経済産業省及び関係府省）（2002年2月）
- ・全国の25000分の1地形図の電子データを整備（国土交通省）（2002年3月）
- ・2500分の1地形図の電子データのインターネットを通じた提供の開始（国土交通省）（2002年3月）
- ・街区レベル位置参照情報のインターネットによる無償提供の開始（国土交通省）（2001年4月）
- ・G-XML（地理情報をインターネットで流通させるプロトコル）のJIS化（経済産業省）（2001年8月）

## ク) 雇用分野の情報化

- ・官民連携した雇用情報システム(しごと情報ネット)の運用開始(厚生労働省)(2001年8月)

## (4) 具体的施策

### 行政の情報化

#### ア) 国、地方を通じた行政情報化の総合的・一体的推進

国及び地方公共団体の事務における行政の情報化に積極的に取り組むため、国、地方を通じ申請・届出等に限らず行政機関等の間、同一組織内の手続等を含め原則としてすべてオンライン化を実施するなど、総合的・一体的な推進を図ることにより、国民等の利便性向上並びに行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資する。

また、国の事務・事業を実施する独立行政法人、特殊法人等においても、国、地方公共団体と同様に情報化を推進する。このため、所管府省は、所管法人等との連携協力を積極的に推進する。

#### a) 法令の整備等

）国、地方を通じ申請・届出等に限らず法令に基づく行政手続について、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案」等に基づき、書面による手続に加え、原則として、2003年度までにすべてオンラインによる手続も可能とすることとし、それに伴い必要な法令の整備を関係府省において行う。また、地方公共団体に対し、条例等の整備に関して必要な助言を行う。(総務省及び関係府省)

）各府省は、同法案に基づき、オンラインで実施可能な手続等の状況について、少なくとも毎年度1回公表する。また、総務省は、毎年度、各府省から公表された事項をとりまとめ、その概要について公表する。(総務省及び全府省)

#### b) 行政情報の電子的提供(総務省及び全府省)

行政機関に蓄積されている行政情報について、国民の意見、要望等を聴取しつつ、インターネット等でタイムリーに提供することにより、行政の諸活動に関する透明性を高め、開かれた行政の実現を図るとともに、行政情報の社会的有効活用に資する。また、独立行政法人等についても、インターネット等による保有情報の電子的提供を推進する。

) 各府省は、「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」(2001年3月、行政情報化推進各省庁連絡会議)に沿って作成した「電子的提供の推進に関する実施方針」に基づき、行政情報の電子的提供を2003年度までの間において計画的・重点的に推進する。(全府省)

) 総務省は、各府省が電子的に提供する情報に国民が一元的にアクセスできる「電子政府の総合窓口システム」について、2003年度までに、掲載情報への迅速かつ容易なアクセス等を実現するため、各府省の必要な協力を得つつ、検索機能等の充実を図る。(総務省)

### c) 行政手続の電子化

国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、2003年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする。関係するシステム整備に当たっては、国民の利便性向上の観点から、国民等の意見、要望を取り入れるなど、所要の措置を講ずるものとする。また、行政機関等の間、同一組織内等において書面で行われている手続についても、原則として2003年度までにオンライン化する。

あわせて、各府省は、申請・届出等手続を電子化する場合において、当該事務に係る行政経費の低減を図りつつ、適正に手数料単価を設定するものとする。

) 各府省は、2002年度早期に、オンライン化実施時期の前倒し、簡素化等手続そのものの抜本の見直し及び事務処理の電子化という観点から、既存のアクション・プランを見直す。あわせて、国と地方公共団体等との間の手続等、申請・届出等手続以外の行政手続等に関するアクション・プランを策定する。

なお、アクション・プランの内容として、手続の簡素化等の目標、成果を明記するものとする。(総務省及び全府省)

) 各府省は、申請・届出等手続の電子化に関わる共通の基盤システム(府省認証システム、複数の手続の受付・結果通知等について汎用的に利用できるシステム)を2002年度中に、「申請・届出等手続のオンライン化に関わる汎用受付等システムの基本的な仕様」(2001年8月、行政情報化推進各省庁連絡会議)等に基づき整備し、運用を開始する。(全府省)

) 「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案」に基づき、地方公共団体が構築する公的個人認証サービス制度について、システム設計、全国運用実験、システム整備を進め、2003年度までに運用を開始する。(総務省)

）各府省は、可能な限り、2002年度中に個別の申請・届出等手続のオンラインシステムを整備する。その際、オンライン化前のできる限り早期にシステムの運用開始時期、仕様等の関連情報について、利用者一人一人がオンライン化の利便性に対する理解を深められるよう、分かりやすく提示する。（全府省）

）各府省は、2003年度までに内部事務処理の効率化に資する審査支援データベース、りん議・決裁、文書管理システム等の整備・機能高度化を推進する。（全府省）

）ワンストップサービスについては、以下の施策を実施する。

- ・「電子政府の総合窓口システム」において、2003年度までに、各府省の行政手続の申請・受付システムへのアクセスを可能とする。このため、各府省において、行政手続の案内システムと申請・受付システムとのリンク機能を実現する。（総務省及び全府省）
- ・輸出入・港湾諸手続について、通関情報処理システム（NACCS）<sup>1</sup>、港湾EDIシステム<sup>2</sup>及び乗員上陸許可支援システム<sup>3</sup>等の各システムを相互に接続、連携することにより、ワンストップ化を推進し、2003年度のできる限り早い時期までに、これら手続のシングルウィンドウ化を実現する。その際、利用者にとって使いやすく、運用に当たってコストが低く、国際標準にも配慮し、手続面で簡素なシステム構築を図る。このため、2002年度中に、NACCSのインターネット接続を実施するほか、NACCSと外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入許可・承認手続システム（JETRAS）<sup>4</sup>の間及びNACCS、港湾EDIシステムと乗員上陸許可支援システム間を、それぞれ相互に接続、連携する。なお、2003年度までの実現を予定している輸入手続の電子化の一環として、民間の収納インフラの利活用や各種輸入手続の申告・申請・受付システムと貿易関連手続の電子化に係る民間システムとの連携等を推進する。（財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）
- ・自動車保有関係手続<sup>5</sup>について、概ね2005年を目標に手続の電子化によるワンストップサービス・システムの稼働開始を目指す。このため、2003年度を目途として、地方公共団体の財政状況等に配慮した上で、特定地域を選定し、システムの実用化に係る試験運用を行う。（国土交通省及び関係府省）

<sup>1</sup> 通関情報処理システム（NACCS）：国際運送貨物に係る税関手続等をオンラインで処理するためのシステム。航空貨物通関情報処理システムと海上貨物通関情報処理システムの2システムから構成（NACCS：Nippon Automated Cargo Clearance System）。

<sup>2</sup> 港湾EDIシステム：港湾管理者・港長に係る申請・届出等の行政手続をオンラインで処理するためのシステム。

<sup>3</sup> 乗員上陸許可支援システム：乗員上陸許可に係る申請等の行政手続をオンラインで処理するためのシステム。

<sup>4</sup> 外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入許可・承認手続システム（JETRAS）：輸出入許可証の申請や税関に対する申告支援などの貿易管理業務全般をオープンなネットワークを使用し、オンラインで処理するためのシステム（JETRAS：Japan Electronic open network TRAdE control System）。

<sup>5</sup> 自動車保有関係手続：自動車の保有に伴い必要となる各種の行政手続（検査・登録、車庫証明、納税等）。

- ・ 国民等からの申請・届出等手続のうち、複数の府省に同一の申請書類等を提出することが必要な手続については、2003年度までに、受付窓口の一元化を図るなど国民等の負担軽減を図るための措置を講ずる。（関係府省）

#### d) 政府調達の電子化

インターネット技術を活用した電子入札・開札を実施するなど政府調達手続を電子化することにより、企業の負担軽減及び行政事務の簡素・合理化を図る。

##### ）非公共事業（総務省及び全府省）

各府省は、インターネット技術を活用した電子入札・開札を2003年度までに導入する。総務省においては、2002年10月から一部実施する。

##### ）公共事業（国土交通省及び関係府省）

各府省は、インターネット技術を活用した電子入札・開札を、原則として、2003年度までにすべての直轄事業において導入する。

なお、国土交通省においては、公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）<sup>6</sup>を2004年度までに構築する。

#### e) 歳入・歳出の電子化（財務省及び全府省）

歳入金・国税の納付及び歳出金の振込について、日本銀行及び金融機関のシステム整備を前提として、2003年度までに、インターネット等を利用した納付及びオンライン等による振込を可能とするためのシステム整備、運用を開始する。

#### f) 行政の事務・事業の情報化

日々作成・入手される文書について、業務の処理手順、関係規程等の見直しを行いつつ、文書のライフサイクルを通じ、電子情報を原則とする行政運営を実現することにより、行政運営の簡素化、効率化を図る。

このため、情報ネットワークを通じた情報共有・活用に向けた業務運営の見直しを重点的に推進し、各府省共通事務を中心とした行政事務のペーパーレス化（電子化）に取り組むとともに、その基盤となる情報通信機器等の整備、ネットワーク化、共有可能情報のデータベース化等を図る。また、国の行政機関と地方公共団体等行政部門を通ずる総合的・広域的なネットワークを整備することにより、各行政主体

<sup>6</sup> 公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）：公共事業のライフサイクル全般（調査・計画・設計・入札・施工及び維持管理）において発生する各種情報を電子化し、ネットワークを利用して効率的に情報を交換・共有できるシステム（CALS/EC：Continuous Acquisition and Life-cycle Support / Electronic Commerce）。



間における情報の収集・伝達・共有・処理を電子化する。

特に、各府省共通の人事、給与等の内部管理業務については、手続の電子化に加え、手続の簡素化等業務の合理化を推進する。

)ペーパーレス化(電子化)

- ・各府省共通の人事、給与等の内部管理業務の電子化について、業務の合理化及びシステムの効率的整備を図る観点から、各府省間の整合性や連携を確保したシステム整備、具体的運用等に関する基本方針を2002年度中に策定する。(総務省、財務省及び全府省)
- ・「行政事務のペーパーレス化(電子化)の行動計画」(1999年12月、高度情報通信社会推進本部)に沿って、各府省共通でペーパーレス化(電子化)を実施すべき「連絡・通知」や「情報共有」を主眼とする事務など57事務について、2002年度中にペーパーレス化(電子化)を実現する。(総務省及び全府省)
- ・制度官庁等は、各府省からの報告等のペーパーレス化(電子化)について、2002年度中に講ずべき措置について結論を得て、2003年度までに実施する。(関係府省)

)本府省LANと地方支分部局等LANとを接続するネットワークを2003年度までに整備する。(全府省)

)すべての地方公共団体を相互に接続するLWANについて、2003年度までに全市区町村との接続を図る。国・地方を通じて情報交換・情報共有が必要となる業務について、可能な限りLWANを活用し、行政の簡素化・効率化を推進する。(総務省及び全府省)

g)文字情報・コードの整備等

)行政情報化の共通基盤の整備の一環として、将来的な国際標準との整合を視野に入れ、官民が汎用的に利用できる文字情報データベースの整備を進め、2003年度までに主要部分の運用を開始し、2005年度までにデータベースを構築する。(経済産業省及び関係府省)

)「公的分野における連携ICカードの実現に向けた基本的考え方」(2001年7月、公的分野におけるICカードの普及に関する関係府省連絡会議)等を踏まえ、今後の急速な技術進歩や国際標準化の動向等を勘案しつつ、新たな技術の導入等に関しての検討を行い、2003年度において技術仕様の内容を見直す等所要の措置を講ずる。(内閣官房及び関係府省)

#### h) 情報システムに係る政府調達制度

「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(2002年4月、情報システムに係る政府調達府省連絡会議)に基づき、2002年度から、総合評価方式をはじめとする評価方式等の見直し、競争参加資格制度をはじめとする入札参加制度等の見直し等を図る。

なお、ソフトウェア開発のプロセス改善・評価に関する指標等の活用など調達管理の適正化等について、2002年度中に検討し、必要な結論を得る。(総務省、経済産業省、財務省及び関係府省)

#### i) アウトソーシング(外注)の推進

今後増大する情報システム関係業務や進展する技術の活用に効率的・効果的に対処するため、外注化を積極的に進める。

) 各府省は、「国の行政機関における情報システム関係業務の外注の推進について」(2000年3月、行政情報システム各省庁連絡会議)を踏まえ、2003年度までの間において計画的・重点的にアウトソーシング(外注)を実施する。(全府省)

) 総務省は、各府省における外注化の状況について、フォローアップを実施するとともに、2002年度から、その結果を公表する。(総務省)

#### j) 主要プロジェクトの所要経費や効果の明示と進捗状況の評価公表(全府省)

行政の透明性・信頼性の向上、行政の情報化に係る的確な進行管理と、関係施策の効果的・効率的実施を図る観点から、各府省は、毎年度の概算要求・予算編成時に、複数年度にわたる電子政府の主要プロジェクトの所要経費や効果を明示するとともに、施策の進捗状況を評価し、その結果を毎年度公表する。

#### k) 情報化推進体制の確立等

) 各府省及び政府全体として整合性のとれた行政の情報化を一層推進していくため、2002年度早期に現行推進体制を点検し、2002年度中に次に掲げる事項を推進する。(総務省及び全府省)

・各府省は、2002年度早期に、情報化推進に関する統括責任者の権限、機能等を明確化し府省内への周知徹底を図るとともに、統括責任者を補佐するスタッフ機能の充実を図る。特に、情報システム担当部門のみならず法令等制度所管部局と連携協力する体制を整備するとともに、システム開発・評価、セキュ

リティ対策等の専門的事項に関するスタッフについて部外能力の活用も含め充実を図る。

- ・ 総務省は、情報化を担う中核要員の育成を図るため、2002年度からオンライン研修を開始するなど「情報システム統一研修」の一層の充実を図る。

） 行政情報化推進各省庁連絡会議において、2002年度から、個別課題毎に設置された諸会議との連携強化を図りつつ、政府統一仕様等各府省に共通する課題の検討や対応策のとりまとめ、電子政府実現のための各府省間調整や各種施策のフォローアップに積極的に取り組む。（総務省及び全府省）

） 各府省は、2003年度までに、行政の情報化に係る政策を「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づく政策評価の対象として取り扱うよう所要の措置を講ずる。なお、当該政策評価を実施する場合には、部外有識者の知見を活用するものとする。（全府省）

） 行政の情報化に関する国民等利用者の声を反映するため、2002年度から、「行政情報化週間」（仮称）の実施など国・地方一体的な広報、普及活動を行う。（総務省及び全府省）

## イ) 地方公共団体の取組支援

すべての国民が IT の恩恵を享受できるようにするためには、旅券、戸籍等住民に身近な手続を担当する地方公共団体の取組も重要である。こうした地方公共団体の取組が国の取組と歩調を合わせて実施されるためには、国は、各地方公共団体に共通する制度面、システム面の条件整備を迅速に行うことが必要である。このため、国は地方公共団体において早急に取り組むべき事項を明確にし、必要な施策を講じることにより、地方公共団体の取組を支援する。

### a) 電子自治体構築の実現に向けた共通基盤の整備

電子自治体を構築するうえでは、国・地方公共団体や国民・事業者の間で安全かつ確実に電子情報のやり取りが行われることが極めて重要であり、電子署名の活用を前提としたシステム基盤の整備を図ることが不可欠である。このため、上記4.(4) ア)に掲げている公的個人認証サービスのシステム整備等の施策の推進とあわせて、必要な共通基盤の構築に向けた地方公共団体の取組を支援する。

各地方公共団体における効果的かつ効率的な行政情報化に係る取組を推進するため、次に掲げる事項を実施する。

) 地方公共団体の組織認証基盤については、2003 年度までに全市区町村までの整備を図る。(総務省)

) 地方公共団体の汎用受付システムについては、既に策定された基本仕様(2002 年 3 月、自治事務等オンライン化推進関係省庁連絡会議決定)を基に、今後、各種認証基盤、決済基盤との接続、申請者等の負担軽減等の検討を進め、2003 年度まで順次その高度化を図る。(総務省及び関係府省)

#### b) 個別手続のオンライン化

すべての国民が国・地方を通じた行政の情報化の恩恵を享受できるよう、住民に身近でニーズの高い手続をはじめ、地方公共団体における申請・届出等に限らず法令に基づく行政手続の速やかなオンライン化の実現に向けて必要な支援を行う。

) 法令に基づき地方公共団体が取り扱う個別手続に関し、2002 年度早期に、既存のアクション・プランの見直しを行うとともに、同プランに基づき、原則として2003 年度までに、業務改革の視点も踏まえつつ、必要な様式や項目、業務手順の標準化・簡素化、添付書類の省略・簡素化等オンライン化を図るうえで必要な実施方策を提示する。(総務省及び関係府省)

) 特に、旅券、地方税、道路占用許可、建築確認、電子調達等取扱件数が多く、住民ニーズの高い手続や、内部システムとの連携により業務の簡素化・効率化に資する手続については、モデル事業を実施し、手続オンライン化の標準的な業務手順等必要な方策を提示する。(総務省及び関係府省)

#### c) すべての地方公共団体でシステム構築に取り組めるようにするための環境整備

団体規模や能力等にかかわらず、すべての地方公共団体においてITを活用した業務改革が推進され、質の高い住民サービスの提供が図られるよう、市町村合併の動向も踏まえつつ、システム構築のための環境整備等の必要な支援を行う。

) 2003 年度まで、市区町村が独力で情報化施策を推進することができるようにするため、市区町村を対象とした研修・啓発、アドバイザーの派遣等支援機能の充実を図る。(総務省)

) 2002 年度以降、地方公共団体間の IT 格差の解消を図る観点等から、ASP<sup>7</sup>等

<sup>7</sup> ASP: Application Service Provider の略。各種ソフトウェアを通信ネットワークを使って貸し出すシステム等の総称。

を活用した情報システムの共同運営を進めるとともに、都道府県・市区町村が一体となったシステム整備を促進する。(総務省)

) 2002 年度から、主要な申請・届出等手続についてのオンライン化の進捗状況を調査・公表し、当該調査結果を踏まえた必要な支援を行う等、地方公共団体の取組を一層促進する。(総務省及び関係府省)

d) 地域の創意工夫を活かした地方公共団体の取組の促進

2002 年度以降、電子自治体の構築に向け、地域の創意工夫を活かして、自主的な取組を行おうとする地方公共団体に対し、情報提供等の必要な支援を実施する。(総務省)

e) 地方選挙における電磁的記録式投票の普及促進

2002 年度から、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票の実施について支援を行うことにより、その普及を図る。(総務省)

公共分野

ア) 科学技術・学術研究分野の情報化

世界最高レベルの研究環境を整備・維持し、研究水準の一層の向上を図るとともに、産学官の研究者への迅速かつ的確な情報提供を進めるため、科学技術・学術情報基盤の整備を推進する。

a) スーパーSINET の構築(文部科学省)

学術研究機関を最速 10Gbps の回線で接続するスーパーSINET を 2002 年度中に 6 大学・1 大学共同利用機関・5 大学附置研究所において整備し、2005 年度までに全国 25～30 か所の大学等において整備を行う。

b) 仮想研究環境 ITBL( IT-Based Laboratory) の整備(文部科学省及び関係府省)

研究開発の IT 化を進めることにより、先端的な科学技術の各分野において技術革新を実現するため、2003 年度までに日本原子力研究所、理化学研究所等 6 機関のスーパーコンピュータを、2005 年度までに国内すべての研究機関のスーパーコンピュータを大容量ネットワーク上に共用化し、高度なシミュレーション等を行う仮想研

究環境 ITBL を構築する。

c) 研究開発に必要な各種データベースの整備・高度化（文部科学省）

分散型デジタルコンテンツ統合システムの成果を踏まえ、画像情報等も検索可能とする学術コンテンツポータルシステムを 2002 年度中に構築するとともに、収集・提供するコンテンツについては、2005 年度までに大学、研究機関等が保有する情報、学術電子ジャーナルまで順次拡大する。

イ) 芸術・文化分野の情報化

国民の文化志向の高度化と多様化に対応し、様々な文化財、美術品、地域文化、舞台芸術、重要な公文書等の歴史資料等に関する情報が、地理的な制約を受けずにどこにおいても入手・利用できる環境を整備する。

a) 2005 年度までに、アジア諸国との関係に関わる重要な公文書等や国・地方公共団体等が所有する文化財、美術品等についてデジタルアーカイブ化を推進し、各機関等のホームページを通じて国内外に情報提供が行われるよう必要な措置を講ずる。（内閣府、文部科学省及び関係府省）

b) デジタルアーカイブ情報の検索を容易にするため、2005 年度までに、国や地方公共団体、私立の美術館、博物館のネットワークの充実を図り、共通索引システムを整備する。（文部科学省）

ウ) 保健、医療、福祉分野等の情報化

医療分野の情報化を進め、サービスの質の向上、効率化を進めるとともに、IT を活用し、遠隔医療等新たなサービスニーズへの対応を進める。また、食料の信頼確保に係るサービスニーズに対応するため、消費者に対し食料品の履歴情報をインターネット等を通じて提供するシステムを整備する。

a) 医療分野の IT 化の推進（厚生労働省、文部科学省、経済産業省及び関係府省）

）情報セキュリティ技術、医療分野における認証基盤等の情報化のための所要の措置を 2003 年度までに行う。

）2003 年までに全病院の 2 割以上にオーダリングシステムの導入を目指す。

) 電子カルテについては、2003 年度までに用語・コードの標準化を図るとともに、2002 年度中に実施する診療情報共有モデル事業の導入効果の検証結果等を踏まえて、所要の策を講じ、2004 年度までに全国の二次医療圏の中核的な病院、2006 年度までに 400 床以上の病院及び全診療所のうち 6 割以上に普及を促進する。

) レセプトの電算化については、所要の普及促進策を講じ、2004 年度までに全病院のレセプトの 5 割以上、2006 年度までに全病院のレセプトの 7 割以上の普及を実現する。また、オンライン請求については、2002 年度中に実用化にむけたセキュリティの確保、経済効果等の検証を行い、速やかに所要の措置を講ずる。

なお、保険者におけるレセプトの保管について、2002 年度中に、電子媒体での保管を認める方向で検討する。

) 遠隔医療については、システムの整備に対し支援を行うことにより、2005 年度までに全都道府県での導入を目指す。

) EBM<sup>8</sup>を推進するため、2003 年度までに診療ガイドライン及び最新の医療情報をデータベース化し、インターネット等を利用した情報提供を行う。

#### b) 食料の信頼性に関する情報提供の充実（農林水産省）

) 食料の信頼性に関する情報提供の充実を図るため、生産・流通・販売から消費者の手に届くまでの食料品の履歴情報を国民が容易に知ることができるシステムを開発し、2003 年度を目途に導入し、早急に全国的な普及を図る。

) 特に、牛肉の履歴情報に係るシステムについては、2003 年度を目途に全国的な普及を図る。

#### エ) 高度道路交通システム（ITS）及び公共交通分野の情報化の推進

最先端の情報通信技術等を活用し、人と道路と車両を一体のシステムとして構築し、渋滞、交通事故、環境悪化等道路交通問題の解決を図る高度道路交通システム（ITS）を推進するとともに、そのための基盤技術研究開発の促進を図る。また、公共交通分野の情報化を推進する。

---

<sup>8</sup> EBM：Evidence-based Medicine の略。根拠に基づく医療。臨床医が臨床研究などの科学的データをもとに、個々の患者の価値観や意向を十分考慮した上で最適な治療法を選択する医療。

a) 道路交通情報提供の充実（警察庁、総務省、国土交通省）

）渋滞や交通規制等の道路交通情報を車に搭載されたカーナビゲーションシステム等を通じて、画面により表示できる道路交通情報通信システム（VICS）について、2002年度中に概ね全国でサービスを実施する。

）民間事業者による高付加価値の情報提供を促進するため、2004年度までにカーナビゲーションシステム等で必要となる交通規制情報のデータベース化を図る。また、光ビーコン<sup>9</sup>を2005年度までに都市部の主要な一般道路等を概ねカバーできるように整備するとともに、その機能高度化等を推進するため、2004年度までに所要の環境整備を行う。さらに、3メディア対応型VICS車載機の導入・普及拡大とあわせ、道路交通情報の提供の充実を図る。

b) 走行支援システム及び安全運転支援システムの推進（警察庁、総務省、国土交通省）

ドライバーへの情報提供、危険警告や操作支援を行う走行支援システムの技術について、研究開発を推進し、2003年を目途に第二東名・名神高速道路等での実現を目指す。また、光ビーコンを活用した安全運転支援システムについて2005年度までに全国展開を目指す。

c) ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC）等の推進（総務省、国土交通省）

一般利用者に対するサービスを2002年度中に全国の主要な料金所に拡大するとともに、交通の安全と円滑について考慮した上でETC専用レーンの整備を図り、概ね4年後を目途に都市高速道路においてETCに限定した利用を目指す。また、ETCの利用促進を図るため、2002年度中に前納割引制度を導入するなど、利用環境の整備を図る。さらに、ETCの技術を応用した狭域通信(DSRC)<sup>10</sup>システムの多目的利用の推進を図るため、2003年度までに所要の環境整備を行う。

d) 高度交通管制システムの推進（警察庁）

2005年度までに全国の主要都市において、MODERATO<sup>11</sup>やリアルタイム信号制御モデルの導入、信号機の高度化や必要な体制整備等を行うとともに、2004年度

<sup>9</sup> 光ビーコン：交通情報提供・収集等を行う新交通管理システム（UTMS）用の赤外線双方向通信装置。

<sup>10</sup> 狭域通信（DSRC）システム：限定された場所で用いる無線通信システム。

<sup>11</sup> MODERATO：モデラート。交通流の変動にきめ細かくに対応した信号制御等を可能とする高度な交通管制システム。



までに環境データを信号制御に反映させるシステムを開発するなど、高度交通管制システムを推進する。

e) ITS 技術の国際標準化の推進（警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省）

本格的な発展が予想される今後 4 年間において、ITS 関連産業の国際競争力強化の観点も踏まえつつ、車両の走行を支援するシステムや狭域通信(DSRC)システム等を国際標準化機構（ISO）及び国際電気通信連合(ITU)に提案する等により各種 ITS 技術の国際標準化を目指す。

f) ITS の普及方策の強化（警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省）

ITS の普及と更なる発展を目指すため、官民の連携・協調の下、ITS の普及方策について継続的な検討を進めていくとともに、2004 年に我が国で開催される ITS 世界会議において、官民を挙げた世界最先端の ITS を提示することとし、その基本的な内容を 2002 年度中に提示する。

g) 公共交通分野における情報化の推進

）公共交通の円滑化と利便性向上を図るため、2005 年を目途にバスのリアルタイム位置情報の提供や、最適な経路選択・交通機関選択が可能となるシステムの全国主要都市への導入を目指す。また、2005 年までに公共車両優先システム（PIPS）や車両運行管理システム（MOCS）を全国主要都市に導入する。（警察庁、国土交通省）

）航空交通の増大や多様化に対応して、航空機の安全確保と航空交通容量の拡大を図るため、運輸多目的衛星を活用した次世代航空保安システムの整備を 2005 年度までに行う。（国土交通省）

）国際空港における各種手続等の電子化を推進し、航空旅客手続の効率化を図るとともに、航空会社との連携を図ることにより、多様で質の高い旅客サービスの提供を実現するための所要の検討を行い、2005 年度を目途にシステムの整備に取り組む。（法務省、外務省、国土交通省及び関係府省）

オ) 環境分野の情報化

地球環境問題に対応するため、環境情報を分かりやすく国民等に提供し、自主的な環境保全活動を促進するとともに、環境モニタリング技術の活用等を推進する。

a) 環境情報総合データベースの構築（環境省）

2003 年度までに、国、地方公共団体、民間が保有する情報を収集し、温室効果ガスの排出量等を一元管理するシステムをはじめ、環境に関する総合的なデータベースを構築し、インターネット等を通じて、国民、企業等に対し、分かりやすく情報提供を行う。

b) 人工衛星等を活用した環境モニタリングシステムの導入（環境省）

環境汚染を未然に防止するため、人工衛星等を活用した環境モニタリング技術や不法投棄を発見するシステムの整備を 2003 年度までに行う。

c) 世界最速コンピュータによる地球環境変動予測の実現（文部科学省）

世界最高の計算処理速度を有し、温暖化進展や異常気象といった地球規模の環境変動の予測を可能とする地球シミュレータを活用し、2005 年度までに精度の高い地球環境変動予測を実現する。

カ) 地理情報システム（GIS）の推進

官民連携のもと、国際ルールとの整合を図りつつ、GIS を利用する基盤環境を整備するとともに、防災、まちづくり、交通、環境、教育等の行政分野、民間業務の合理化・効率化、新しいビジネスモデルの創造、国民生活の高度化・多様化を図るため「GIS アクションプログラム 2002-2005」（2002 年 2 月、地理情報システム（GIS）関係省庁連絡会議）に沿った所要の施策を着実に実施する。

a) 地理情報の電子化・提供の推進（国土交通省、経済産業省及び関係府省）

）既に提供を開始している数値地図 2500<sup>12</sup>及び街区レベル位置参照情報<sup>13</sup>に加え、2002 年度から数値地図 25000<sup>14</sup>をインターネットを通じて提供する。

また、数値地図 25000 及び数値地図 2500 については 2002 年度から、街区レベル位置参照情報については 2003 年度から定期更新を行う。

）2002 年度早期に地図データの品質評価表を作成し、民間が整備保有している

<sup>12</sup> 数値地図 2500: 全国の都市計画区域を対象に国土地理院が刊行している 1/2500 の精度のデジタル地図データ。

<sup>13</sup> 街区レベル位置参照情報: 全国の都市計画区域全域を対象に、街区単位の位置座標を整備したデータ。

<sup>14</sup> 数値地図 25000: 全国を対象に国土地理院が整備している 1/25000 の精度のデジタル地図データ。

データの活用を図りつつ、各種地理情報の電子化・提供を進める。

）2003 年度までに、政府が保有する地理情報について、原則として、地理情報クリアリングハウス<sup>15</sup>に登録するとともに、検索機能向上のため、データ構造等の仕様を JIS 化する。

）2005 年度までに、全国 109 水系において観測情報や環境情報などの GIS 化を図り、インターネット等による提供を行う。

b) GIS の本格的な普及支援（総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び関係府省）

地方公共団体や民間における GIS の本格的な普及を支援するため以下の施策を実施する。

）2002 年度中に政府が提供する地理情報の著作権、2 次利用に係る条件等について検討を行い、提供方法に係るガイドラインをとりまとめる。

）2002 年度中に地方公共団体を対象とした統合型 GIS の運用及び利活用に関する指針を策定し、その普及を図る。

）2005 年度までに、都道府県において森林に関する多様な情報を一元的に管理できる森林 GIS を整備し、森林管理の効率化を図る。

）全国どこでも高精度な位置情報を得ることが可能となるよう、2002 年度中に電子基準点データを常時収集、解析、配信するシステムを構築し、全国約 900 点の運用を開始する。

）2003 年度までに、GIS コンテンツを G-XML<sup>16</sup>化し相互に紹介・流通させる場を提供する仕組みを開発し、インターネット等により広く一般に提示することにより、多種多様な GIS コンテンツの市場流通を実現し、新たなサービス・産業の創出を促進する。

c) 技術的課題の解決（総務省、経済産業省、国土交通省及び関係府省）

<sup>15</sup> 地理情報クリアリングハウス：地理情報の所在場所データベースと検索機能を有するシステム。

<sup>16</sup> G-XML：地理情報をインターネットで流通させるためのプロトコル。

) 2002 年度中を目途に、地理情報標準の JIS 化及び G-XML の国際規格化提案を行い、以後、政府はこれらの標準を率先して使用するとともに、その普及を図る。

) 2002 年度中に 3 次元 GIS に関する技術開発を行うとともに、2003 年度までにウェブマッピングシステム<sup>17</sup>の開発を行い、その普及を図る。

#### キ) 防災分野の情報化

防災において情報の迅速な収集・伝達等を図り、国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するため、2005 年度までに国・地方公共団体・住民を結びつける高度な情報通信システムを構築する。

##### a) グランドデザインの作成（内閣府及び関係府省）

2002 年度早期に、各種機関の防災情報システムの有機的な連携のあり方、全体像、各府省ごとの役割分担、スケジュール等を明確化したグランドデザインを策定する。

##### b) 総合防災情報システムの整備（内閣府及び関係府省）

) 2003 年度までに、各種の防災情報を標準化し、全国的データベース化を行うとともに、各防災機関や国民が防災情報を共有化できるシステムの整備を行う。

) 2003 年度までに、人工衛星等を活用した被害状況等の把握システムを整備する。また、2005 年度までに防災機関と住民、ボランティア、NGO、企業との間で情報交換を行うことにより、被災地の情報を迅速・的確に把握できる双方向情報システムを整備する。

##### c) 国、地方公共団体、住民間での防災情報の共有化（内閣府、総務省、国土交通省）

2003 年度までに、総合防災情報システムと災害情報ネットワーク<sup>18</sup>を連携し、情報の共有化を図る。

<sup>17</sup> ウェブマッピングシステム：インターネット上で GIS の機能が扱えるシステム。

<sup>18</sup> 災害情報ネットワーク：監視装置、情報提供装置、情報ネットワーク等の整備を進め、国土保全施設等の遠隔制御等や迅速かつ的確な情報の共有、提供を行うことによって、災害の発生の防止、被害の抑制、安全の確保等を行うシステム。

また、総合防災情報システムと連携し、2005年度までに大規模火災時等の災害応急活動等のための消防防災システムが整備されるように地方公共団体の取組を支援し、国、地方公共団体、住民間での防災情報の共有化を実現する。

d) 火山防災システムの構築（内閣府、国土交通省、総務省）

デジタル火山ハザードマップ<sup>19</sup>の活用により、火山活動の状況に即応した危険区域の設定や避難経路の表示等ができる火山防災システムの整備を2003年度までに行う他、時間の経過とともに変化する火山活動の推移に応じて溶岩流等をリアルタイムにシミュレーションするシステムを2004年度までに開発する。

---

<sup>19</sup> デジタル火山ハザードマップ：火砕流・溶岩流の流下シミュレーションや過去の噴火災害の実績等の防災情報を電子化したもの。

## 5．高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保

### < 目標 >

我が国の高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性を世界最先端の IT 国家にふさわしいものにするため、特に電子政府、電子商取引、重要インフラについては、情報セキュリティの不備による不正アクセス、コンピュータ・ウイルス、DoS 攻撃<sup>1</sup>等がなされた場合に、国民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼすものであることから、そうした脅威に起因するサービス提供機能の停止をゼロとすることを目標とする。

### (1) 現状と課題

情報通信ネットワークにおいては、常に不正アクセス、コンピュータ・ウイルス、DoS 攻撃などの脅威にさらされており、超高速インターネット網の整備やインターネット常時接続の実現、電子商取引の発展や電子政府の実現等によって、これらの脅威は、政府機関や企業などに限らず、すべての国民にとっても詐欺等の犯罪行為等のかたちで、一層重大な脅威として現れてくることが懸念される。同時に、情報通信技術を活用した個人情報の流通・利用が拡大する中、その不適正な取扱いによって、プライバシーを始めとする個人の権利利益が侵害されるおそれも高まっている。

また、エネルギー供給、交通、政府・行政サービス等の国民生活や経済・社会活動に大きな影響を与えるいわゆる重要インフラ関連サービス活動の多くが、情報システムにますます依存するようになってきており、これらに対するいわゆるサイバーテロの脅威が現実のものとなってきている。

このような脅威は、今後、更に情報化・ネットワーク化の進展が見込まれるなかで、一層深刻なものとなっていくことが見込まれる。こうした状況は、自然災害等の緊急事態発生時の危機管理や国家安全保障に関わる事案についても同様であり、安全で信頼できる情報通信ネットワークの構築は国家・社会全体の安全を確保する上で必須の課題である。

さらに、最近のネットワークを取り巻く内外の情勢の変化、例えば、昨年 9 月の米国同時多発テロに見られるような国外からの脅威の増大や、サイバー犯罪に関する条約<sup>2</sup>の署名などの国際的な取組の進展等の状況の変化も踏まえれば、従来以上に国際調和のとれた情報セキュリティ対策を推進していくとともに、いわゆるサイバーテロ対策など緊急事態への対処能力の向上を進め、情報セキュリティに係る人的・技術的基盤の層を厚くするほか、セキュリティに関する知識の普及啓発を推進していくことが必要である。

我が国の情報セキュリティ対策は、昨年の重点計画策定以来着実な進展を見せてい

<sup>1</sup> DoS 攻撃：Denial of Service 攻撃（サービス不能攻撃）の略称。コンピュータやネットワークに不正に負荷をかけたり、セキュリティホールを突くなどして業務を妨害する攻撃。

<sup>2</sup> サイバー犯罪に関する条約：サイバー犯罪に関する刑事実体法、同手続法及び国際捜査協力に関する規定を含んだ世界初の包括的な国際条約。欧州評議会において作成作業が進められ、2001 年 11 月 8 日に正式採択、同月 23 日に我が国を含む 30 か国が署名した。

るものの、こうした新たな課題を受け、更に取組を強化していくことが求められている。

このため、情報の自由な流通と民間の自由な活動の確保を大前提としつつ、情報通信に関する安全性及び信頼性の確保並びに個人情報の保護に一層の努力を行う。こうした取組は、治安、防災、安全保障等においてとりわけ強力的に推進される必要があり、国際的な連携の下で行われることが重要である。具体的には、災害時等における情報システムのバックアップ体制や、高度なセキュリティが求められる施設における光ファイバ等の活用などの十分な配慮が必要である。

#### < 主要指標 >

	1999 年	2001 年
政府・企業等における情報セキュリティポリシー策定率 <sup>(注1)</sup>	18.9%	24.0%
政府・企業等におけるファイアウォール設置率 <sup>(注1)</sup>	50.7%	69.1%
政府・企業等におけるバックアップ実施率 <sup>(注1, 2)</sup>	24.3%	43.8%
情報セキュリティ関連有資格者数 <sup>(注3)</sup>	-	2,340 人

(注1) (財)日本情報処理開発協会(調査回答件数 1999年:867件 2001年:718件)

(注2) 調査項目の相違のため、1999年はバックアップ用のコンピュータ設置率、2001年はサーバのバックアップ用ファイルの保管率となっている。

(注3) 情報セキュリティアドミニストレータ試験<sup>3</sup>及びネットワーク情報セキュリティマネージャ<sup>4</sup>の合格・取得者数

#### (2) 施策の意義

高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保、個人情報の保護は、世界最先端の IT 国家構築の基盤となるものであり、国民一人一人が安心してネットワークを利用するための前提となるものである。

IT に係る技術革新が急速に進むに伴い、ネットワークに対する攻撃手法等が進化を遂げていることや、サイバー空間においては国内のみならず世界のどこからでも瞬時かつ隠密にサイバー攻撃を受ける可能性があることなどから、ネットワークの安全性及び信頼性を確保することは困難さを増している。このため、これらの問題に対処するための対策についても不断の見直しを行うことにより、ネットワークの安全性及び信頼性が一層高められることとなる。

#### (3) これまでの主な成果

2001 年度において予定していた施策については、着実に実施された。特に、重要インフラのサイバーテロ対策に係る官民の連絡・連携体制の構築、政府の緊急対応支援チ

<sup>3</sup> 情報セキュリティアドミニストレータ試験：(財)日本情報処理開発協会が実施している情報処理技術者試験の試験区分の一つ。

<sup>4</sup> ネットワーク情報セキュリティマネージャ：ネットワーク情報セキュリティマネージャー推進協議会(略称は NISM 推進協議会：(社)電気通信事業者協会など7団体において設立)が実施している資格認定講習。

ームの創設など、情報セキュリティに関する事案に備えた基本的な体制を整備した。主な施策は以下のとおりである。

#### 政府部内における情報セキュリティ対策

- ・ 電子政府の実現に対応した政府のとるべき措置について、「電子政府の情報セキュリティ確保のためのアクションプラン」としてとりまとめ（内閣官房及び全府省）（2001年10月10日、情報セキュリティ対策推進会議決定）
- ・ 緊急対応支援チーム（NIRT）を創設し、同チームの運営マニュアル等を整備（内閣官房）（2002年4月1日）
- ・ 情報機器等の情報セキュリティ国際規格(ISO/IEC15408)に基づいた評価・認証事業を開始（経済産業省）（2002年2月より独立行政法人製品評価技術基盤機構において民間評価機関の認定事業を開始）

#### 重要インフラのサイバーテロ対策

- ・ 重要インフラ（情報通信、金融、航空、鉄道、電力、ガス）における連絡・連携体制を構築（内閣官房及び関係府省）（「サイバーテロ対策に係る官民の連携・連絡体制について」、2001年10月2日、情報セキュリティ専門調査会決定）
- ・ 機動的技術部隊（サイバーフォース）を整備（警察庁）（2001年4月1日「サイバーテロ対策技術室」設置）

#### 民間部門における情報セキュリティ対策及び普及啓発

- ・ 「コンピュータ・ウイルス監視装置」の導入を行う民間事業者に対する税制上の優遇措置を実施（総務省）（2001年8月13日告示改正）
- ・ 小学校及び中学校において情報モラルなどの学習を実施（文部科学省）（2002年度の新学習指導要領から実施）

#### 情報セキュリティに係る制度・基盤の整備

- ・ 支払用カードの偽造等の犯罪に関する罰則を整備（法務省）（2001年6月26日「刑法の一部を改正する法律」成立、同年7月24日施行）
- ・ 携帯電話等を用いたインターネット利用の急増に対処するための安全性・信頼向上策、迷惑メールへの技術的対策等について基準を策定（総務省）（2002年3月7日「情報通信ネットワークの安全性・信頼性基準」改正）
- ・ 情報セキュリティマネジメントに関する国際規格（ISO/IEC17799）を国内規格化（経済産業省）（JIS X 5080を2002年2月20日公示）

#### 個人情報保護の保護

- ・ 個人情報の保護に関する法律案提出（内閣官房）（2001年3月27日）
- ・ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案、情報公開・個人情報保護審査会設置法案、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案提出（総務省）（2002年3月15日）

#### 情報セキュリティに係る人材育成



- ・電気通信主任技術者試験に情報セキュリティに関する試験科目を追加（総務省）（2001年4月）
  - ・情報処理技術者試験に情報セキュリティアドミニストレータ試験を導入（経済産業省）（2001年10月）
  - ・米CERT/CCへ専門技術要員の派遣（防衛庁）（2001年3月～9月）
- 情報セキュリティに係る国際連携
- ・第2回G8ハイテク犯罪対策官民合同ハイレベル会合を開催（警察庁、総務省、外務省、法務省及び経済産業省）（2001年5月22日～24日、東京）
  - ・アジア・太平洋ハイテク犯罪対策担当実務者会議を開催（警察庁）（2002年2月26日～28日、東京）
  - ・アジア太平洋地域のCSIRT（Computer Security Incident Response Team）による国際会議を開催（経済産業省及び防衛庁）（2002年3月24日～26日、東京）
  - ・米国防総省との間においてITフォーラムを開催（防衛庁）（2002年2月14日、東京）

#### （4）具体的施策

##### 政府の情報セキュリティ確保

各府省において情報セキュリティポリシー<sup>5</sup>の継続的な評価・見直しを実施し、その水準を一層向上させるとともに、政府の情報セキュリティ確保のための体制を整備する。また、情報セキュリティ水準の高い製品等の利用、重要システムのバックアップ、擬似アタックを含めた情報セキュリティ評価の実施等、国民に信頼される電子政府及び電子自治体の構築を推進する。

##### ア) 情報セキュリティポリシーの実効性の確保（内閣官房及び全府省）

）2002年度中に、内閣官房において各府省の情報セキュリティポリシーに関する再評価、「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（2000年7月、情報セキュリティ対策推進会議）の改定及び実施手法の模範例の提示を行うとともに、これを受けて各府省において情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

）2002年度中に、各府省は、各府省の情報セキュリティポリシーの実効性を確保するため、ポリシー運用の徹底を図るとともに、ポリシーに基づき、安全なネットワーク設計、監視・防護対策の強化、バックアップ、外部監査、訓練の実施等の情報セキュリティ確保のために必要な措置を行い、電子政府にふさわしいセキュリティ水準を

<sup>5</sup> 情報セキュリティポリシー：どのような情報資産をどのような脅威からどのようにして守るのかについての基本的な考え方並びに情報セキュリティを確保するための体制、組織及び運用を含めた規定。

確保する。

イ) 電子政府の情報セキュリティ確保のための体制の整備 (内閣官房)

) 2003 年度までに、訓練の実施等による政府の緊急対応支援チーム (NIRT) の緊急時対応能力の向上、平時における情報収集・分析能力の強化、海外関係機関との連携の推進等体制の強化を行う。

) 2002 年度中に、内閣官房を中心として実効性のある重層的な 24 時間監視体制の在り方について検討及び実証実験を行う。

ウ) 地方公共団体の情報セキュリティ確保の支援 (総務省)

2002 年度中に、緊急対応体制の整備への支援や地方財政措置の実施等、地方公共団体の情報セキュリティに関する支援を推進する。

重要インフラのサイバーテロ対策

「重要インフラのサイバーテロ対策に係る特別行動計画」(2000 年 12 月、情報セキュリティ対策推進会議決定)を踏まえ、重要インフラの基幹をなす情報システムについて、リスク評価、情報セキュリティポリシーの策定及びこれらに基づく情報セキュリティ対策を推進するとともに、政府の緊急対処能力の向上を図る。

ア) 特別行動計画における取組の強化 (内閣官房及び関係府省)

2002 年度中に、民間重要インフラ事業者等のサイバーテロ対策に関する取組を一層促進するため、各事業者等における情報セキュリティ対策状況の把握や実効性確保等について、重要インフラ分野ごとに具体的方策の確立を図る。

イ) 内閣官房における緊急対処体制の整備 (内閣官房)

2002 年度中に、サイバーテロ対応データベースの運用の開始、緊急対応支援チーム(NIRT)のサイバーテロ等への対応能力向上のための研修の実施など、内閣官房における緊急対処体制の強化を行う。

ウ) 警察における緊急対処体制の整備 (警察庁)

) 2003 年度までに、サイバーテロ発生時の被害を最小限に抑えるための機動的技

術部隊（サイバーフォース）において、対応能力の強化、サイバーテロに係る電磁的攻撃の手法の収集・分析能力の強化等サイバーテロに対する緊急対処体制の強化を行うとともに、2002年度中に、重要インフラ事業者等に対し、技術情報の提供、講習会の開催のほか、要請に基づき脆弱性試験の実施の協力や緊急連絡手段の提供など、サイバーテロ対策に係る支援を行う。

）2003年度までに、テロ組織等に関する情報収集体制の整備、警察と重要インフラ管理者との連携強化、要員の技術の向上を図る。

## エ) 防衛庁における緊急対処体制等の整備（防衛庁）

2003年度までに、防衛庁・自衛隊の保有する情報システムについて、情報セキュリティを確保しつつ運用を行うための運用ガイドラインの策定等を行うほか、情報の重要度に基づいた強固なネットワークを設け、それらの一元的な監視・統制等を行う組織を新設するとともに、情報システムに対する常時監視、システム監査、緊急事態対処等の各種機能を有した組織（部隊）の構築を行う。

### 民間部門における情報セキュリティ対策及び普及啓発

情報セキュリティ対策を推進するための税制、融資等の支援を実施し、民間部門の情報セキュリティ水準の一層の向上を図るとともに、情報セキュリティ対策に係る相談業務や情報交換・発信について機能の充実を行う。

## ア) 情報セキュリティ意識の向上（警察庁）

2004年度までに、ハイテク犯罪<sup>6</sup>に関する相談、広報啓発活動等に従事する情報セキュリティアドバイザーを都道府県警察に配置し、その能力向上のための研修を行う。また、セキュリティポータルサイト及び情報セキュリティコミュニティセンターを活用し、消費者団体、学校関係者等と連携した広報啓発活動を推進するとともに、ハイテク犯罪等に関する相談に迅速かつ的確に対応するためのネットワーク相談対応システムを構築する。さらに、ハイテク犯罪等に関する相談や事件に関する情報、ベンダーや関係機関からの情報等を集約・分析し、一元的に都道府県警察に提供するとともに、これらの情報を都道府県警察を通じて民間等へも提供する体制を確立する。

<sup>6</sup> ハイテク犯罪：コンピュータ技術及び電気通信技術を悪用した犯罪で、電子計算機使用詐欺、ネットワークを利用したわいせつ物頒布、不正アクセス禁止法違反等が挙げられる。

イ) 産業界との連携の強化（警察庁、総務省及び経済産業省）

2002 年度中に、民間部門におけるセキュリティ水準の向上、ハイテク犯罪対策等の情報セキュリティ対策を効果的に推進するため、情報通信関連事業者、情報セキュリティ専門事業者、情報セキュリティ関連団体、コンピュータに関する有識者等と連携して、情報セキュリティに関する情報を収集・分析するための枠組みを構築する。

ウ) 信頼性向上施設等の導入支援（総務省）

）2002 年度中に、自然災害等の非常時における通信手段の確保及び情報セキュリティの向上を図るため、電気通信基盤充実臨時措置法による支援対象となる「信頼性向上施設」によって、これらの施設の導入を行う民間事業者に対する税制優遇措置等の支援を行う。

）2003 年度まで、法人又は個人事業者が「ファイアウォール装置」を購入した場合の税制優遇措置を行う。

エ) 情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ評価手法の確立（総務省）

2003 年度までに、情報通信ネットワークに関して事業者の規模にあったセキュリティ評価項目等の検討を行い、ITU に対し国際標準提案を行うとともに、事業者における情報セキュリティ対策のレベルを的確に判断するための評価手法を確立する。

オ) 電気通信事業における情報セキュリティ対策の認定（総務省）

2002 年度中に、セキュリティの高いプロバイダに関する民間認定事業の開始に係る支援を通じ、プロバイダの情報セキュリティ対策の向上及び利用者によるプロバイダの選択に資する。

カ) 不正アクセス対策・ウイルス対策等に関する情報提供体制の強化（経済産業省）

2003 年度までに、不正アクセス、ウイルス等に関する情報収集・分析を行っている情報処理振興事業協会（IPA）及びコンピュータ緊急対応センター（JPCERT/CC）について、その充実強化・相互の連携及び海外の関係機関との連携への支援を行い、情報セキュリティ情報提供機能の向上を行うことにより、広く一般利用者がこれらの情報提供を享受できる環境を整備する。

キ) 情報セキュリティマネジメント規格の普及啓発 (経済産業省)

2002 年度中に、情報セキュリティマネジメント規格 (ISO/IEC17799、JISX 5080) に基づいたマネジメント実施のためのガイドラインを整備し、普及啓発を行う。

情報セキュリティに係る制度・基盤の整備

刑事基本法制、情報セキュリティに関する客観的な判断基準等、情報セキュリティ対策における制度・基盤の整備を推進する。

ア) 刑事基本法制等の整備 (警察庁、総務省、法務省、外務省及び経済産業省)

高度情報通信ネットワーク社会の安全性及び信頼性の確保に資するため、2005 年までのできるだけ早い時期に、各種のハイテク犯罪に対する罰則、情報通信ネットワークに関する捜査手続について、適切な処罰を確保するため必要に応じた法整備を行う。

イ) 電気通信事業における安全・信頼性対策 (総務省)

) 2003 年度までに、電気通信事業における情報セキュリティに関して進められている国際規格の策定に対応した国内における電気通信事業用ネットワークの安全・信頼性対策基準について、所要の制度整備を行う。

) 2002 年度中に、関係府省とも協力し、非常時における多数の事業者間の連携の強化や重要通信を効果的に確保するためのシステムの在り方について検討し、具体的方向性の確立を図る。

ウ) 暗号技術の標準化の推進 (総務省及び経済産業省)

客観的にその安全性が評価され、実装性に優れた暗号技術を採用するため、2002 年度中に、ISQ、ITU 等における暗号技術の国際標準化の状況を踏まえ、専門家による検討会の開催等を通じて電子政府利用等に資する暗号技術の評価及び標準化を行う。

エ) 情報セキュリティ評価・認証事業の国際相互承認 (経済産業省)

2003 年度までに、我が国の情報機器等の情報セキュリティ関連国際規格 (ISO/IEC15408) に基づいた評価・認証事業について、政府レベルでの認証結果に関

する国際相互承認スキームへの参加を目指す。

## 個人情報の保護

高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、官民を通じた個人情報の適正な取扱いを確保することにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する。

### ア) 個人情報の適正な取扱いに関する基本法制の整備（内閣官房、内閣府及び全府省）

個人情報の適正な取扱いに関し、基本原則及び政府による基本方針の作成その他施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定める「個人情報の保護に関する法律案」の成立後公布の日から 2 年以内の施行に向けて、上記基本方針を作成するなどにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する。

また、全ての分野を包括的に対象とする「個人情報の保護に関する法律案」の動向を勘案し、法案成立後公布の日から 2 年以内に、個別分野での個人情報の適正な取扱いが担保されるよう必要な措置を講じ、法の適切かつ有効な施行を図る。

### イ) 行政機関及び独立行政法人等の保有する個人情報の適正な取扱いに関する法制の整備（総務省及び全府省）

国の行政機関、独立行政法人等に関し、個人情報の保護に関する法律案に則って公的部門にふさわしい個人情報の適正な取扱いを定める「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案」その他関連法案の成立後公布の日から 2 年以内の施行に向けて、行政機関の保有する個人情報のあらましを記載した個人情報ファイル簿を調製することなどにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する。

## 情報セキュリティに係る研究開発

### ア) 国防・治安に係る情報セキュリティ技術の研究開発の推進

) 2002 年度中に、強力なファイアウォールの研究開発を行い、警察が保有するネットワークの情報セキュリティを強化する。また、2004 年度までに、司法手続きのための電子的記録の解析技術に関する系統的な調査研究等を行い、「コンピュータ法科学」分野の確立を目指す。（警察庁）

) 2003 年度までに、サイバー攻撃に対する対処手法の実証的研究等を行い、防衛庁が保有するネットワークの情報セキュリティを強化する。(防衛庁)

#### イ) 情報セキュリティに関する基盤技術の研究開発の推進(警察庁、総務省及び経済産業省)

2005 年度までに世界最先端の IT 国家にふさわしい技術水準を確保するため、現在想定されているあらゆる脅威等に対する情報セキュリティ技術の研究開発を推進し、次の研究開発について 2005 年度までに実用化を目指す。

) 不正アクセスやいわゆるサイバーテロの予防、検知等に関する研究開発  
不正アクセスやいわゆるサイバーテロ等の脅威から情報通信ネットワークを守るため、これらの脅威を検知し、迅速かつ適切な対処を可能とするために必要な技術開発を行う。

) 情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保に関する研究開発  
情報の自由な流通を確保するため、暗号技術、電子署名等の認証技術、セキュリティ評価・認証技術、自然災害等の非常時通信機構等の情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保に必要な技術開発を行う。

#### 情報セキュリティに係る人材育成

研究開発、研修事業、資格制度の導入等を通じ、高い水準の情報セキュリティ技術を有する人材を十分に確保するための多面的な育成を行う。

#### ア) ハイテク犯罪対策に係る人的基盤の整備(警察庁)

2004 年度までに、ハイテク犯罪捜査官の配置、サイバーパトロールモニターの委嘱、ハイテク犯罪捜査に従事する全国の警察職員への部内外の研修の実施等、ハイテク犯罪対策に必要な人材の確保や民間との協力体制の整備を行う。

#### イ) 防衛庁における情報セキュリティ等に係る人材教育(防衛庁)

2003 年度までに、防衛庁職員を米国等へ派遣し、緊急事態対処等の高度な情報セキュリティ技術等を習得した中核的な技術専門要員を確保し、部内における技術要員の教育及び作戦情報などの秘匿性の高い情報を扱う防衛庁のネットワークの情報セキュリティの確保を行う。

#### ウ) ITセキュリティ技能標準の策定・普及(経済産業省)

2004年度までに、高度なITセキュリティ技術者の育成・活用を推進するため、ITセキュリティ関連業務に必要とされる技能に関する標準を策定するとともに、当該標準に基づく人材育成プログラム作りを支援する。

#### エ) 情報セキュリティ評価技術者の育成(経済産業省)

2004年度までに、情報セキュリティ評価基準(ISO/IEC15408,JIS X 5070)に基づく評価等を行う情報セキュリティ評価技術者及び情報セキュリティ設計技術者を育成するため、研修事業に対する助成を実施する。

#### 情報セキュリティに係る国際連携

情報セキュリティに関する国際的な取組の推進に加え、開発途上地域への支援等国際的な取組に積極的な貢献を行う。

#### ア) ハイテク犯罪対策に係る国際連携の強化(警察庁、総務省、外務省、法務省及び経済産業省)

2002年度中に、G8の枠組みにおいてハイテク犯罪に関する迅速な捜査協力のためのルール作り等について協議する。

#### イ) 各国警察関係機関との連携強化(警察庁)

2002年度中に、アジア・太平洋ハイテク犯罪対策担当実務者会議の開催、アジア諸国警察機関との連絡のための24時間コンタクトポイントシステムの拡張等を通じ、各国警察機関との連携を強化するとともに、ハイテク犯罪対策に係る技術的指導等を行う。

#### ウ) 米国国防総省等との連携強化(防衛庁)

2003年度までに、米国防総省との間における政策協議等の意見交換(ITフォーラム等)等を通じて、防衛庁としての情報保証<sup>7</sup>を確立するとともに、これらのノウハウ・技術

---

<sup>7</sup> 情報保証:ここでは、現在、米国防総省が実施しているコンピュータ・システム等の安全に関する各種施策の総称(Information Assurance)。



等について、国防上支障のない限り部外に公表する。

#### エ) 情報セキュリティに関するグローバル情報交換ネットワークの構築（経済産業省）

2003 年度までに、不正アクセス・ウイルス等の発生状況・分析等情報セキュリティに関する情報集積を行っている CERT/CC 等諸外国の官民関係機関との情報交換のため、JPCERT/CC における関係諸機関との連携強化、民間各層におけるネットワーク構築の支援等を行い、情報セキュリティに関する迅速かつ正確な情報提供、対応及び施策への反映ができる環境を整備する。

## 横断的な課題

### 1. 研究開発の推進

#### (1) 基本的考え方

情報通信分野は技術が発展の原動力となる分野であり、この分野における急速な技術の革新は、今後の高度情報通信ネットワーク社会の発展の基盤であり、日常生活まで含めた幅広い社会経済活動に大きな変革をもたらすとともに、情報通信産業のみならずあらゆる産業の変革を通じて我が国産業の国際競争力の強化をもたらす源泉となる。

米国では、このような認識の下、IT革命という変革期において長期間にわたる情報通信分野に対する研究開発投資が継続された結果、情報通信分野において世界最高水準の技術力を有している。これに対し、我が国は、特定の個別分野を除いて、情報通信分野の技術水準に関しては米国に大きな遅れを取っている。また、これまで大きな役割を果たしてきた民間の研究開発については、その投資額の日米格差が急速に拡大しており、内容的にも製品開発に重点を移しつつあるため、我が国の競争力強化に向け、リスクの高い研究開発等について国の役割が一層重要となっている。また、研究開発成果を実用に結びつける力も日米格差が拡大しており、基礎研究の成果が十分生かされていない。

したがって、IT戦略本部と総合科学技術会議との連携の下、国、地方公共団体、大学、民間等の相互の密接な連携を図りつつ、情報通信産業における「国際競争力」を強化するとともに、我が国経済の構造改革を進め経済活性化を図るため、研究開発の実用化による社会・経済への迅速な還元が可能な領域の研究開発が推進されなければならない。同時に、長期的に我が国の「国際競争力」を高めていくとともに「知の創造と活用」を促進するためには、様々な技術の壁を越えるためのブレークスルーを目指した基礎的な研究開発を進める必要がある。

なお、情報通信分野における研究開発の進展は、情報通信産業等の知識集約的な産業の創出・拡大のみならず、既存産業の革新のためにも重要であることから、情報通信分野固有の技術に加えて、他分野の技術との融合的な研究開発、及び情報通信技術が社会・人に与える影響等に関する研究開発を進めることも必要である。

また、今後の市場拡大が期待される情報家電や情報端末についてのハード及びソフトの開発や標準獲得を戦略的に行うことが必要である。

## (2) 研究開発の推進方策

情報通信技術に対するニーズは多様であり、また情報通信分野では技術革新が急速に進展することから

- ・ 大学、国立試験研究機関、民間企業等の各研究機関における研究開発の推進
- ・ 産学官連携の強化
- ・ 研究開発システムの改革

といった方策を通じて、情報通信分野における日本の技術力を戦略的に強化していくことが必要である。

その際、政府の限られた人材、資金といった資源は、政府が中心的な役割を果たすことが期待されている分野へ、産学官の連携を強化しつつ集中的に投入されるべきである。

産学官の連携の強化については、産学官の各セクターの役割分担や各研究機関の特性を踏まえつつ、産学官の有機的な連携を促進して、産業界と公的研究機関の共通認識の醸成や、産学官連携のための組織的取組の強化を図ることが必要である。

研究開発システムの改革については、創造的な研究開発を展開していくため、特に競争的な研究開発環境を整備する必要がある。このため、研究者が研究機関の外部から競争的資金を獲得することに加え、研究機関の内部でも競争的な環境を醸成するなど、あらゆる局面で競争原理が働き、個人の能力が最大限に発揮されるシステムを構築することが必要である。更に、競争的な研究開発環境の実現と効果的・効率的な資源配分のためには、研究開発の評価システムについて、評価の公正さと透明性の確保、評価結果の資源配分への反映、評価に必要な資源の確保と評価体制の整備等が行われることが必要である。

また、情報通信分野の多くの領域では、研究成果が制度的あるいは実質的（デファクト）な国際標準として認められて実際に活用され、産業競争力の強化にもつながることが重要である。このため、民間における積極的な取組を促進するとともに、必要に応じて、国も可能な限り標準化のための支援を行う必要がある。一方、後述するような国が率先する形で研究開発を推進する技術については、国が民間企業等との連携の下、積極的かつ主体的に国際標準の獲得に努めていくことも重要である。

さらに、我が国の国際競争力の強化に結びつけるための知的財産権の保護と活用を図ることが必要である。

### (3) 重点領域

情報通信分野において、今後政府として重点的に研究開発を進めていくべき領域としては、以下を指摘できる。

#### 高速・高信頼情報通信システム技術

我が国が優位な技術（モバイル、光、デバイス技術等）を核に、産学官の強力な連携の下、超高速モバイルインターネットシステムを実現する技術（無線及び光ネットワーク、高度インターネット等）、高機能・低消費電力デバイス技術（半導体プロセス技術、システム LSI 技術などデバイス・超 LSI 等の研究開発、平面ディスプレイ技術等）、利便性・安全性・信頼性・ソフトウェア技術等（ストレージ技術、デジタル・ディバイド解消技術、人命・財産・プライバシー等に関する重要な情報を取り扱う経済・社会活動のインフラとして十分な安全性・信頼性を確立するための技術、コンテンツ制作・流通支援技術、ネットワークを介して分散したコンピュータ等を柔軟に活用できる技術等を含む）の研究開発を推進する。

#### 次世代情報通信技術等

次世代ヒューマンインターフェース技術、シリコンに代表される現在の技術を越えた量子工学技術など新しい原理・技術を用いた次世代情報通信技術、ナノ技術やバイオ技術など他分野と連携した新しい技術の創造、高度な交通情報システム（ITS 等）、宇宙開発（通信）、環境、防災、ロボティクスなど他分野との連携の下で行う高度な情報通信技術や映像等に対する生体安全技術等融合領域の研究開発を推進する。

#### 広範な研究開発分野のための基盤技術（研究開発の情報化）等

科学技術データベースの構築、スーパーコンピュータネットワークや仮想研究所等の技術開発及び整備、計算科学技術に関する研究開発を推進する。

これらのうち、情報バリアフリー対策を含むデジタル・ディバイド是正のための研究開発や、映像等に対する生体安全技術に関する研究開発、公共分野の情報化に資する研究開発等、市場原理のみでは戦略的・効果的に開発し得ないものについては、国が率先する形で研究開発を推進することが必要である。

なお、情報通信分野においては、研究開発の成果が直接新規事業の創出に結びつきやすいことから、民間企業を中心として、特に新規産業の創出の促進につながり得る技術開発を強化していくことが必要であり、国は、産学との強力な連携による基礎から応用

への橋渡しの研究開発や、提案公募制度の充実など、そのための呼び水となる措置を講ずるべきである。

このほか、情報通信分野、特にソフトウェア、インターネット、融合領域等においては、研究者・高度技術者が大幅に不足しており、早急に国際的レベルの人材を育成・確保できる体制を整備する必要がある。

これらの領域の設定については、技術進歩等の環境変化に伴い、総合科学技術会議において策定された「情報通信分野推進戦略」に基づき対応することとする。

## 2．国際的な協調及び貢献の推進

### (1) 基本的考え方

世界的規模でインターネットの普及、社会の情報化が急速に進んでいる中で、現実の国際的情報流通は未だ欧米偏重である。この背景には、通信インフラ、技術、人材等の面における先行者利益が大きく、その結果として総合的な情報創造力・発信力を欧米、特に米国が高水準に有しているからだと見ることができる。これに対してアジア地域は、言語・文化等の多様性を背景に全体として IT 社会形成に立ち遅れが目立ち、かつ地域内におけるデジタル・ディバイドが著しい。ただその一方で、中国やインド等巨大な潜在市場を抱え、またモバイルインターネットや DSL 等分野によっては既に世界最先端の地位を占める国もあるなど、潜在的な発展性には極めて大きいものがある。

この現状を踏まえ、我が国を含めたアジア諸国が豊かな IT 社会の恩恵を享受し、新たな発展軸を構築してゆくためには、我が国がリーダーシップを発揮してアジア諸国と協調しつつ、世界の情報流通の不均衡を改善し、アジア全体として世界の情報拠点（ハブ）を目指すことが重要である。この際、我が国がアジア全体の均衡発展に寄与することにより、アジアが世界のハブになることは勿論、我が国自身が情報創造拠点として求心力を持ち、世界のハブになることが必要である。これらは、国内の各種施策を引き続き強力に推進するとともに、国際的な取組を体系的に強化することにより初めて達成可能なものであり、こうした取組があつてこそ、真の意味で世界最先端の IT 国家となることが可能となるのである。

### (2) 国際的取組の強化のための方策

世界の情報拠点（ハブ）を目指すためには、アジア地域の特性を踏まえた国際的情報流通基盤の整備を進めると共に、情報創造を支えるアジア発の次世代技術を確立し、かつアジアの IT 人材の育成・流動化を進めることが重要である。このためには、二国間・国際機関など様々な協力の枠組みを通じ、また、アジア諸国と連携して戦略的かつ精力的に議論を進めて行く必要がある。

## 国際的情報流通基盤の整備

デジタル・ディバイドが著しいアジアにおいて、次世代高速インターネット網の構築に向けた取組を各国と連携して進める（アジア・ブロードバンド計画）一方で、電子署名や知的財産権制度の国際的調和、ICANN 等におけるインターネット運営体制の整備への貢献、貿易手続きの電子化及びそのアジア共通基盤へ向けた整備・普及を進める。また、これらに関連し、アジア諸国に対して政策・制度面等におけるノウハウの支援を行う。

## アジア発の次世代技術の確立

国際共同実験等を通じて IPv6 の世界に先駆けた普及・促進を進めると共に、各種技術の ITU/IETF 等を通じた国際標準化、APAN<sup>1</sup>等のテストベッドを利用したアジア諸国と連携した研究開発、その他次世代 IT 開発の抜本的強化を推進する。

## アジアの IT 人材の育成・流動化

遠隔教育等を活用した海外の IT 人材の育成を進めると共に、IT 技術者試験の国際展開と入国要件の緩和により、海外の高度な IT 人材の一層の受け入れを進める。また、日本人に対する外国語教育及び外国人に対する日本語教育を強化する。

## 3. デジタル・ディバイドの是正

高度情報通信ネットワーク社会においては、すべての国民がインターネット等を容易にかつ主体的に利用し、個々の能力を創造的かつ最大限に発揮出来る環境が実現されることが重要である。このため、地理的な制約、年齢・身体的な条件等に起因する情報通信技術の利用機会及び活用能力の格差の是正を積極的に図っていくことが必要である。

### (1) 地理的情報格差の是正

地理的な制約による情報通信技術の利用機会及び活用能力の格差が生じないように、過疎地域、離島等の条件不利地域において、その活性化を図るためにも、必要に応じて、関連施策と連携し、情報通信基盤の整備や情報通信技術を活用した公共サービスの充

---

<sup>1</sup> APAN : Asia Pacific Advanced Network (アジア太平洋高度研究情報ネットワーク) の略。ネットワークの先進的アプリケーション及びサービスの研究開発を目的とする非営利国際コンソーシアム。

実等を推進する。

#### 地域情報通信ネットワーク基盤の公的整備推進

過疎地域等の条件不利地域におけるインターネットの利用を促進するため、市町村の学校などの公共施設へのインターネット導入を推進する。また、地方公共団体等の公的主体の行う高速公共ネットワーク整備、加入者系光ファイバ網整備及びCATVインターネット整備等を支援し、これを利用した地域住民のインターネットアクセスの円滑化を図る。

#### 民間事業者による情報通信基盤の整備に対する支援

過疎地域等の条件不利地域において民間事業者が行う加入者系光ファイバ網、DSL等の高速加入者アクセス網の整備に対する支援を充実することにより、条件不利地域における情報通信インフラ整備を推進する。

#### 情報通信技術を活用した公共サービスの充実

遠隔医療の実現のため、病院等をネットワークで結んで画像診断等を行う。また、医療情報の標準化を推進するとともに、電子カルテ情報等を安全に共有・保存・伝送するシステムの開発を行う。

地域における生涯学習機会の充実のため、全国の市町村の公民館、学校などにおいて、教育情報衛星通信ネットワークを通じて提供される大学講座等を受信するための設備の整備に対する支援を行う。

### (2) 年齢・身体的な条件の克服

年齢、身体的な条件により情報通信技術の利用機会及び活用能力の格差が生じないよう、地方公共団体等における施設のバリアフリー化、障害者や高齢者、子ども等に配慮した情報提供等のバリアフリー化や情報通信関連機器・システム等の開発を推進する。

#### 情報提供のバリアフリー化

国がインターネットを通じて提供する情報が視覚障害者にも利用しやすいものとなるよう、官庁のホームページのバリアフリー化に取り組むほか、視覚障害者に配慮した官報のインターネット配信等を行う。

また、視聴覚障害者が健常者と同様に放送サービスを楽しむことができるよう、視聴覚障害

者向け放送ソフトの制作技術の研究開発を実施するほか、字幕番組、解説番組及び手話番組の制作費に対する助成を行う。

#### 公共空間のバリアフリー化

障害者、高齢者が利用しやすい案内標識、信号機等を交差点等に設置するとともに、携帯端末等を活用した歩行円滑化及び信号交差点における安全性の確保のためのシステムの開発・普及を推進する。また、障害者・高齢者が鉄道等の公共交通機関を容易に利用できるようにするための旅客サービス支援システムを開発する。

#### 学校のバリアフリー化

すべての盲・ろう・養護学校等において、コンピュータを活用できる環境を、子どもたちの障害の状態に十分配慮しつつ整備する。また、盲学校点字情報ネットワークシステムの充実を図る。

#### 障害者、高齢者、子どものための情報通信関連機器・システム、サービスの開発等

障害者や高齢者が容易に利用できる情報通信関連機器・システム（パソコン等）、サービスの開発・普及等を促進するとともに、そうした機器・システム等を設置したバリアフリー型のITが利用できる施設の整備について補助を行う。また、障害者や高齢者が簡単にインターネット利用等ができるようにする技術等の研究開発や、障害者、高齢者にとってアクセシブルなホームページの点検システムの開発を進めるとともに、行政をはじめとしてその利用・普及を積極的に促進するなど、情報バリアフリー化を推進する。また、IT環境の整備にあたっては、子どもに配慮するとともに、子どもに親しみやすく安全なものとするよう留意する。

### 4．社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応

#### (1) 雇用問題への対応

IT革命の雇用面に与える影響としては、企業の情報化投資による業務の効率化等に伴い雇用削減が行われる可能性がある反面、IT関連ビジネスの成長により新たな雇用が生み出される等プラス効果も期待される。このため、IT関連も含めたベンチャー企業の創出・育成につき、資金調達及び人材確保を円滑化するための施策や、技術力を持ったベンチャー企業を創出するための施策を総合的に推進し、IT関連の良好な雇用機会の確保を図ることが必要である。さらに、IT革命の進展に伴い、職業能力に関するミスマッチの発生が懸念されることから、働く人すべてがIT化に対応できるようにするとともに、



IT 関連分野等における良好な雇用機会の創出と、それら雇用増が見込まれる分野への円滑な労働移動が図られるよう、以下に掲げる施策を推進し、雇用問題に的確かつ積極的に対応する。

なお、IT は、労働市場に3つの変化をもたらす可能性がある。第一に、テレワークなどの雇用形態の多様化をもたらし、労使双方の選択肢を増やす。第二に、労働市場の機能の強化をもたらし、失業なき労働移動の実現を含め需給調整機能の円滑化に寄与する。第三に、IT スキルの習得に係る企業及び個人の人的投資のインセンティブを高める。労働市場の制度設計においては、これら変化に留意することが肝要である。

## IT に関する職業能力の開発

### ア) IT 職業能力習得機会の確保・提供

IT に係る公共職業訓練について、離職者・在職者を含めた幅広い労働者の訓練ニーズに応じた多様なコースの整備・拡充を図る。また、公共職業能力開発施設等で、夜間・土日も含め、パソコンを活用した IT に係る職務上必要な実践的・応用的能力の習得を支援するとともに、自宅や事業所での IT 職業能力習得機会を提供するための教育訓練ソフトを配信するシステムを試行的に実施する。

### イ) 高度な IT 社会構築をリードする人材育成のための職業訓練の展開

IT とものづくりを融合した分野における高度な技術・技能者、高度な情報通信技術者や e ビジネスに従事するホワイトカラー等の高度な人材育成を図る先導的な職業訓練を展開する。

### ウ) IT 分野の能力開発に係る情報提供・相談等

全都道府県に「地域 IT 化能力開発支援センター」を整備し、IT 化に対応した職業能力開発施策の展開に係る連絡調整や労働者等に対する情報提供・相談等を行う。

## 雇用機会の創出と円滑な労働移動の促進

IT 関連分野等における雇用機会の創出を支援するための施策を講ずる。また、それらの分野への円滑な労働移動を促進するため、事業主による在職中からの計画的な再就職援助等を行うとともに、IT を活用した雇用情報提供機能の強化、職業能力評価制度の整備及び雇用に関する規制改革の検討を進め、労働市場の基盤整備を進める。

## (2) その他の課題への対応

IT 革命が進展するに伴い、雇用問題以外にも、個人の孤立化や人間関係の希薄化、更には有害情報の氾濫等を通じた青少年の健全育成への影響や、ハイテク犯罪や違法情報の流通等の問題が生じることが懸念されることから、こうした問題についても的確かつ積極的に対応する。

### 青少年の健全育成

個人の孤立化等に適切に対応するため、学校教育における情報教育の充実を図るほか、道徳教育や学校内外における体験活動の充実等を図る。また、青少年を取り巻く有害環境について、必要な対策を講じるとともに、関係団体が自主的な取組を行うよう促す。また、この種の問題に取り組む民間団体に対して必要な支援を行う。

### 違法行為、違法・有害情報の流通への対応

ハイテク犯罪等の違法行為に対しては、既存の法令等を適用して厳正に対処するとともに、違法・有害情報について、選別・格付けするための技術の開発・普及を行う等必要な対策を講じるとともに、情報通信関係団体等における自主的なルールの策定を支援していく。

## 5. 国民の理解を深めるための措置

我が国が、世界最先端の IT 国家を目指すためには、国民の IT に関する理解の増進や最先端の技術の実用化等を図ることが重要である。

### (1) 広報活動の充実

国民の IT に関する理解を増進する上で、広報活動は重要な役割を担っている。このため、電子政府の構築等による「世界最先端の IT 国家」の実現を政府の重点広報テーマとして位置づけて広報活動を一層充実させる必要がある。

### (2) 学校における IT 教育の充実

子どもの頃から IT に慣れ親しんでおくことは、将来的に国民全体の IT に対する理解の増進につながる。このため、学校における IT 環境の整備や IT 教育の充実等を図る必要がある。

### (3) 「e!プロジェクト」の推進

2005 年度に実現される世界最先端の IT 国家の姿を国民のみならず世界に広く提示するために 2002 年度から「e!プロジェクト」を実施する。

## 資料編

- ・ベンチマーク集
- ・各分野における将来イメージ

# 資料編

## 目次

### ベンチマーク集 ..... 1

1. 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成.....	2
2. 教育及び学習の振興並びに人材の育成.....	7
3. 電子商取引等の促進.....	10
4. 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進.....	13
5. 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保.....	18
6. 横断的な課題.....	19

### 各分野における将来イメージ ..... 22

1. 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成.....	23
2. 教育及び学習の振興並びに人材の育成.....	24
3. 電子商取引等の促進.....	25
4. 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進.....	26
5. 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保.....	28

## ．ベンチマーク集

本資料編に記載されているデータは、我が国の IT 化の現状を示すとともに、今後、重点計画に掲げられている分野毎の目標の達成状況を定量的に評価する際のベンチマーク（指標）として用いるものである。

即ち、重点計画 3.(5)にあるように、「この「e-Japan 重点計画 - 2002」に掲げられた施策の着実な実行を確保するため、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部は、遅くとも 1 年以内に本重点計画の見直しを行うとともに、毎年春と秋に施策の推進状況の調査を行い、その結果を随時公表する」こととされているが、このうち、「施策の推進状況の調査」を行うに当たって、目標達成状況を評価するため、本ベンチマーク（指標）の最新データの調査等を行う。

なお、本資料編に記載されているベンチマーク（指標）のうち、主要なものについては、重点計画の中で、各分野毎に「(1) 現状と課題」の欄に掲載した。

1. 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成  
インターネット普及率の国際比較

国名	普及率(%)	国名	普及率(%)
スウェーデン	64.7[56.4]	スイス	46.8[33.1]
アイスランド	60.8[52.1]	韓国	46.4[34.6]
デンマーク	60.4[48.4]	日本	44.0[37.1]
米国	59.8[55.8]	フィンランド	43.9[43.9]
香港	59.0[48.7]	オーストリア	43.5[36.9]
オランダ	58.1[45.8]	バミューダ	39.7[39.7]
英国	55.3[33.6]	ドイツ	36.4[24.3]
ノルウェー	54.4[52.6]	アンドラ	36.3
オーストラリア	54.4[43.9]		
カナダ	53.3[42.8]	(参考)	
台湾	51.9[28.8]	イタリア	33.4[23.3]
シンガポール	50.8[44.6]	フランス	26.3[15.3]
ニュージーランド	49.9[39.0]	ロシア	6.3 [ 6.3]

注1) []内は、総務省「平成 13 年版情報通信白書」、NUA 社(2001 年 3 月)の数値。

注2) 日本のインターネット普及率については、携帯電話・PHS 等からの利用を含む。

注3) G8 各国のうち、総務省「平成 13 年通信利用動向調査」及び総務省「平成 13 年版情報通信白書」には掲載されていない 3 国(イタリア、フランス及びロシア)については、NUA 社公表資料から参考までに掲載。

出典：総務省「平成 13 年通信利用動向調査」、総務省「平成 13 年版情報通信白書」及び NUA 社公表資料 (2001 年 3 月末及び 2002 年 3 月末現在)

加入者系光ファイバ網の整備状況

年度	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
集線点整備率	約 10%	約 13%	約 16%	約 19%	約 27%	約 36%	約 43%	約 59%

出典：総務省調査

加入者系光ファイバ網地域別カバー率

年度末 時点	政令指定都市及び 県庁所在地級都市		人口 10 万人以上の 都市等		その他	全国平均
	主要エリア	全エリア	主要エリア	全エリア		
1999	93%	56%	72%	31%	14%	36%
2000	94%	61%	72%	40%	22%	43%
2001	95%	77%	77%	54%	38%	59%

出典：総務省調査

## 高速インターネットの普及状況

	FTTH	DSL	CATVインターネット	ISDN(定額)
加入数	3.5 万件 <sup>1</sup> [0.35 万件] (2002 年 4 月末)	269.9 万件 [65.1 万件] (2002 年 4 月末)	153.3 万件 [115.1 万件] (2002 年 4 月末)	130.4 万件 [107.0 万件] (2002 年 3 月末)
加入可能数 <sup>2</sup>	1,400 万世帯	3,500 万回線 <sup>3</sup> [2,900 万回線]	(参考) 2,300 万世帯 <sup>4</sup>	4,000 万世帯 [4,000 万世帯]
料金例 (月額) <sup>5</sup>	10,080 円 <sup>6</sup> [11,000 円] (東・西 NTT B フレッツ ファミリータイプ) 5,200 円 <sup>7</sup> (有線ブロードネットワーク) (2002 年 4 月 1 日)	5,050 円 <sup>8</sup> [5,050 円] (東・西 NTT フレッツ ADSL) 2,453 円 <sup>9</sup> (Yahoo!BB) (2002 年 4 月 1 日)	2,500 円 <sup>10</sup> [2,500 円] (イブエコーボイス) (2002 年 4 月 1 日)	4,750 円 <sup>11</sup> [5,930 円] (東・西 NTT フレッツ ISDN) (2002 年 4 月 1 日)

注) []内は前回調査時(2001 年 9 月末)の数値

- 1 光ファイバを用いた一般利用者向けインターネット接続サービスの加入数。
- 2 技術的要因等によりサービスの提供が不可能な場合がある。
- 3 DSL サービスが提供されている東・西 NTT の収容局における住宅向け回線数(光化されているものを除く。)の合計
- 4 CATV インターネットを行っている事業者のケーブルテレビ視聴可能エリアの世帯数(2001 年 12 月末現在)
- 5 サービスを利用するために必要なすべての料金の合計(通信料金+ブロードバンド料金+その他付随する料金)(電話基本料金除く)
- 6 ブロードバンド料金(OCN「B フレッツプラン」)、屋内配線利用料(200 円)及び回線終端装置利用料(900 円)含む、最大 10Mbps
- 7 最大 100Mbps。なお、専用モデムをレンタルする必要あり。(900 円/月)
- 8 電話重畳あり・モデム売切り、ブロードバンド料金含む(OCN「ADSL アクセス・フレッツプラン」)、下り最大 8Mbps/上り最大 1Mbps。(前回調査時は、下り最大 1.5Mbps/上り最大 512kbps)
- 9 電話重畳あり・モデム売切り、NTT 回線使用料(173 円)含む。  
下り最大 8Mbps/上り最大 900kbps
- 10 下り最大 8Mbps/上り最大 256kbps。なお、専用モデムをレンタルする必要あり。(700 円/月)
- 11 ブロードバンド料金含む(OCN「フットプラン Gold」)、64kbps

出典：総務省調査。加入可能数はすべて総務省推計。



## 通信料金の国際比較

	回線速度 (下り/上り)	基本料金 (円)	通信料金 (円)	インターネット アクセス料金 (円)	合計 (円)
東京 (ADSL) <sup>1</sup>	8Mbps/ 1Mbps	1,750 [1,750]	3,100 [3,100]	1,950 [1,950]	6,800 [6,800]
ニューヨーク (ADSL) <sup>2</sup>	768kbps/ 128kbps	1,758 [1,342]		6,778 [6,034]	8,536 [7,376]
ロンドン (ADSL) <sup>3</sup>	500kbps/ 250kbps	1,650 [1,533]		6,605 [6,138]	8,255 [7,671]
パリ (ADSL) <sup>4</sup>	500kbps/ 128kbps	1,230 [1,156]	2,960 [2,781]	2,019 [1,896]	6,209 [5,833]

注1) 2002年2月現在。為替レートは、2002年2月1日時点のレートにより換算(1米ドル=135.70円、1英ポンド=194.10円、1ユーロ=117.30円、1スイスフラン=79.25円)、すべて月額料金。

注2) []内は、2001年10月1日現在。為替レートは、2001年10月1日時点のレートにより換算(1米ドル=120.80円、1英ポンド=180.37円、1仏フラン=16.80円、1独マルク=56.33円、1スイスフラン=74.28円)。すべて月額料金。

1 東京(ADSL) : の東・西NTTのDSLの料金例に同じ。(前回調査時は1.5Mbps/512kbps)

2 ニューヨーク(ADSL): 通信料金(インターネットアクセス料金を含む)はヴェライゾンのDSLサービス(Verizon Online DSL)。

3 ロンドン(ADSL): 通信料金(インターネットアクセス料金を含む)はブリティッシュテレコム( BT OPEN WORLD home500 )。

4 パリ(ADSL): 通信料金はフランステレコム( Netissimo 1est )、インターネットアクセス料金はFT Wanadoo。

出典: 諸外国の料金は各事業者のホームページ等により作成。

## IPv6の割り振り件数

	組織数
2001年2月現在	12
2001年9月現在	21
2002年5月現在	36

注) IPv6は1件の割り振りで9000×1兆×1兆個の機器分のアドレスを配分。

出典: JPNIC資料

国際回線伝送容量（国際海底ケーブル網の伝送容量）

宛地	回線容量(Gbps)	備考
北米向け	552	米国・カナダ
アジア向け	794	韓国・香港・台湾・シンガポール・中国等
大洋州向け	501	グアム・ハワイ・豪州
中近東向け	50	UAE等
アフリカ向け	50	エジプト等
欧州向け	51	ロシア・イタリア・英国等

注) 海外で他のケーブルと接続して疎通するものは含まない。

2002年4月現在

出典：総務省調査

第3世代携帯電話（IMT-2000）の加入数、料金

【基本使用料、通話料(平日、昼間、同一都県内、3分間)】

(NTTドコモ FOMA プラン 67 の例)

基本使用料	無料通話分	通話料		
		携帯 固定	携帯 携帯	固定 携帯
6,700 円	4,000 円	78 円	87 円	80 円

【契約数】

平成 14 年 4 月末(速報<sup>△</sup>-<sup>△</sup>)：439,600 加入

アクセスネットワーク種類別利用者数（インターネットを利用するための通信手段別世帯割合（%））

年月	アナログ	ISDN	DSL	携帯・PHS	CATV	その他
2002. 1～3月期 平均	10.5%	7.0%	2.4%	1.6%	2.3%	0.3%

出典：総務省「家計消費状況調査」(IT関連項目)(平成14年1月～3月期平均速報)

地域別インターネット利用世帯割合

a 地方別インターネット利用世帯割合(%) (平成14年1~3月期平均)

地方	利用世帯割合	地方	利用世帯割合
北海道	27.5%	近畿	38.9%
東北	23.3%	中国	34.0%
関東	41.7%	四国	24.1%
北陸	28.6%	九州・沖縄	23.6%
東海	37.0%		

出典：総務省「家計消費状況調査」(IT関連項目)(平成14年1月~3月期平均速報)

b 都市階級別インターネット利用世帯割合(%) (平成14年1~3月期平均)

人 口	利用世帯割合
100万人以上	39.9%
100万人未満~15万人以上	37.2%
15万人未満~5万人以上	38.7%
5万人未満	25.1%
町 村	23.4%

出典：総務省「家計消費状況調査」(IT関連項目)(平成14年1月~3月期平均速報)

今後の調査予定事項

デジタル放送普及率 (NHK デジタル地上放送のカバーエリア内の世帯数を基に推計)

## 2. 教育及び学習の振興並びに人材の育成

### インターネット利用者数

	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年
利用者数(万人)	-	[1,155]	[1,694]	[2,706]	[4,708]	5,593
企業普及率(%)	50.4	68.2	80.0	88.6	95.8	97.6
事業所普及率(%)	5.8	12.3	19.2	31.8	44.8	68.0
世帯普及率(%)	3.3	6.4	11.0	19.1	34.0	60.5

注1) 事業所は全国の従業者数5人以上の事業所(郵便業及び電気通信業を除く。)

注2) 企業は全国の従業者数300人以上の企業(農業、林業、漁業及び鉱業を除く。)

注3) []内は総務省「平成13年版情報通信白書」の数値。

出典：総務省「平成13年通信利用動向調査」、総務省「平成13年版情報通信白書」

### インターネット接続が可能な公共施設(1999年10月)

施設数	公民館(含む類似施設)	図書館
	1,105ヶ所	688ヶ所

注) データベースの構築やインターネットによるホームページの構築及びパソコン通信の利用等、電子媒体による情報システムの活用により情報提供を行っている施設数

出典：文部科学省「社会教育調査」

### 公立学校におけるインターネット接続・教育用コンピュータ設置

	全学校数 (A)	インターネット 接続校数 (B)	インターネット 接続率 (B/A)	1台当たりの 児童・生徒数
小学校	23,506 [23,607]	17,828 [11,507]	75.8% [48.7%]	19.2人/台 [22.2人/台]
中学校	10,407 [10,418]	9,292 [7,068]	89.3% [67.8%]	10.3人/台 [11.2人/台]
高等学校	4,151 [4,146]	3,761 [3,320]	90.6% [80.1%]	10.0人/台 [10.3人/台]
中等教育 学校	1 [0]	1 [0]	100% [-]	5.5人/台 [-]
盲・聾・ 養護学校	930 [925]	756 [554]	81.3% [59.9%]	7.0人/台 [7.7人/台]
合計	38,995 [39,096]	31,638 [22,449]	81.1% [57.4%]	13.3人/台 [14.6人/台]

2001年3月時点([]内は2000年3月の数字)

3月時点でのベンチマークでは存在した「コンピュータ設置校数」及び「コンピュータ設置率」については、ほぼ100%となっているため削除した。

出典：文部科学省「学校における情報教育の実態等に関する調査結果」

学校の教育用コンピュータ整備・インターネット接続の米国との比較

	日本		米国	
	2000年	2001年	1999年	2000年
コンピューター台あたり生徒数	15人/台	13人/台	6人/台	5人/台
インターネット接続率	57.4%	81.1%	95%	98%

出典：文部科学省調査

公立学校におけるインターネットに接続できる普通教室数（2000年度）

普通教室数	（左記のうち） LANに接続している 普通教室数	割合
446,358	36,834	8.3%

注）公立学校におけるLANに接続している普通教室数

出典：文部科学省「学校における情報教育の実態等に関する調査結果」

公立学校においてホームページを有する学校数（2000年度）

学校数	ホームページがある学校	割合
38,995	12,219	31.3%

出典：文部科学省「学校における情報教育の実態等に関する調査結果」

公立学校におけるコンピュータを操作できる教員数

・コンピュータで指導できる教員数

	2000年3月	2001年3月
小中高特殊教育諸学校 等教員数	886,768人	883,164人
うち、コンピュータを操 作できる教員数	585,754人（66.1%）	703,905人（79.7%）
うち、コンピュータで指 導できる教員数	282,038人（31.8%）	361,643人（40.9%）

出典：文部科学省「学校における情報教育の実態等に関する調査結果」

教育情報ナショナルセンターに登録している情報数

	2002年3月末
情報数	18,500件

出典：文部科学省調査

IT関連の修士・博士号取得者数

	1999年度	2000年度
IT関連修士課程修了者数	12,650人	13,509人
IT関連博士課程修了者数	1,568人	1,637人

出典：文部科学省調査

在留資格「技術」に係る外国人登録者数及び外国人新規入国者数

	1999年	2000年	2001年
外国人登録者数（年末時点）	15,668人	16,531人	19,439人
外国人新規入国者数	3,670人	3,396人	3,308人

出典：法務省資料

情報処理技術者試験受験者数、合格者数

年 度	受験者数	合格者数
1997年	505,114人	58,052人
1998年	570,904人	71,688人
1999年	704,969人	92,781人
2000年	784,912人	93,492人
2001年	788,443人	107,048人

出典：情報処理技術者試験センター公表

電気通信主任技術者試験受験者数、合格者数

年 度	受験者数	合格者数
1997年	7,363人	1,205人
1998年	9,366人	1,986人
1999年	10,110人	1,547人
2000年	9,997人	1,619人
2001年	10,398人	1,517人

出典：総務省調査

技術士試験（情報工学部門：第二次試験）受験者数、合格者数

年 度	受験者数	合格者数
1997年	359人	50人
1998年	430人	77人
1999年	456人	79人
2000年	518人	72人
2001年	630人	52人

出典：文部科学省調査

ITコーディネーター認定者数

年 度	認定者数
2001年	1318人
2002年	1618人

出典：ITコーディネータ協会公表

### 3. 電子商取引等の促進

#### 企業間（BtoB）電子商取引の現状

##### a 国内市場規模、年間成長率及び電子商取引化率

	2001 年
国内市場規模	34.03 兆円
年間成長率	約 58%
電子商取引化率	5.0%

出典：(株)NTT データ経営研究所・経済産業省・ECOM 共同調査「平成 13 年度電子商取引に関する市場規模・実態調査（平成 14 年 2 月）」

##### b セグメント別電子商取引市場規模および電子商取引化率（EC 化率）

品目	2001 年	
	市場規模 (億円)	EC 化率 (%)
自動車	135,190	30.52%
電子・情報関連機器製品	150,840	24.19%
情報処理・ソフトウェア関連サービス	3,840	4.04%
鉄・非鉄・原材料	8,750	2.32%
繊維・日用品	8,250	2.21%
運輸・旅行サービス	5,500	2.14%
産業関連機械・精密機械	9,650	1.77%
食品	8,170	1.34%
化学	4,570	0.78%
紙・事務用品	1,340	0.75%
建設	3,770	0.39%
通信・放送サービス	130	0.11%
金融・保険サービス	10	0.003%
電力・ガス・水道関連サービス	-	0%
その他サービス	260	0.02%
合計	340,270	5.04%

出典：(株)NTT データ経営研究所・経済産業省・ECOM 共同調査「平成 13 年度電子商取引に関する市場規模・実態調査（平成 14 年 2 月）」

#### 消費者向け（BtoC）電子商取引の現状

##### a 国内市場規模、年間成長率及び電子商取引化率

	2001 年
国内市場規模	14,840 億円
年間成長率	約 80%
電子商取引化率	0.55%

出典：(株)NTT データ経営研究所・経済産業省・ECOM 共同調査「平成 13 年度電子商取引に関する市場規模・実態調査（平成 14 年 2 月）」

b セグメント別電子商取引市場規模および電子商取引化率（EC化率）

品目	2011年	
	市場規模 (億円)	EC化率 (%)
PCおよび関連製品	1,480	12.20%
自動車	3,470	2.80%
書籍・音楽	340	1.07%
エンタテインメント	1,090	0.92%
旅行	1,190	0.79%
不動産	3,260	0.74%
金融	630	0.63%
その他物品販売	980	0.47%
趣味・雑貨・家具	490	0.38%
衣類・アクセサリ	580	0.37%
ギフト商品	70	0.14%
食料品	560	0.13%
サービス	700	0.09%
合計	14,840	0.55%

出典：(株)NTTデータ経営研究所・経済産業省・ECOM共同調査「平成13年度電子商取引に関する市場規模・実態調査(平成14年2月)」

企業における電子商取引等導入状況

a 電子商取引導入企業割合(平成12年度(速報値))

産業区分	導入率(%)
鉱業	1.6
製造業	19.2
卸売業	22.2
小売業	19.2
飲食店	13.0
電気・ガス業	12.6
クレジットカード業 ・割賦金融業	37.8
サービス業 (経済産業省所管)	19.3
全業種合計	19.8

注) 導入率は、(「電子商取引を行っている」と答えた企業数)  
÷ (それぞれの業種ごとの企業活動基本調査での回答企業数) × 100

出典：経済産業省「平成13年企業活動基本調査」(速報)



b 社内 LAN 及び社内イントラネットの構築率（平成 13 年）

産業区分	社内 LAN	社内イントラネット
建設業	70.8%	26.0%
製造業	77.6%	23.0%
運輸・通信	59.6%	26.3%
卸売・小売業、飲食店	65.2%	32.3%
金融・保険業	65.4%	38.7%
サービス業・その他	56.3%	29.7%
全業種合計	66.9%	27.8%

出典：総務省「平成 13 年通信利用動向調査」（企業調査）

中小企業の電子商取引等導入状況

a 中小企業の電子商取引の実施状況

年度	導入率
2001 年度末	22%

出典：独立行政法人経済産業研究所「平成 13 年度中小企業 IT 化実態把握調査報告書」

b 企業規模別の社内 LAN 及び社内イントラネットの構築率（平成 13 年）

企業規模区分	社内 LAN	社内イントラネット
100 人～299 人	64.9%	24.4%
300 人～499 人	73.6%	28.0%
500 人～999 人	71.1%	34.4%
1000 人～1999 人	74.1%	45.1%
2000 人～2999 人	67.6%	53.1%
3000 人～4999 人	62.5%	59.7%
5000 人～	65.8%	67.6%
全体	66.9%	27.8%

出典：総務省「平成 13 年通信利用動向調査」（企業調査）

#### 4. 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進

##### 行政の情報化（国）

##### a 申請・届出等手続のオンライン化手続数

2000年度末まで	2001年10月末まで	2002年3月末まで
124	133	590

出典：内閣官房、総務省「電子政府・電子自治体の推進について」（2001年6月）  
内閣官房「『e-Japan 重点計画』の施策の推進状況調査」（2001年10月、2002年4月）

##### b ホームページ開設数

1998.3.31	1999.3.31	2000.3.31	2001.3.31	2002.3.31
356	490	874	1,215	1,310

出典：総務省調査

##### c 「電子政府の総合窓口システム」における主な提供情報量、利用状況

- ・各府省ホームページ数のデータ量（平成14年3月31日現在）

1,093,198ページ

- ・各府省行政文書ファイル数（平成14年4月18日現在）

35,746,979件

- ・利用状況(平成13年度)

区分	トップページへのアクセス	ホームページ検索	法令データ検索
件数	2,510,202	3,483,855	2,863,142

注1) 「行政文書ファイル数」は、情報公開の対象となる各府省の行政文書ファイル管理簿に掲載された件数

注2) 法令データ検索範囲は、現に施行されている憲法、法律、政令、府省令等

出典：総務省調査（「電子政府の総合窓口システム」<http://www.e-gov.go.jp/>）

##### d パソコン1台あたりの職員数

1998.4.1	1999.4.1	2000.4.1	2001.4.1
2.0人/台	1.6人/台	1.4人/台	1.3人/台

注) 文部科学省（文部省）の国立学校関係は除外している。

出典：総務省「行政情報化基本調査」

e パソコン配備状況

区分	内部 部局	施設等 機関	特別の 機関	地方支分 部局	合計
13年度配備台数 [12年度配備台数]	57,376 [50,204]	43,651 [67,278]	33,106 [38,151]	185,149 [158,078]	319,282 [313,711]
13年度職員数	51,382	94,313	62,898	218,518	427,111
13年度配備割合 [12年度配備割合]	0.9 [0.9]	2.2 [1.7]	1.9 [1.6]	1.2 [1.4]	1.3 [1.4]

注) 文部科学省(文部省)の国立学校関係は除外している。

出典: 総務省「行政情報化基本調査」

f パソコンのLAN接続状況

区分	内部 部局	施設等 機関	特別の 機関	地方支分 部局	合計
13年度接続台数 [12年度接続台数]	53,466 [47,475]	27,026 [43,268]	21,508 [24,611]	116,354 [91,567]	218,354 [206,921]
13年度接続比率 [12年度接続比率]	93.2% [94.6%]	61.9% [64.3%]	65.0% [64.5%]	62.8% [57.9%]	68.4% [66.0%]

注) 文部科学省(文部省)の国立学校関係は除外している。

出典: 総務省「行政情報化基本調査」

g LANの整備状況(本府省LANと地方支分部局LANとの接続率等)

(2001年4月1日現在)

区分	内部 部局	施設等 機関	特別の 機関	地方支 分部局	合計
LAN整備対象機関	320	904	175	3,412	4,811
LAN整備済機関	320	865	155	1,702	3,042
整備率(%)	100.0	95.7	88.6	49.9	63.2
本府省LANと 接続している機関	/	173	73	1,327	1,573
接続率(%)		20.0	47.1	78.0	57.8

出典: 総務省「行政情報化基本調査」

行政の情報化（地方公共団体）

a 申請・届出等手続のオンライン化実施方策等提示数

55（2001年度までの手続数）

出典：各府省作成「申請・届出等の手続の電子化推進に関するアクションプラン」

b ホームページ開設数

年度区分 団体区分	1999年度		2000年度		2001年度	
	利用団体数	割合(%)	利用団体数	割合(%)	利用団体数	割合(%)
都道府県	47	100.0	47	100.0	47	100.0
市区町村計	1,833	56.4	2,145	66.0	2,704	83.3
総計	1,880	57.0	2,192	66.4	2,751	83.5

出典：総務省調査

c パソコン整備状況

年度区分 団体区分	1999年度		2000年度		2001年度	
	台数	割合 (人/台)	台数	割合 (人/台)	台数	割合 (人/台)
都道府県	228,912	1.5	263,791	1.3	319,915	1.1
市区町村計	278,592	3.4	384,531	2.4	561,721	1.7
計	507,504	2.5	648,322	2.0	881,636	1.5

出典：総務省調査

d LAN 整備状況

年度区分 団体区分	1999年度			2000年度			2001年度		
	全 団体数	利用 団体数	割合 (%)	全 団体数	利用 団体数	割合 (%)	全 団体数	利用 団体数	割合 (%)
都道府県	47	46	97.9	47	47	100.0	47	47	100.0
市区町村計	3,252	1,718	52.8	3,252	2,362	72.6	3,247	2,877	88.6
総計	3,299	1,764	53.5	3,299	2,409	73.0	3,294	2,924	88.8

出典：総務省調査

e 庁内 LAN 利用状況（2001年4月）

区分	導入団体数	LANの機能					
		電子メール	電子掲示板	施設等管理	文書管理	電子会議	電子決裁
都道府県	47	47	47	39	36	31	15
市町村	2,877	1,670	1,367	1,053	644	418	81
合計	2,924	1,717	1,414	1,092	680	449	96

出典：総務省「地方公共団体における行政情報化の推進状況調査」

f 「電算関係経費、職員」の状況

・電算関係経費（単位：億円）

年度	1996	1997	1998	1999	2000	2001
都道府県	1,586	1,627	1,672	1,520	1,798	2,250
市区町村	4,531	4,639	4,724	4,962	5,261	7,563
計	6,117	6,266	6,396	6,482	7,059	9,813

出典：総務省調査

・電算関係職員数（単位：人）（2001.4.1 現在）

区分	都道府県	市区町村	計
所属職員	7,614	40,559	48,173
派遣職員	1,699	4,260	5,959
合計	9,313	44,819	54,132

出典：総務省調査

g 地域情報通信システムの整備状況

区分	1999	2000	2001
公共施設案内・予約システム	171	242	326
図書館情報ネットワークシステム	394	429	478
緊急通報システム	1,466	1,469	1,454
駐車場情報システム	63	68	71

出典：総務省調査

科学技術・学術分野の情報化

a 学術情報ネットワーク (SINET) 及び仮想研究環境 ITBL(IT-Based Laboratory) 整備状況の推移

	2001年 1月末現在	2001年 9月末現在	2002年 3月末現在
主要回線速度 (Mbps)	270	405	10,000
SINET 接続機関数	753	763	782
スーパーSINET(10Gbps)接続機関数	-	-	11
ITBL 接続機関数	-	-	3

出典：文部科学省調査

(2002年5月末現在)

b データベースの整備状況の推移

	1999年度	2000年度
学術情報データベース数	2,682	2,745

出典：国立情報学研究所「学術情報データベース実態調査報告書」

デジタル・ミュージアム整備状況

区分	2000	2001
デジタル・ミュージアム整備団体数	72	122

出典：総務省調査

医療オーダリングシステムの病院での導入率(99年10月1日)

10.5%

出典：厚生労働省「医療施設(静態)調査」

光ビーコンの整備数

2000年3月末	2001年3月末	2002年3月末
26,511基	31,585基	34,881基

出典：警察庁調査

ETC 運用料金所の数

2001年3月末	2001年10月末	2002年5月末
63	175	685

出典：国土交通省調査

地理情報システム(GIS)推進状況(2001.4.1現在)

区分	都道府県	市区町村	計
地理情報システム導入団体数	39	721	760

出典：総務省調査

## 5 . 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保

### 情報セキュリティ対策に関する調査結果

	1999 年	2001 年
情報セキュリティポリシーの策定率	18.9%	24.0%
ファイアウォール設置率	50.7%	69.1%
バックアップ実施率 <sup>1</sup>	24.3%	43.8%

注) 1 調査項目の相違のため、1999 年はバックアップ用のコンピュータ設置率、2001 年はサーバのバックアップ用ファイルの保管率となっている。

出典：(財)日本情報処理開発協会、我が国における情報セキュリティの実態  
「情報セキュリティに関する調査」集計結果

### 情報セキュリティ関連有資格者数

	2001 年
情報セキュリティアドミニストレータ 試験合格者数 <sup>1</sup>	2,111 人
ネットワーク情報セキュリティマネー ジャ資格取得者数 <sup>2</sup>	229 人

出典： 1 (財)日本情報処理開発協会公表

2 NISM 推進協議会((社)電気通信事業者協会など7団体で構成)公表

### 地方公共団体のセキュリティ対策状況(2001.4.1現在)

区分	都道府県	市区町村	計
セキュリティポリシー策定団体数	6	264	270
ウィルス対策実施団体数	47	2,241	2,288
システム監査実施団体数	8	169	177

出典：総務省調査

## 6. 横断的な課題

### 研究水準の国際比較

#### a 計算機科学分野の論文数

論文発表時期	1996 ~ 1992	1997 ~ 1993	1998 ~ 1994	1999 ~ 1995	2000 ~ 1996
世界全体	34,172	36,110	37,953	39,565	40,510
米国	15,409	15,913	16,265	16,509	16,584
世界全体に占める割合(%)	45.1	44.1	42.9	41.7	40.9
日本	3,368	3,545	3,778	3,965	3,897
世界全体に占める割合(%)	9.9	9.8	10.0	10.0	9.6

#### b 計算機科学分野の論文の被引用数

論文発表時期	1996 ~ 1992	1997 ~ 1993	1998 ~ 1994	1999 ~ 1995	2000 ~ 1996
世界全体	96,905	82,705	65,869	45,689	47,235
米国	59,084	49,601	38,948	26,531	26,745
世界全体に占める割合(%)	61.0	60.0	59.1	58.1	56.6
日本	3,671	3,264	2,602	1,804	1,782
世界全体に占める割合(%)	3.8	3.9	4.0	3.9	3.8

出典：米国 Institute for Scientific Information 社「National Science Indicators on Diskette」を  
基に文部科学省作成



技術貿易

a 国別比較

区分		技術輸出		技術輸入		受取額 /支払額 (倍)
		件数	受取額 (億円)	件数	支払額 (億円)	
1996 年度						
総数		13,194	7,030	7,659	4,512	1.56
地域別	北米	2,183	2,355	5,072	3,305	0.71
	欧州	1,546	1,070	2,479	1,161	0.92
1997 年度						
総数		10,008	8,316	7,888	4,384	1.90
地域別	北米	1,941	3,945	5,020	3,135	1.26
	欧州	1,576	1,246	2,586	1,198	1.04
1998 年度						
総数		9,517	9,161	6,687	4,301	2.13
地域別	北米	1,921	4,804	4,274	3,061	1.57
	欧州	1,464	1,550	2,262	1,185	1.31
1999 年度						
総数		10,958	9,608	6,386	4,103	2.34
地域別	北米	1,979	5,500	4,021	2,916	1.89
	欧州	1,949	1,374	2,163	1,136	1.21
2000 年度						
総数		15,067	10,579	6,445	4,433	2.39
地域別	北米	2,040	5,845	4,114	3,314	1.76
	欧州	1,980	1,481	2,104	1,051	1.41

注) 1996 年度以降は、ソフトウェア業を含む。

出典：総務省「科学技術研究調査報告」

b 年次推移 (通信・電子・電気計測器工業)

区分	技術輸出		技術輸入		受取額 /支払額 (倍)
	件数	受取額 (億円)	件数	支払額 (億円)	
1996 年度	1,971	1,544	1,926	1,822	0.85
1997 年度	1,355	1,716	1,952	1,860	0.92
1998 年度	1,182	1,586	1,697	1,630	0.97
1999 年度	1,174	1,266	1,470	1,645	0.77
2000 年度	1,218	1,495	1,330	1,809	0.83

出典：総務省「科学技術研究調査報告」

## 特許数

### a 出願・登録件数年次推移（電気通信技術）

年度	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
出願	23,748	21,318	23,458	23,984	24,990	26,566	26,622	-
登録	4,062	3,840	5,919	14,004	8,750	8,849	10,507	9,953

注) 本表は、分類が付与された出願における、発明を最も適切に表現する分類についての統計。

出典：特許庁「特許行政年次報告書」

### 加入者系光ファイバ網地域別カバー率(2000年度末)

< 前掲 2 . 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成 >

## ・各分野における将来イメージ

本資料では、重点計画に掲げられている各分野について、盛り込まれている施策が実施され、目標が達成されることにより、ユーザの立場から見て 2005 年（行政の情報化については 2003 年度）には、生活・社会がどのようなになっているのかという将来イメージを、代表的なものについて記載した。

## 1. 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成

主 な 項 目	将 来 イ メ ー ジ
超高速インターネット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精密な大容量映像データをスムーズにダウンロードできるようなネットワークが構築される。</li> <li>・極めて高画質の映像配信や遠隔イベントへのリアルタイムでの参加、立体映像を使用したショッピングなどを安価に楽しむことが可能となる。</li> <li>・遠隔地からの精密な医療情報送受信が可能となる。</li> </ul>
高速インターネット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音楽データ等をスムーズにダウンロードできるようなネットワークが構築される。</li> <li>・テレビ会議、対戦型のゲーム、映像のライブ配信、遠隔在宅介護等が利用可能となる。</li> </ul>
IPv6 を備えたインターネット網への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報家電などパソコン以外の機器からインターネットを利用できるようになり、難しい接続操作も不要となる。</li> <li>・外出先からのエアコン操作や冷蔵庫内確認等、ネットワークを通じた家庭内の機器のコントロールやサービス利用が可能となる。</li> </ul>
シームレスな移動体通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モバイルインターネットアクセスの高速化により、外出先、車内等でも画像・音楽配信等のサービスを安価に楽しむことが可能となる。</li> <li>・固定端末と同等のアクセス環境が整備されることによりシームレスなネットワーク環境が実現する。</li> </ul>
放送のデジタル化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高品質な映像・音声を楽しむことが可能となるとともに、多チャンネル化やデータ放送の本格化により番組や情報の選択肢が格段に広がる。</li> <li>・インターネットと組み合わせることにより、双方向のサービスが受けられる。</li> <li>・移動中の車内においても安定して放送が受けられるようになる。</li> </ul>

## 2. 教育及び学習の振興並びに人材の育成

主 な 項 目	将 来 イ メ ー ジ
学校教育の情報化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の IT 環境の整備や教育用コンテンツの充実、教育情報提供体制の整備などにより、全ての子どもたちが、自ら直接世界中のデータ等を探ることができる等情報を主体的に活用できるようになるとともに、子どもたちにとってわかりやすい授業が実現される。</li> </ul>
国民の IT 活用能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットの活用により、誰でも電子政府により提供されるサービスを簡単に利用したり、最新の映画等を楽しめる。</li> <li>・高齢者や障害者も、インターネットの活用により、趣味等に基づくコミュニティに参加できる。</li> </ul>
大学改革の積極的推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国における知的源泉として、大学が国際的競争力を高め、独創的な研究を活発に行うとともに、地域の産業や生涯学習等の知的拠点となって、多様な人材が輩出され、最先端の技術が数多く開発される。</li> </ul>
外国人人材の受入れ確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アジアを中心とする諸外国との間で IT 人材に関するスキル標準が共通化されることなどにより IT 人材市場が活性化し、産業界がより有能な外国人 IT 人材を活用することが可能になる。</li> </ul>
コンテンツクリエイター及び革新的ソフトウェア開発者の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界的な人気を博するアニメ等のコンテンツが数多く作成され、日本からインターネット等を経由して全世界に配信される。</li> <li>・世界経済社会の発展に寄与するようなソフトウェアが日本から創出される。</li> </ul>
IT 分野での職業能力開発支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての労働者が IT を活用できるようになり、それぞれの能力の発揮、仕事の効率の大幅な向上が図られるとともに、希望する職業への就職等も容易になる。</li> </ul>

### 3 . 電子商取引等の促進

主 な 項 目	将 来 イ メ ー ジ
電子商取引等の浸透のための制度整備の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネットを使って受発注をする場合に、電子証明書を使って、取引先のなりすましやデータ改ざんの有無を確認でき、安心して商取引を行うことが可能となる。</li> <li>・ 事業者が、新規ビジネスモデルを構築する際の、法的リスク判断が迅速に行われ、様々な電子商取引サービスを早期に始めることができる。</li> </ul>
商取引の電子化の加速的推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネットを通じた様々な魅力あるコンテンツが提供されるようになる。</li> <li>・ 携帯電話を活用して簡便に魅力あるコンテンツを安心して楽しむことができる。</li> <li>・ 戦略的に IT を活用した企業活動の抜本的な合理化や経営革新が広範に行われるようになる。</li> <li>・ おおむね半数程度の中小企業がインターネットを活用して電子商取引に参加することが可能となる。</li> </ul>
消費者保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報 that 適正に保護され、消費者が安心して電子商取引に参加することが可能となる。</li> <li>・ インターネットによる通信販売においてトラブルが生じた場合、ADR により簡便で迅速な紛争処理を行うことが可能となる。</li> </ul>
国際的な環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アジア地域の企業と我が国の企業との間で、共通のルールや規格に基づいて、インターネットで商品の受発注を行うことができる。</li> </ul>

#### 4. 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進

##### 行政分野の情報化（2003年度）

主 な 項 目	将 来 イ メ ー ジ
行政情報の 電子的提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、紙ベースとは別に行政情報をインターネット・ホームページでも24時間、容易に、電子的に手に入れることが可能となる。</li> <li>（例）行政機関の組織・任務、所管法令や施策・事業の計画や実績、官報などで公表が義務付けられている報告、統計調査結果、審議会答申等の報道発表資料</li> </ul>
申請・届出等手続の 電子化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実質的にすべての申請・届出等手続が、原則として24時間、自宅や事務所から行うことが可能となる。</li> <li>（例）国税申告手続、電気通信事業関係手続、貿易管理関係手続、道路運送・海上運送・航空業関係手続</li> </ul>
歳入・歳出の電子化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請・届出等に必要手数料納付、納税等をインターネット等により行うことが可能となる。</li> </ul>
調達手続の電子化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札・開札がインターネットにより可能となる。</li> </ul>
ペーパーレス化 （電子化）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各府省 LAN や霞が関 WAN を活用し、行政機関内部や各行政機関間において紙ベースで行われている法令等の協議、各種会議開催通知、業務関係資料の配布（回覧）など実質的にすべてペーパーレス化（電子化）する。</li> </ul>

（注）なお、地方公共団体については、国は必要な支援を行うこととする。

公共分野の情報化

主 な 項 目	将 来 イ メ ー ジ
科学技術・学術研究分野の情報化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学・研究機関が超高速の研究ネットワークで結ばれる。</li> <li>・ ネットワーク上でスーパーコンピュータを活用し、高度なシミュレーションや遠隔地との共同研究を行うことが可能となり、より高度な研究開発が可能となる。</li> </ul>
芸術・文化分野の情報化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅で、インターネットを通じて、様々な文化財・美術品等に関する情報を入手・利用することが可能となる。</li> </ul>
保健、医療、福祉分野等の情報化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療情報の電子化により、データベースを活用し、より質の高い診療が可能となるとともに、病院での待ち時間軽減等患者サービスの向上も期待できる。</li> <li>・ 食料品の生産・製造方法等の履歴情報を、インターネット等を介して入手することが可能となる。</li> </ul>
ITS 及び公共交通分野の情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3メディア対応型 VICS 車載機の普及等により、カーナビゲーションシステムや携帯電話等のメディアを通じ、予測旅行時間、最適経路等に関する高度で利便性の高い道路交通情報を入手することが全国で可能となる。</li> <li>・ 交通事故を低減し、画期的に安全で快適な自動車の走行を実現するため、運転者に自動的に警告等を行うシステムが、第二東名・名神高速道路等で利用可能となるとともに、安全運転に関する情報提供等を行うシステムが全国で利用可能となる。</li> <li>・ 料金所渋滞の解消・緩和に資する ETC（ノンストップ自動料金支払いシステム）が全国の主要な料金所で利用可能となる。</li> <li>・ 交通管制センターや信号機等の高度化により、道路交通の流れが整序化され、これまで以上に安全で快適な運転をすることが可能となる。</li> <li>・ バスのリアルタイムの運行状況を把握するシステムや、運行状況を反映した経路選択や交通機関選択が可能なシステムを利用することにより、目的地への移動を便利にかつ快適に行うことが可能となる。</li> </ul>
環境分野の情報化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人工衛星を活用し、不法投棄等を発見し、環境汚染を未然に防止することが可能となる。</li> <li>・ 精度の高い地球環境の変動予測が可能となり、例えば、季節商品の在庫調整を行うことや、異常気象に備え、作付け計画に活用すること等が可能となる。</li> </ul>
GIS の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子化された様々な地理情報を自由に組み合わせ活用することができるようになり、防災、まちづくり、環境、教育等様々な分野への活用が可能となる。</li> </ul>
防災分野の情報化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災に関する様々な情報を高度に分析・利用し、関係機関や国民で共有されることで、災害に対し迅速な対応をすることが可能となる。</li> </ul>



## 5 . 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保

主 な 項 目	将 来 イ メ ー ジ
制度・基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・客観的な判断基準をもとに、効果的なセキュリティ技術の導入が可能となる。</li> <li>・ネットワーク犯罪を適切に処罰することができ、インターネット等の安全と秩序が維持される。</li> </ul>
政府部内の情報セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の漏洩やシステムダウンなどが起こらなくなり、国民が電子政府を安心して利用することが可能となる。</li> </ul>
民間部門の情報セキュリティ対策・普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが必要かつ正確なセキュリティ情報を迅速に入手でき、セキュリティ対策を容易かつ効果的に実施することが可能となる。</li> <li>・高度情報通信ネットワークに関係する犯罪の相談窓口が整備され、被害があった場合にすぐに対応できるようになる。</li> </ul>
重要インフラのサイバーテロ対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いわゆるサイバーテロに対する危機管理機能が強化され、重要インフラのネットワーク等に関するテロ等が発生したときにも、適切な対応が図られ、国民の安全が確保される。</li> </ul>
人材育成・国際連携等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際的な情報セキュリティへの取組が強化され、国境を越えた社会経済活動を安心して行えるようになる。</li> <li>・情報セキュリティに関する資格制度が整備されることにより、高いレベルの人材の育成、確保が可能となる。</li> </ul>

# 参考資料

「e-Japan 重点計画 - 2002」における  
各分野別施策の年度別集計表

## 「e-Japan 重点計画 - 2002」における 各分野別施策の年度別集計表

	2002年(度)	2003年(度)	2004年(度)	2005年(度)	2006年度以降	計
1. 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成	40 施策 [ 2 施策]	8 施策 [ 5 施策]	1 施策 [ 1 施策]	18 施策 [ 8 施策]	7 施策 [ 7 施策]	74 施策 [ 39 施策 ]
2. 教育及び学習の振興並びに人材の育成	22 施策 [ 6 施策]	9 施策 [ 6 施策]	6 施策 [ 2 施策]	19 施策 [ 11 施策]	3 施策 [ 1 施策]	59 施策 [ 47 施策 ]
3. 電子商取引等の促進	25 施策 [ 5 施策]	8 施策 [ 6 施策]	8 施策 [ 0 施策]	5 施策 [ 0 施策]	0 施策 [ 0 施策]	46 施策 [ 43 施策 ]
4. 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進	29 施策 [ 6 施策]	41 施策 [ 22 施策]	5 施策 [ 2 施策]	22 施策 [ 7 施策]	2 施策 [ 2 施策]	99 施策 [ 58 施策 ]
5. 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保	16 施策 [ 2 施策]	13 施策 [ 11 施策]	8 施策 [ 2 施策]	3 施策 [ 3 施策]	0 施策 [ 0 施策]	40 施策 [ 33 施策 ]
計	132 施策 [ 21 施策]	79 施策 [ 50 施策]	28 施策 [ 7 施策]	67 施策 [ 29 施策]	12 施策 [ 10 施策]	318 施策 [ 220 施策 ]

注)[ ]内の施策数は、「e-Japan 重点計画」(平成13年3月29日)の施策数

「e-Japan 重点計画」の2001年(度)施策を含む。

# 1. 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
ア i	公益事業者の電柱管路等使用に関するガイドラインの見直し	総務省	2002 年度
ア i	高速道路の高架橋空間の活用	国土交通省	2002 年度中に検討
ア	公共施設管理用光ファイバ収容空間等の整備及び開放	国土交通省	2002 年度
ア	次世代電線共同溝モデル施工	国土交通省	2002 年度
ア	冬季・年度末の路上工事規制の緩和	国土交通省	2005 年度まで試行
ア	道路使用許可手続きの改善	警察庁	2002 年度
ア	道路占用許可申請の電子化（地方公共団体の標準システム基本仕様策定）	国土交通省	2002 年度
ア	道路占用許可申請の電子申請システム改良	国土交通省	2002 年度
ア	地方公共団体が管理する道路をまたがる電子申請に必要なシステムの検討	国土交通省	2003 年度
ア	道路二次占用許可の見直し	国土交通省	2002 年度
ア	道路使用許可申請の電子化	警察庁	2003 年度
ア	河川占用許可申請の電子化	国土交通省	2003 年度
ア	道路台帳の電子化	国土交通省	2002 年度
ア	橋梁の新設・架替情報の公開	国土交通省	2002 年度
イ	集合住宅における高速・超高速インターネットアクセスの円滑化	国土交通省 総務省 経済産業省	2002 年度
ウ	光ファイバ網等の整備支援	総務省	2002 年度
ウ	地域公共ネットワークの全国普及	総務省	2005 年度
エ	電波の有効利用促進のための再配分ルールの具体化	総務省	2003 年度
オ	第 4 世代移動通信等の新たな需要に対応した周波数の割当	総務省	2002 年度
カ	通信端末機器等の基準認証に関する自己適合宣言制度の導入	総務省	2002 年度
キ	IPv6 への移行に向けたロードマップ作成	総務省	2002 年中
キ	IPv6 への移行のための支援	総務省	2002 年度
ア	公共施設管理用光ファイバの民間への開放	国土交通省	2002 年度
ア	国営排水施設に敷設されている光ファイバ情報公開	農林水産省	2002 年度
ア	地方公共団体が保有するダークファイバ開放の際の標準手続策定	総務省	2002 年度
イ	電力線搬送通信設備に使用する周波数帯域拡大の検討	総務省	2002 年度
ア	ユニバーサルサービス制度の整備	総務省	2002 年度
ア	移動通信用鉄塔施設の整備	総務省	2003 年度
ア	高速・超高速インターネットの地理的格差の是正	総務省 農林水産省	2002 年度
ア	インターネット時代に対応した新たな競争の枠組みの検討	総務省	2002 年度
ア	公衆網再販制度の検討	総務省	2002 年度
ア	MVNO 参入促進ガイドライン策定	総務省	2002 年中
ア	OSS の開放	総務省	2002 年中

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
ア	公正競争の促進に関する指針見直し	公正取引委 総務省	2002 年中
ア	稀少設備等に係る競争事業者間の公平性の確保	総務省	2002 年度
ア	公正取引委員会の機能強化	公正取引委	2002 年度
ア	電気通信事業紛争処理委員会機能強化	総務省	2002 年度
ア	IP 電話普及のための番号制度の見直し	総務省	2002 年度
イ	サービスの品質に関する評価方法検討	総務省	2002 年中
イ	UIM カードの普及促進及び端末ポータビリティの実現	総務省	2002 年度
イ	国際機関への働きかけによる利用者利益の確保	総務省	2002 年度
	地上放送のデジタル化	総務省	2003 年までに三大圏で開始、2006 年までに全国で開始
ア	通信・放送融合技術開発のためのテストベッド整備	総務省	2002 年度
イ	電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の見直し	公正取引委 総務省	2002 年中
イ	通信放送融合分野における競争環境整備を図るための指針策定・公表	公正取引委	2002 年中
ア	1000 波の WDM 技術の実用化	総務省	2005 年までに
ア	10Tbps の光ルーターの実用化	総務省	2005 年度までに
ア	100Tbps の電子制御型ノード装置実現	経済産業省	2006 年度までに実用化の目途
ア	光ネットワーク制御・管理技術	総務省	2005 年までに
ア	ペタビット級ネットワーク通信技術	総務省	2005 年までに基礎技術を確認し、2010 年頃を目途に実用化
ア	1 兆～1000 兆分の 1 秒単位で光を ON/OFF する技術	経済産業省	2005 年を目途に技術実現、2010 年頃を目途に実用化
ア	超高速インターネット衛星	総務省 文部科学省	2005 年までに衛星打上げ、2010 年を目途に実用化
ア	CATV インターネットの超高速化技術の実用化	総務省	2003 年度までに要素技術を確認
イ	IPv6 の機能を拡充・活用する技術や、インターネットの対象を多様な機器に拡大するための技術開発等	総務省	2003 年度までに
イ	情報家電に必要なデバイス、ソフトウェア、システム等の技術開発・標準化	経済産業省	2005 年度までに
イ	プラットフォーム技術の研究開発	総務省	2005 年度までに
ウ	インターネット ITS	総務省 経済産業省	2005 年度までに
ウ	モバイル 3 次元 GIS の実現	総務省	2005 年度までに
ウ	第 4 世代移動通信システムの実現	総務省	2005 年までに要素技術確認、2010 年までに実現
ウ	無線通信ネットワーク融合技術	総務省	2005 年までに実用化
ウ	次世代ネットワークシステムの実現	総務省	2005 年度までに

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
エ	全国の主要拠点を結んだ研究開発環境の整備	総務省	2002年度
エ	更なる超高速ネットワークの研究開発環境の実現	総務省	2005年度
ア	アジアブロードバンド計画の明確化	総務省及び 関係府省	2002年度
イ	アジアの特性に配慮した大容量国際ネットワーク通信技術	総務省	2004年度までに実用化
ウ	国際標準提案に向けた研究活動	総務省 文部科学省 経済産業省	2003年度までに10件 提案
エ	沖縄の国際情報通信ハブ化	内閣府 総務省 経済産業省	2005年度までに高度な 地域情報通信ネットワ ーク整備、2010年度ま でに沖縄を情報通信ハ ブ化
オ	IPv6普及促進とそれに向けた国際戦略のあり方	総務省 経済産業省 外務省 文部科学省	2005年度
カ	政策・制度支援ネットワークの構築	総務省 外務省	2002年度

## 2. 教育及び学習の振興並びに人材の育成

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
ア i	概ねすべての公立小中高等学校等に高速インターネットの常時接続	文部科学省 総務省	2005年度まで
ア i	すべての教室にインターネット接続等	文部科学省 総務省	2005年度まで
ア	教育用PCの整備	文部科学省 総務省	2005年度まで
ア	私立学校について、公立学校と同程度水準の整備	文部科学省	2004年度まで
ア	在外教育施設の教育コンピュータ整備	文部科学省	2006年度まで
イ a	各教科でのIT活用方法等の検討	文部科学省	2002年度中
イ a	小学校で、「総合的な学習の時間」や各教科でのIT活用	文部科学省	2002年度から
イ a	中学校で、「総合的な学習の時間」や各教科でのIT活用、技術家庭科「情報とコンピュータ」が必修化	文部科学省	2002年度から
イ a	高等学校で、「総合的な学習の時間」や各教科でのIT活用、普通教科「情報」新設	文部科学省	2003年度の入学者から
イ a	外国語教育の一層の充実	文部科学省	2002年度(小中)、2003年度の入学者(高校)から
イ a	著作権教育の充実	文部科学省	2004年度まで
イ a	モラルへの配慮、有害情報対応のため、道徳教育、体験活動等の充実	文部科学省	2002年度中
イ b	高速インターネット接続校を活かした研究開発	文部科学省 総務省	2003年度まで
イ b	インターネットフェスティバルの開催	文部科学省	2002年度中
イ b	教育現場における先進的なIT活用事例の支援	経済産業省	2006年度まで
イ c	外国人の日本語学習への支援	文部科学省	2005年度まで
ウ	概ねすべての公立学校教員がIT指導可能	文部科学省	2005年度まで
ウ	学校教育におけるIT専門家の活用	文部科学省	2004年度
ウ	教科「情報」免許状を授与するための現職教員等講習会実施	文部科学省	2002年度中
ウ	IT教育信託基金に基づく教員等の研修の実施	文部科学省	2005年度まで
エ	教育用コンテンツの開発・普及	文部科学省	2004年中
エ	産業界と連携したコンテンツ作成・実践	経済産業省	2003年度まで
エ	教育用コンテンツ、博物館、図書館等の学習資源をデジタル・アーカイブ化したコンテンツ等を作成し、インターネット提供	文部科学省	2005年度まで
エ	大容量教育用コンテンツの閲覧技術等についての研究開発、実用化	総務省 文部科学省	2005年度まで
エ	教育情報システム等の開発、実用化	経済産業省 文部科学省	2004年度まで
エ	教育用ブロードバンドコンテンツ流通促進プラットフォームの開発・実証	総務省	2003年度まで

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
オ	教育情報ナショナルセンター機能の整備	文部科学省 総務省 経済産業省	2005年度まで
オ	生涯学習受信設備の全国配置	文部科学省	2005年度まで
カ	盲・ろう・養護学校における障害に対応したIT機器の整備の推進	文部科学省	2002年度中
カ	盲学校点字情報ネットワークシステムを活用した点字情報の共有化の促進	文部科学省	2002年度中
カ	盲・ろう・養護学校におけるIT教育・外国語教育の充実	文部科学省	2002年度から
ア	地方公共団体が実施するIT講習の支援	総務省	2002年度中
ア	中小企業経営者向けIT講習の実施	経済産業省	2002年度中
ア	農林漁業者等向けIT講習の実施	農林水産省	2002年度中
ア	地域住民のIT利用のサポート	総務省	2004年度まで
ア	NPOと連携した地域IT学習支援	文部科学省	2006年度まで
ア	図書館のIT環境の整備	文部科学省	2002年度中
イ	バリアフリー型のIT施設整備	総務省	2002年度から
イ	パソコンボランティアの養成・派遣	厚生労働省	2002年度中
ア	新興分野における戦略的人材養成	文部科学省	2005年度まで
ア	学部の学科の設置認可について検討、結論	文部科学省	2003年度
ア	IT関連専攻修士・博士課程の入学定員の増加	文部科学省	2002年度中
ア	専修学校におけるIT関連プログラムの開発・実施	文部科学省	2005年度まで
ア	専門高校における専門教科「情報」の新設、実施	文部科学省	2003年度の入学者から
イ a	IT人材のスキル標準の国際的標準化	経済産業省	2003年度まで
イ a	アジア各国の資格制度のコンピュータ化支援	経済産業省	2003年度中目途
イ a	外国人IT技術者活用機会の拡充	経済産業省	2005年度まで
イ b	アジア e-Learning コンテンツ国際標準の策定・普及	経済産業省	2005年度まで
イ c	外国人受入れ関連制度の見直し	法務省	2002年度中
イ d	専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れ・定着の促進	厚生労働省	2002年度中
ウ	IT技能に関する標準の策定・普及	経済産業省	2002年度中
ウ	電気通信主任技術者資格等の見直し	総務省	2002年度中
エ	デジタル・コンテンツ市場規模の拡大	経済産業省	2005年度まで
エ	ベンチャー起業家支援等の実施	総務省	2003年度まで
エ	ビジネスインキュベータの整備	経済産業省	2005年度まで
オ	経営者をサポートするITコーディネーターの育成	経済産業省	2005年度まで
カ	離職者及び在職者を対象とした職業能力開発	厚生労働省	2002年度中
カ	専門技術者の育成支援	総務省	2005年度まで
カ	ソフトウェアの開発者の技能向上支援	経済産業省	2005年度まで



### 3. 電子商取引等の促進

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
ア i	官報公告の電子化	法務省	2003 年度
ア	ADR に関する情報提供面・担い手の確保面での連携強化及び共通的な制度基盤の整備	司法制度改革推進本部及び関係府省	2003 年度
ア	事業活動の電子化を阻害する規制の見直し	内閣官房及び関係府省	2002 年
ア	電子認証業務の認定に関する国際的な相互承認及び外国政府機関との協力等の環境整備	総務省、法務省、経済産業省	2004 年
ア	電子署名・認証業務に関する調査研究	総務省、法務省、経済産業省	2004 年
ア	電子署名・認証制度の普及啓発及び情報提供	総務省、法務省、経済産業省	2004 年
イ	電子商取引準則の普及及び見直し	経済産業省	2002 年度
ア	デジタルコンテンツに関する公正かつ自由な競争の促進	公正取引委員会	2002 年度
ア	モバイルコンテンツの公平・安全な利用・提供環境の整備に向けた検討	総務省	2002 年度
ア	コンテンツ市場における競争政策のあり方の整理、コンテンツに関するモデル契約書の策定等	経済産業省	2002 年度
イ a	権利情報を検索可能とする権利処理システムの開発	経済産業省	2002 年度
イ a	著作権等権利処理ルールの確立	経済産業省	2002 年度
イ a	コンテンツ制作部門の強化のための環境整備	経済産業省	2002 年度
イ a	コンテンツに関する情報を交換する権利処理システムの開発を通じた放送コンテンツの取引市場の形成	総務省	2004 年度
イ a	コンテンツの流通に関する多様なビジネスモデルの試行による民間における権利処理のルール確立の支援	総務省	2004 年度
イ a	コンテンツ創作者と利用者が直接契約等を行うためのシステムの研究開発	文部科学省	2004 年度
イ a	テレビ放送番組などのコンテンツの権利者・権利に関する情報を番組制作時に整理するシステムの検討	総務省、文部科学省、経済産業省	2002 年度
イ a	デジタルコンテンツの複製防止技術等の確立のための環境整備	経済産業省	2002 年度
イ a	大容量映像デジタルコンテンツが安定的に流通するための技術の確立	総務省	2004 年度
イ a	関係国政府当局との連携強化、業界による海賊版情報の収集・提供のための現地組織の構築支援	経済産業省	2002 年度
イ a	著作権保護に関する政府間協議の実施	文部科学省	2002 年度

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
イ a	アジア地域におけるデジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度の構築等の支援	文部科学省	2002年度
イ b	戦略的 IT 投資に積極的な事業者の連携、研鑽及び情報収集の支援	経済産業省 及び 関係府省	2005年度
イ b	戦略 IT 投資を行う企業における IT 投資負担の軽減	経済産業省 及び 関係府省	2003年度
イ b	高信頼ソフトウェア基盤の開発	経済産業省 及び 関係府省	2005年度
イ b	標準的なソフトウェアやシステムの開発など共通基盤の整備	経済産業省 及び 関係府省	2003年度
イ b	IT 導入を円滑に進めるための経営資源に対する補完(IT 貸付)等の支援の実施	経済産業省 及び 関係府省	2003年度
イ b	商取引の電子化等の基盤となるソフトウェアの開発	経済産業省	2005年度
イ b	ソフトウェアプロセス改善 (SPI) の推進	経済産業省	2002年度
イ c	IC カードを用いた電子商取引の汎用的なシステムモデル等の提示	経済産業省	2003年度
イ c	ISO における IC カードの電磁的性状等に関する国際規格の成立	経済産業省	2003年度
イ c	セキュアな IC カードシステムの標準的なモデルの構築についての国際的な推進	経済産業省	2003年度
イ	電子商取引監視調査システムの運用開始	公正取引委員会	2002年度
イ	消費者被害に関する広報・啓発活動等の消費者保護対策に必要な体制整備	警察庁	2004年度
イ	電気通信分野に関する消費者からの苦情・相談等のデータベース化及びホームページを通じた情報提供	総務省	2002年度
イ	迷惑メールにかかる苦情処理体制の充実、指定法人による適正化業務の遂行に向けた環境整備等	総務省 経済産業省	2002年度
イ	消費者向け電子商取引に係る ADR 運用体制構築への取組	経済産業省	2002年度
イ	携帯電話等に対応したインターネット通販に係る規制について、特定商取引法に基づくガイドラインの整備	経済産業省	2002年度
イ	コンテンツの生体影響指標の標準化等の対策	経済産業省 総務省	2002年度
	貿易金融 EDI とアジアの電子商取引 EDI との連携支援	経済産業省	2002年度
	貿易金融 EDI とアジア地域における対政府手続用システムとの連携支援	経済産業省	2002年度

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
	アジア地域における ebXML の技術的互換性の確保、取引ルールに関する合意及び普及促進のための環境整備	経済産業省	2005 年度
	アジア地域内における公開鍵基盤 (PKI) の整備	経済産業省	2005 年度
	ドメイン名等を取りまく諸課題の解決	総務省、経済産業省	2002 年度
	OECD のセキュリティガイドラインの見直し	外務省、経済産業省、総務省及び関係府省	2002 年度
	「視聴覚実演の保護に関する条約」及び「放送機関に関する条約」の策定に向けた取組	文部科学省、総務省	2002 年度

4. 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進  
行政の情報化

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
ア a	手続のオンライン化に必要な法令の整備等	総務省 及び 関係府省	原則として2003年度までに実施
ア a	オンラインで実施可能な手続等の状況の公表	総務省 及び 全府省	毎年度
ア b	「電子的提供の推進に関する実施方針」に基づく電子的提供の計画的・重点的推進	全府省	2003年度までに実施
ア b	「電子政府の総合窓口システム」の検索機能等の充実	総務省	2003年度までに実施
ア c	申請・届出等手続のオンライン化	総務省 及び 全府省	2003年度までに実施
ア c	申請・届出等手続以外の行政手続のオンライン化	総務省 及び 全府省	原則として2003年度までに実施
ア c	公的個人認証サービスのシステム整備・運用	総務省	2003年度までに実施
ア c	内部事務処理効率化のためのシステム整備・機能高度化	全府省	2003年度までに推進
ア c	総合窓口システムの整備・運用（各省申請・受付システムへの一元的案内の実現）	総務省及び 全府省	2003年度までに実施
ア c	輸出入・港湾諸手続のシングルウィンドウ化の実現	財務省 法務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	2003年度できる限り早期
ア c	通関情報処理システムのインターネット接続	財務省	2002年度中
ア c	通関情報処理システムと輸出入許可・承認手続システム、乗員上陸許可支援システムの接続、連携	財務省 経済産業省 法務省	2002年度中
ア c	自動車保有関係手続のワンストップサービス・システム化	国土交通省 及び 関係府省	2005年を目標
ア c	同一の申請書類等を提出する場合の受付窓口の一元化等	関係府省	2003年度までに実施
ア d	非公共事業における電子入札・開札の導入	総務省 及び 全府省	2003年度までに実施
ア d	非公共事業における電子入札・開札の一部導入	総務省	2002年10月に実施
ア d	公共事業における電子入札・開札の導入	国土交通省 及び 関係府省	原則として2003年度までに実施
ア d	公共事業支援統合情報システムの構築	国土交通省	2004年度までに構築

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
ア e	歳入金・国税の納付及び歳出金の振込の電子化	財務省 及び 全府省	2003年度までに実施
ア f	各府省共通内部管理事務のシステム整備・具体的運用等の基本方針策定	総務省、財務 省及び 全府省	2002年度中に策定
ア f	各府省共同事務のペーパーレス化（電子化）実現	総務省 及び 全府省	2002年度中に実施
ア f	各府省からの報告等のペーパーレス化（電子化）	関係府省	2003年度までに実施
ア f	本府省 LAN と地方支分部局 LAN との接続	全府省	2003年度までに整備
ア f	LGWAN への全市町村の接続	総務省	2003年度中に実施
ア g	文字情報データベースの整備・構築	経済産業省 及び 関係府省	2005年度までに実施
ア g	公的分野における連携 IC カードの技術的検討・仕様の見直し	内閣官房及 び関係府省	2003年度
ア h	情報システムに係る政府調達制度の見直し	総務省、経済 産業省、財務 省及び関係 府省	2002年度から実施
ア i	アウトソーシング(外注)の計画的・重点的な実施	全府省	2003年度までに実施
ア j	主要プロジェクトの所要経費や効果の明示と進捗状況の評価公表	全府省	毎年度逐次
ア k	行政情報化の現行推進体制の点検、整備、充実	総務省 及び 全府省	2002年度中
ア k	情報システム統一研修の充実	総務省	2002年度から実施
ア k	行政情報化推進各省庁連絡会議の個別課題毎の諸会議との連携強化、各府省間調整等の取組	総務省 及び 全府省	2002年度から実施
ア k	行政情報化に係る政策を政策評価対象とするための取組	全府省	2003年度までに実施
ア k	国・地方一体的な広報、普及活動の実施	総務省 及び 全府省	2002年度から実施
イ a	地方公共団体の組織認証基盤の全市区町村までの整備	総務省	2003年度までに実施
イ a	地方公共団体の汎用受付システムの基本仕様の順次高度化	総務省	2003年度までに実施
イ b	個別手続のオンライン化のための必要な実施方策の提示	総務省 及び 関係府省	原則として 2003年度までに実施
イ c	市区町村を対象とした研修・啓発、アドバイザーの派遣等支援機能の充実	総務省	2003年度まで実施
イ c	A S P 等の活用による都道府県・市区町村が一体となったシステム整備等の促進	総務省	2002年度から実施

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
イ c	主要な手続についての進捗状況の調査・公表及びそれを踏まえた支援等、地方公共団体の自主的な取組の一層の促進	総務省 及び 関係府省	2002年度から実施
イ d	自主的な取組を行おうとする地方公共団体に対する情報提供等の必要な支援	総務省	2002年度から実施
イ e	地方選挙における電磁的記録式投票の普及促進	総務省	2002年度から実施

公共分野の情報化

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
ア a	スーパーSINETの構築	文部科学省	2005年度まで
ア b	仮想研究環境 ITBLの整備	文部科学省 及び 関係府省	2005年度まで
ア c	研究開発に必要な各種データベースの 整備・高度化	文部科学省	2005年度まで
イ a	公文書、文化財、美術品等のデジタル アーカイブ化の推進	内閣府、 文部科学省 及び 関係府省	2005年度まで
イ b	デジタルアーカイブ情報の共通索引シ ステムの整備	文部科学省	2005年度まで
ウ a	情報セキュリティ技術、医療分野にお ける認証基盤等の情報化	厚生労働省、 文部科学省、 経済産業省 及び 関係府省	2003年度までに措置
ウ a	オーダリングシステムの導入		2003年までに全病院の 2割以上
ウ a	電子カルテの普及促進		2006年度までに400床 以上の病院及び全診療 所の6割以上
ウ a	レセプト電算化の普及促進		2006年度までに全病院 のレセプトの7割以上
ウ a	レセプトのオンライン請求		2002年度速やかに措置
ウ a	レセプトの電子媒体による保管の検討		2002年度中
ウ a	遠隔医療のシステム整備支援		2005年度までに全都道 府県へ導入を目指す
ウ a	診療ガイドライン等のデータベース化 及びインターネット等による情報提供		2003年度まで
ウ b	食料品の履歴情報に係るシステムの導 入		農林水産省
ウ b	牛肉の履歴情報に係るシステムの普及	2003年度を目途	
エ a	道路交通情報通信システム(VICS)によ るサービスの全国実施	警察庁、 総務省、 国土交通省	2002年度中に概ね全国 で実施
エ a	交通規制情報のデータベース化		2004年度まで
エ a	都市部の主要一般道路等における光ビ ーコンの整備		2005年度まで
エ a	光ビーコンの機能高度化等の推進		2004年度までに環境整 備
エ b	走行支援システムの第二東名・名神高 速道路等での実現		警察庁、 総務省、 国土交通省
エ b	安全運転支援システムの全国展開	国土交通省	2005年度まで
エ c	ノンストップ自動料金支払いシステム (ETC)を全国の主要な料金所に拡大	総務省、 国土交通省	2002年度中
エ c	都市高速道路でのETCに限定した利用		概ね4年後を目途
エ c	ETC前納割引制度等利用環境の整備		2002年度中
エ c	ETCの技術を応用した狭域通信 (DSRC)システムの多目的利用の推進		2003年度までに環境整 備
エ d	高度交通管制システムの推進		警察庁

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
エ e	国際標準化機構(ISO)及び国際電気通信連合(ITU)への提案等による ITS 技術の国際標準化	警察庁、 総務省、 経済産業省、 国土交通省	今後 4 年間に於いて目指す
エ f	2004 年にわが国で開催される ITS 世界会議において提示する官民を挙げた世界最先端の ITS に関し、その基本的な内容を提示	警察庁、 総務省、 経済産業省、 国土交通省	2002 年度中
エ g	バスのリアルタイム位置情報の提供や、最適な経路選択・交通機関選択を可能とするシステムの全国主要都市への導入	警察庁、 国土交通省	2005 年を目途
エ g	公共車両優先システム(PTPS)や車両運行管理システム(MOCS)の全国主要都市への導入		2005 年まで
エ g	運輸多目的衛星を活用した次世代航空保安システムの整備	国土交通省	2005 年度まで
エ g	国際空港における各種手続の電子化の推進	法務省、 外務省、 国土交通省 及び 関係府省	2005 年度を目途に整備開始
オ a	環境情報総合データベースの構築	環境省	2003 年度まで
オ b	人工衛星等を活用した環境モニタリングシステムの導入	環境省	2003 年度まで
オ c	世界最速コンピュータによる地球環境変動予測の実現	文部科学省	2005 年度まで
カ a	数値地図 25000 のインターネットによる提供	国土交通省、 経済産業省 及び 関係府省	2002 年度から
カ a	数値地図 25000 及び数値地図 2500 の定期更新		2002 年度から
カ a	街区レベル位置参照情報の定期更新		2003 年度から
カ a	地図データの品質評価表の作成		2002 年度早期
カ a	地理情報クリアリングハウスの拡充		2003 年度まで
カ a	地理情報の検索機能向上のためのデータ構造等の仕様の JIS 化		2003 年度まで
カ a	全国 109 水系における観測情報や環境情報の GIS 化及びインターネット等による情報提供		2005 年度まで
カ b	政府の地理情報の提供方法に係るガイドラインのとりまとめ	総務省、 農林水産省、 経済産業省、 国土交通省 及び 関係府省	2002 年度中
カ b	統合型 GIS の運用及び利活用に関する指針の策定		2002 年度中
カ b	森林 GIS の整備		2005 年度まで
カ b	電子基準点データを常時収集、解析、配信するシステムの構築		2002 年度中
カ b	GIS コンテンツを G-XML 化し相互に紹介・流通させる場を提供する仕組みの開発		2003 年度まで



重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
カ c	地理情報標準の JIS 化及び G-XML の国際規格化の提案	総務省、 経済産業省、 国土交通省 及び 関係府省	2002 年度中を目途
カ c	ウェブマッピングシステムの開発		2003 年度まで
キ a	各種機関の防災情報システムの有機的な連携のあり方等を明確化したグランドデザインの策定	内閣府 及び 関係府省	2002 年度早期
キ b	総合防災情報システムの整備	内閣府 及び 関係府省	2003 年度まで
キ b	人工衛星等を活用した被害状況等の把握システムの整備		2003 年度まで
キ b	被災地の情報を迅速・的確に把握できる双方向情報システムの整備		2005 年度まで
キ c	総合防災情報システムと災害情報ネットワークの連携による情報の共有化	内閣府、 総務省、 国土交通省	2003 年度まで
キ c	災害応急活動等のための消防防災システムの整備支援による情報の共有化		2005 年度まで
ク d	火山防災システムの整備	内閣府、 国土交通省、 総務省	2003 年度まで
ク d	火山活動をリアルタイムにシミュレーションするシステムの開発		2004 年度まで

5. 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
ア	各省庁情報セキュリティポリシーの評価・見直し	内閣官房及び全府省	2002年度中
ア	各省庁における電子政府にふさわしいセキュリティ水準の確保措置	全府省	2002年度中
イ	政府の緊急対応支援チーム(NIRT)の体制の強化	内閣官房	2003年度まで
イ	24時間監視体制の有り方に関する検討及び実証実験	内閣官房	2002年度中
ウ	地方公共団体の情報セキュリティ確保の支援	総務省	2002年度中
ア	サイバーテロ対策に係る特別行動計画における取組の強化	内閣官房及び関係府省	2002年度中
イ	サイバーテロ対応データベースの運用開始、NIRTの研修等の実施	内閣官房	2002年度中
ウ	機動的技術部隊(サイバーフォース)の緊急対処能力の強化	警察庁	2003年度まで
ウ	重要インフラへの支援	警察庁	2002年度中
ウ	テロ組織等に関する情報収集体制の整備等を実施	警察庁	2003年度まで
エ	運用ガイドラインの策定、緊急事態対処等の各種機能を有した組織(部隊)の構築	防衛庁	2003年度まで
ア	情報セキュリティアドバイザーの設置等により相談業務や情報発信機能を強化	警察庁	2004年度まで
イ	産業界と連携し情報セキュリティに関する情報を収集・分析するための枠組みの構築	警察庁、総務省及び経済産業省	2002年度中
ウ	電気通信基盤充実臨時措置法に基づきセキュリティ施設の導入を行う民間事業者への税制優遇措置等の支援の実施	総務省	2002年度中
ウ	「ファイアウォール装置」を購入した場合の税制優遇措置を実施	総務省	2003年度まで
エ	事業者における情報セキュリティ対策のレベルを的確に判断するための評価手法の確立	総務省	2003年度まで
オ	電気通信事業における情報セキュリティ対策の認定	総務省	2002年度中
カ	情報処理振興事業者協会(IPA)及びコンピュータ緊急対応センター(JPCERT/CC)の充実強化等の実施	経済産業省	2003年度まで
キ	情報セキュリティマネジメント規格の普及啓発	経済産業省	2002年度中
ア	各種のハイテク犯罪に対する罰則、情報通信ネットワークに関する捜査手続に関する法整備	警察庁、総務省、法務省、外務省及び経済産業省	2005年まで
イ	国際規格の策定に対応した電気通信事業における安全・信頼性対策のための制度整備	総務省	2003年度まで

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
イ	非常時における多数の事業者官の連携や重要通信を効果的に確保するためのシステムについて具体的方向性を確立	総務省	2002年度中
ウ	電子政府利用に資する暗号技術の評価及び標準化	総務省及び 経済産業省	2002年度中
エ	情報セキュリティ評価・認証事業の政府レベルでの国際相互承認スキームに参加	経済産業省	2003年度まで
ア	個人情報の適正な取扱いに関し、政府による基本方針の作成などの実施	内閣官房、内 閣府及び全 府省	「個人情報の保護に関する法律案」の成立後、 公布の日から2年以内
ア	個別分野での個人情報の適正な取扱いが担保されるよう必要な措置の実施		「個人情報の保護に関する法律案」の成立後、 公布の日から2年以内
イ	行政機関の保有する個人情報のあらましを記載した個人情報ファイル簿の調整	総務省及び 全府省	「行政機関の保有する 個人情報の保護に関する 法律案」及び「独立行政 法人等の保有する個人 情報の保護に関する 法律案」その他関連法案 の成立後公布の日から 2年以内
ア	強力なファイアウォールの研究開発を実施し、セキュリティを強化	警察庁	2002年度中
ア	「コンピュータ法科学」分野を確立	警察庁	2004年度まで
ア	サイバー攻撃に対する対処手法の実証的研究等を実施し、セキュリティを強化	防衛庁	2003年度まで
イ	不正アクセスやいわゆるサイバーテロの予防、検知等に関する研究開発	警察庁、総務 省及び経済 産業省	2005年度まで
イ	情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保に関する研究開発	警察庁、総務 省及び経済 産業省	2005年度まで
ア	ハイテク犯罪対策に必要な人材の確保及び民間との協力体制の整備	警察庁	2004年度まで
イ	緊急事態対処等の高度な情報セキュリティ技術等を習得した技術専門要員を確保	防衛庁	2003年度まで
ウ	高度な技術者の育成・活用のためのITセキュリティ技能標準の策定・普及	経済産業省	2004年度まで
エ	情報セキュリティ評価基準に基づく評価等を行う技術者の育成のための助成	経済産業省	2004年度まで
ア	ハイテク犯罪に関する迅速な捜査協力について協議	警察庁、総務 省、外務省、 法務省及び 経済産業省	2002年度中
イ	アジア・太平洋ハイテク犯罪対策担当実務者会議の開催等を通じ、各国機関との連携を強化	警察庁	2002年度中
ウ	米国防総省との連携を強化し、防衛庁の情報保証を確立	防衛庁	2003年度まで

重点計画 該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
工	CERT 等諸外国の官民関係機関との情報交換の強化等を通じ、情報セキュリティに関する迅速かつ的確な情報提供を実施	経済産業省	2003年度まで